一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成支援ツール Ver3.1

操作マニュアル

平成 26 年 4 月

環境省 大臣官房 廃棄物・リサイクル対策部

廃棄物対策課

［更新履歴］

初版　　平成 22 年 2 月

ver2.1　平成 22 年 4 月

ver3.0　平成 25 年 4 月

ver3.1　平成 26 年 4 月

目　次

Ⅰ．基本事項 1
1．財務書類作成ファイルの構成 1
2．推奨する動作環境 2
3．マクロ 2
4．ファイルの操作 3
5．消費税及び地方消費税の扱い 3
6．シート及びブックの保護について 3
7．【重要】支援ツールの対応ケースについて 3
Ⅱ．基礎情報の入力・設定（設定ファイル.xls） 4
1．基本設定 5
2．入力状況表示 12
3．入力チェック 13
4．エラーデータ一覧（前回） 14
5．エラーデータ一覧（前々回） 14
6．嵩密度設定 15
Ⅲ．データの入力（入力ファイル.xls） 18
0．入力ファイル機能 20
０．１　行追加機能 20
０．２　入力確定機能 21
０．３　入力確定解除機能 22
０．４　データクリア機能 23
1．施設（1.sheet） 24
2．所有施設に係る事業費等（2.sheet） 26
3．車両（3.sheet） 28
4．収集運搬部門～収集運搬量～（4.sheet） 31
5．収集運搬部門～直接搬入量～（5.sheet） 33
6．収集運搬部門～直営施設～（6.sheet） 34
7．収集運搬部門～直営車両の積載量等～（7.sheet） 35
8．収集運搬部門～コンテナ等に係る物件費～（8.sheet） 38
9．収集運搬部門～コンテナ等の配布状況～（9.sheet） 39
１０．　収集運搬部門～公設民営（所有施設）～（10.sheet） 41
１１．　収集運搬部門～公設民営（所有車両）～（11.sheet） 44
１２．　収集運搬部門～委託～（12.sheet） 46
１３．　中間処理部門～中間処理投入量～（13.sheet） 49

１４．　中間処理部門～直営施設～（14.sheet） 51
１５．　中間処理部門～公設民営～（15.sheet） 53
１６．　中間処理部門～委託～（16.sheet） 55
１７．　最終処分部門～最終処分投入量～（17.sheet） 57
１８．　最終処分部門～直営施設～（18.sheet） 58
１９．　最終処分部門～公設民営～（19.sheet） 59
２０．　最終処分部門～委託～（20.sheet） 60
２１．　資源化部門～資源化投入量～（21.sheet） 61
２２．　資源化部門～直営施設～（22.sheet） 62
２３．　資源化部門～公設民営～（23.sheet） 65
２４．　資源化部門～委託～（24.sheet） 66
２５．　引渡量（25.sheet） 67
２６．　人件費（26.sheet） 68
２７．　施設に係る物件費（27.sheet） 71
２８．　車両に係る物件費（28.sheet） 72
２９．　共通的物件費、経費、管理部門に係る費用等（29.sheet） 74
３０．　一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債（30.sheet） 77
３１．　有料化の実施状況（31.sheet） 79
３２．　直接搬入ごみの手数料収入（32.sheet） 80
３３．　近隣市町村からの受託収入（33.sheet） 81
３４．　廃棄物焼却発電施設に係る費用（34.sheet） 82
３５．　メタン発酵発電施設に係る費用（35.sheet） 86
３６．　基礎情報 89
Ⅳ．原価等の算出（算出ファイル.xls） 91
１.算出ファイルの見方 92
Ⅴ．財務書類の出力（出力ファイル.xls） 94
１.原価計算書 95
２.原価計算書　別紙１ 96
３.原価計算書　別紙２ 97
４.原価計算書　別紙３ 98
５.原価計算書　別紙４ 99
６.原価計算書　別紙５ 100
７.原価計算書　参考資料 101
８.原価計算書　施設 102
９.行政コスト計算書 103
１０．　資産・負債一覧 104
１１．　資産・負債一覧　別紙１ 105

１２．　資産・負債一覧　別紙２ 106
Ⅵ．財務書類の分析（分析ファイル.xls） 107
１.操作方法 108
２.単年度分析 110
２．１　単年度分析① 110
２．２　単年度分析② 111
２．３　単年度分析③ 112
３.経年変化分析 113
３．１　経年変化分析① 113
３．２　経年変化分析② 114
３．３　経年変化分析③ 115
【参考】家庭系・事業系別の費用・原価の算出方法 116
【参考】実態調査を活用した入力方法 118
【参考】新旧ツール対応表 129
【参考】マクロを使用しない場合の行追加 133
【参考】耐用年数表（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号の一部） 136

Ⅰ．基本事項

１．財務書類作成ファイルの構成

一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成のための電子ファイル（以下「財務書類作成ファイル」という。）は、Microsoft Office Excel®により作成されており、表 1 のような構成になっています。また、各電子ファイルの関連図を図 1 に示します。

※Microsoft Office Excel®は、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標または商標です。

表 1　一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成ファイルの構成

ファイル名	内容
設定ファイル.xls	基礎情報の入力・設定等を行うファイル。
入力ファイル.xls	財務書類※1 作成に必要なデータを入力するためのファイル。
算出ファイル.xls	財務書類※1 作成のための各種計算を実行するファイル。入力の必要はありません。
出力ファイル.xls	財務書類※1 を出力するためのファイル。入力の必要はありません。
分析ファイル.xls	財務書類※1 を分析するためのファイル。

※1：財務書類とは、「一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書」、「一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書」、「一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧」を指します。

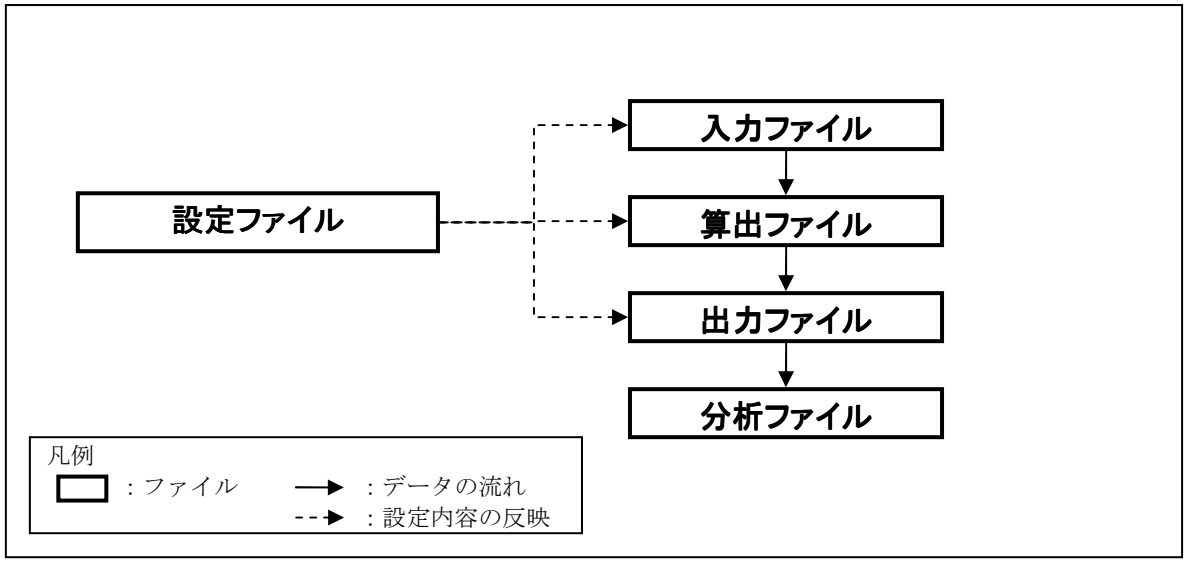

図 1　一般廃棄物会計基準に基づく財務書類作成ファイルの関連図

２．推奨する動作環境

推奨する動作環境は表 2 のとおりです。

表 2　推奨する動作環境

項目	内容
OS	Microsoft®Windows®XP、Microsoft®Windows®Vista、Microsoft®Windows®7
ソフトウェア	Microsoft Office Excel® 2002、2003、2007、2010
ディスプレイ	カラーディスプレイ

・Microsoft®Windows®、及び、Microsoft Office Excel®は、米国 Microsoft Corporation の米国及びその他の国における登録商標または商標です。

３．マクロ

廃棄物会計基準に基づく財務書類作成ファイルは、マクロを含んでいます。マクロを使用するために、必要に応じて、以下の操作を行ってください。

①Microsoft Office Excel®にて、マクロのセキュリティレベルを「中」に設定してください。
設定方法は以下のとおりです。

- ✓ Microsoft Office Excel®のメニューバーの「ツール」→「マクロ」→「セキュリティ」を選択する。
- ✓ 「セキュリティレベル」タブを選択して「中」のラジオボタンをクリックし、「OK」をクリックしてください。

なお、本電子ファイルの使用終了後には、適正なセキュリティレベルに戻してください。

②電子ファイルを開く際に、セキュリティ警告（「このファイルはマクロを含んでいます。マクロにはウイルスが含まれている場合があります。通常、マクロを無効にすると安全ですが、マクロが適正な場合、機能が使えなくなります。」）が表示されます。「マクロを有効にする」を選択してください。

③マクロを使用できない場合は、「マクロを無効にする」を選択することもできます。その場合、設定ファイルにおける入力チェック機能、入力ファイルにおける行追加機能等、一部の機能を利用できなくなります。

※マクロ機能使用中、操作の内容によっては時間がかかり、パソコンの動作が止まったように見えることもあります。

４．ファイルの操作

ファイルの操作にあたっては、以下の点に留意してください。

●電子ファイル５つは、ファイルの名称を変更せず、同じフォルダに保存してください。

●関連するファイル間で参照のリンクが設定されているので、原則として「設定ファイル」「入力ファイル」「算出ファイル」「出力ファイル」の４つのファイルを開いた状態で行ってください。ただし、設定ファイルの基本設定及び入力チェックは、入力ファイルを閉じてから利用してください。

●電子ファイルを開く際に、「このブックには、ほかのデータソースへのリンクが含まれています。リンクを更新すると、Excel は最新のデータを取り込もうとします。リンクを更新しないと、以前の情報が使用されます。」というメッセージが表示される場合があります。このメッセージに対しては、目的に応じて「更新する」または「更新しない」のいずれかを選択してください。

●Excel ファイルの「ツール」メニューの「オプション」の計算方法について、「自動計算」もしくは「手動」を設定してください。「手動」を選択した場合には、必要に応じ、「再計算実行(F9)」を押下してください。

●分析ファイルの経年変化分析を行う場合は、対象となる出力ファイルを本ファイルとは別のフォルダに一括して保存し、対象ファイルを閉じてから、利用してください。

５．消費税及び地方消費税の扱い

消費税及び地方消費税が課税される金額については、消費税等を含む金額を入力してください。

６．シート及びブックの保護について

廃棄物会計基準に基づく財務書類作成ファイルのシート及びブックは、 Microsoft Office Excel®の機能で保護されています。シート及びブックの保護を解除したい場合は、ツールバーの「ツール」から、「保護」→「シート保護の解除」あるいは「ブック保護の解除」を選択し、以下のパスワードを入力してください。

●シートの保護：パスワードなし

●ブックの保護：パスワード「waste」

７．【重要】支援ツールの対応ケースについて

支援ツールは典型的な一般廃棄物処理システムを想定しています。処理システムが複雑な場合（例：部門内・部門間で委託と直営の区分が複雑である、特殊な処理をしているなど）には、支援ツールを適宜、実状に合わせて変更することが必要な場合もあります。

Ⅱ．基礎情報の入力・設定（設定ファイル.xls）

基礎情報の入力・設定は「設定ファイル」で行います。設定ファイルのシート構成及び概要を表 3 に示します。

表 3　設定ファイルのシート構成及び概要

シート名	概要
基本設定	出力ファイルの形式、貴自治体の基本情報、廃棄物種類毎の作業主体等を設定します。入力した内容に応じ、入力ファイルで表示するシートや廃棄物種類及び出力ファイルの形式を設定します。
入力状況表示	入力ファイルでの各シートの入力状況を表示します。
入力チェック	入力ファイルの入力データについて入力チェックを行い、エラーのあるデータを一覧で表示します。
エラー概要	入力チェックで表示されるエラーの概要をまとめています。
エラーデータ一覧（前回）	前回入力チェック時のエラーデータ一覧を表示します。
エラーデータ一覧（前々回）	前々回入力チェック時のエラーデータ一覧を表示します。
嵩密度設定	収集運搬部門の原価計算の際に、貴自治体独自の嵩密度等を使用したい場合に、設定します。

設定ファイルにおいて入力することができるセルは色分けしてあります。色の意味はそれぞれ、表 4 のとおりです。必要なセルに過不足なく入力してください。

表 4　【重要】セルの色と入力内容等

セルの色	入力内容等	入力内容等
ピンク色	毎年度入力が必要な項目	数値等を入力してください。
紫色		該当するセルに「1」を入力してください。
オレンジ色	初年度のみ入力が必要な入力項目 ※必要に応じ、追加入力必要の場合有	数値等を入力してください。
濃いオレンジ色		該当するセルに「1」を入力してください。
黄色	必須入力ではありませんが、必要に応じて入力してください。	
水色	他入力項目から参照表示する項目です。入力は不要です。	
灰色	入力できないセルです。	

なお、マクロを使用できない場合には、基本設定シート「（２）基礎情報の設定」の財務書類の作成年度（西暦）、及び作成年度末の貴自治体の人口、世帯数のみ入力してください。

１．基本設定

基本設定シートでは、出力ファイルの形式、貴自治体の基本情報、廃棄物種類毎の作業主体、廃棄物種類の名称等を設定します。

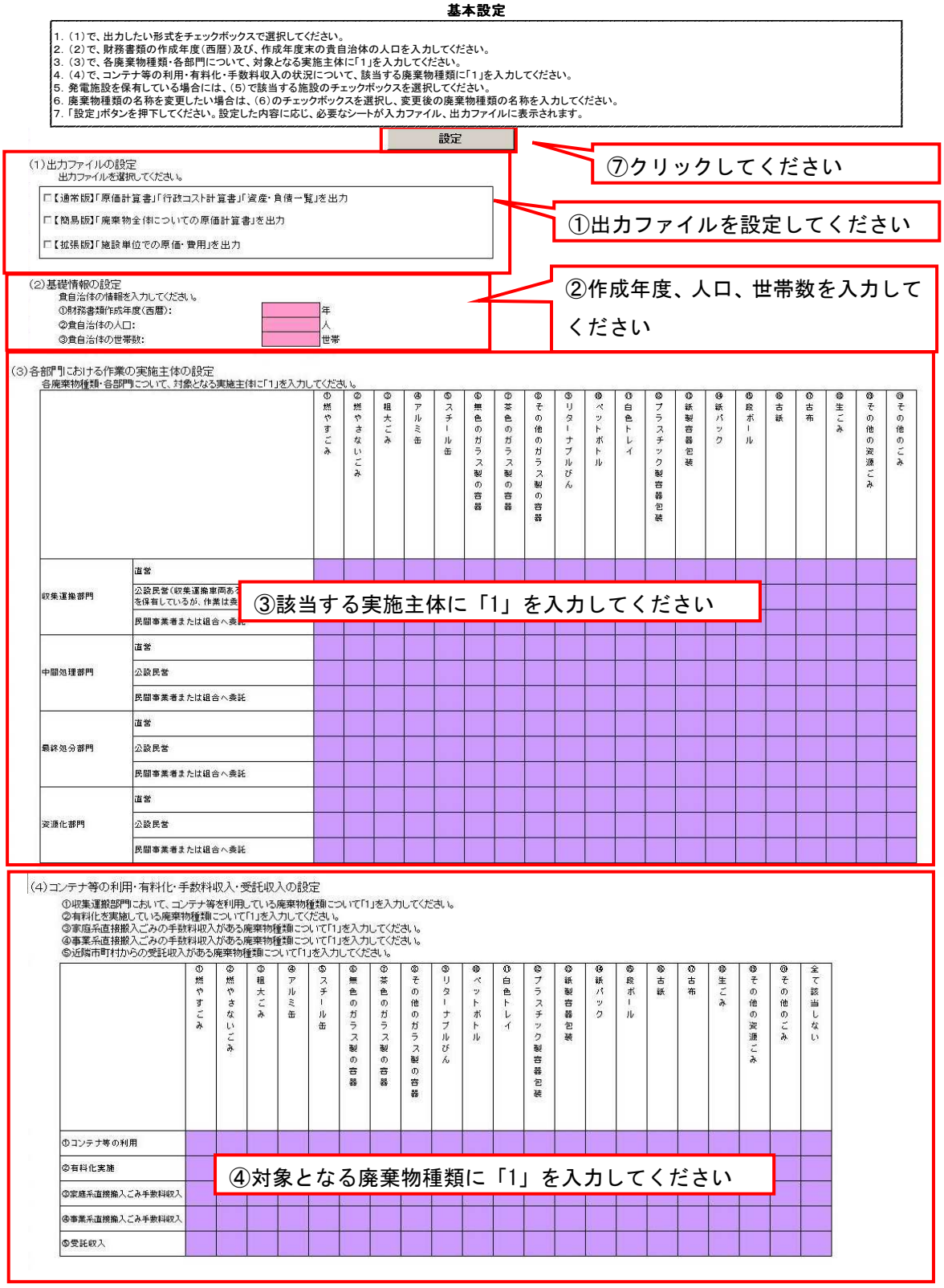

⑤「廃棄物焼却発電施設」もしくは「メタン発酵発電施設」を保有している場合には、該当する施設のチェックボックスを選択してください。

（5）発電施設に関する設定

「廃棄物焼却発電施設」もしくは「メタン発酵発電施設」を保有している場合には、該当する施設のチェックボックスを選択してください。

☐ 廃棄物焼却発電施設

☐ メタン発酵発電施設

（6）廃棄物種類の名称の変更

☐ 廃棄物種類の名称変更

廃棄物種類の名称を変更したい場合に、「廃棄物種類の名称変更」チェックボックスを選択後、変更したい廃棄物種類の名称を入力してください。
入力ファイル及び出力ファイルにおける廃棄物種類の名称が変更されます。
ただし、異なる区分の廃棄物種類に変更しないようご留意ください。

	①燃やすごみ	②燃やさないごみ	③粗大ごみ	④アルミ缶	⑤スチール缶	⑥無色のガラス製の容器	⑦茶色のガラス製の容器	⑧その他のガラス製の容器	⑨リターナブルびん	⑩ペットボトル	⑪白色トレイ	⑫プラスチック製容器包装	⑬紙製容器包装	⑭紙パック	⑮段ボール	⑯古紙	⑰古布	⑱生ごみ	⑲その他の資源ごみ	⑳その他のごみ
＜変更前＞																				
＜変更後＞																				

⑥「廃棄物種類の名称変更」チェックボックスを選択後、変更したい廃棄物種類の名称を入力してください。

【操作方法】

①「（１）出力ファイルの設定」で、出力したい形式をチェックボックスで選択してください。

✓ 出力したいファイルを以下の３つから選択し、チェックボックスにチェックを入れてください。通常版と簡易版はどちらか一方を選択してください。拡張版は重複選択可能です。簡易版を使用する場合には、10 ページを参照してください。

- 【通常版】「原価計算書」「行政コスト計算書」「資産・負債一覧」
- 【簡易版】「廃棄物全体についての原価計算書」
- 【拡張版】「施設単位での原価・費用」

✓ 拡張版を選択した場合には、通常版、簡易版で出力されるファイルに加え、施設単位での原価・費用が出力されます。

②「（２）基礎情報の設定」で、財務書類の作成年度（西暦）及び作成年度末の貴自治体の人口、世帯数を入力してください。

✓ 財務書類作成年度（西暦）に、会計対象年度を西暦で入力してください。

✓ 貴自治体の人口に、会計対象年度末時点の住民基本台帳における貴自治体の人口を入力してください。会計対象年度末時点のデータが不明な場合は、直近でのデータで構いません。

- ✓ 貴自治体の世帯数に、会計対象年度末時点のデータを入力してください。会計対象年度末時点のデータが不明な場合は、直近でのデータで構いません。

③「（３）各部門における作業の実施主体の設定」で、各廃棄物種類・各部門について、対象となる実施主体に「1」を入力してください。

- ✓ 各廃棄物種類・各部門について、直営、公設民営、民間事業者または組合へ委託の中から、対象となる実施主体に「1」を入力してください。（入力例を＜例１＞に示します）
- ✓ 一つの廃棄物種類で２つ以上の実施主体がある場合は、両方に「1」を入力してください。例えば、直営と委託を併用している場合は、直営と委託の行にそれぞれ「1」を入力してください。
- ✓ 分別収集を実施していない廃棄物種類については、何も入力しないでください（例：生ごみを分別収集せず、燃やすごみとして収集している場合、⑱生ごみの列には何も入力しない）。
- ✓ 収集運搬とは、回収拠点等から廃棄物及び資源物を中間処理施設・資源化施設等まで運搬することを指します。（基準 1.11.1.1）
- ✓ 中間処理とは、焼却（溶融・スラグ化、発電・熱利用を含む。）、ごみ固形燃料化、資源化を目的としない埋立処分のための破砕、減容化等を指します。中間処理後の一般廃棄物を最終処分場まで運搬する業務及び中間処理後の資源物を資源回収業者に引き渡すまでの業務も含みます。（基準 1.11.1.1）

<u>※中間処理後の残さをセメント原料化やスラグ化などにより資源として利用する場合であっても、当該中間処理工程は、資源化ではなく中間処理として扱います。</u>

- ✓ 最終処分とは、燃やさないごみ、焼却残さ、破砕残さの最終処分を指します。（基準 1.11.1.1）
- ✓ 資源化とは、資源物の選別や異物除去、圧縮加工、梱包など廃棄物を再び資源として利用するために施す工程を指します。ここには、堆肥化、飼料化、生ごみ等バイオマスのメタン化も資源化に含みます。（基準 1.11.1.1）

＜例１＞

		①燃やすごみ	②燃やさないごみ	③粗大ごみ	④アルミ缶	⑤スチール缶	⑥無色のガラス製の容器	⑦茶色のガラス製の容器	⑧その他のガラス製の容器	⑨リターナブルびん	⑩ペットボトル	⑪白色トレイ	⑫プラスチック製容器包装	⑬紙製容器包装	⑭紙パック	⑮段ボール	⑯古紙	⑰古布	⑱生ごみ	⑲その他の資源ごみ	⑳その他のごみ
		1）		2）																	
収集運搬部門	直営	1	1	1																	
	公設民営（収集運搬車両あるいは収集運搬施設を保有しているが、作業は委託）										3）									4）	
	民間事業者または組合へ委託			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
中間処理部門	直営 5）	1		1																	
	公設民営																				
	民間事業者または組合へ委託		6）	1																	
最終処分部門	直営																				
	公設民営									7）											
	民間事業者または組合へ委託	1	1	1			1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1			
資源化部門	直営										1	1	1	1	1	1	1	1			
	公設民営			8）			1	1	1	1				10）							
	民間事業者または組合へ委託							9）													

1)　①燃やすごみと②燃やさないごみを直営で収集運搬を実施している

2)　③粗大ごみについて、直営で収集運搬を実施している地域と収集運搬業務を委託している地域がある

3)　④アルミ缶～⑰古布については、収集運搬業務を委託している

4)　⑱生ごみ～⑳その他のごみを収集運搬をしていない

5)　直営の焼却施設で、①燃やすごみと③粗大ごみの破砕残さを処理している

6)　委託の破砕施設で、③粗大ごみを処理している

7)　最終処分業務は、全て委託している

8)　④アルミ缶と⑤スチール缶は、収集運搬後売却している

9)　公設民営の選別施設で、⑥無色のガラス製容器～⑨リターナルびんを選別している

10) ⑩ペットボトル～⑰古布は直営の選別施設で資源化を実施している

④「（４）コンテナ等の利用・有料化・手数料収入・受託収入の設定」で、コンテナ等の利用・有料化・手数料収入・受託収入の状況について、該当する廃棄物種類に「1」を、また、全て該当しない場合には『全て該当しない』に「1」を入力してください。

✓　収集運搬部門・直営において、コンテナ等を利用している廃棄物種類について「1」を入力してください（車両・施設以外に係る物件費のうち、特定の廃棄物種類に係る物件費がある場合、該当する廃棄物種類に「1」を入力してください）。「1」を入力した廃棄物種類については、「（３）各部門における作業の実施主体の設定」において、収集運搬部門・直営に「1」を入力する必要があります。

✓　有料化を実施している廃棄物種類について「1」を入力してください。

✓　家庭系直接搬入ごみの手数料収入がある廃棄物種類について「1」を入力してください。

- ✓ 事業系直接搬入ごみの手数料収入がある廃棄物種類について「1」を入力してください。
- ✓ 近隣市町村からの受託収入がある廃棄物種類について「1」を入力してください。

⑤発電施設を保有している場合には、「（５）発電施設に関する設定」で「廃棄物焼却発電施設」または「メタン発酵発電施設」のチェックボックスを選択してください。

⑥廃棄物種類の名称を変更したい場合には、「（５）廃棄物種類の名称変更」で、「廃棄物種類の名称変更」のチェックボックスを選択後、変更したい廃棄物種類の名称を入力してください。出力ファイルにおける廃棄物種類の名称が変更されます。

- ✓ 廃棄物種類の名称は「①燃やすごみ」を「①可燃ごみ」等、同一の廃棄物種類の名称変更のみ可能です。「③粗大ごみ」を「③金属類」等の異なる種類への変更は行わないでください。

⑦「設定」ボタンを押下してください。
※「設定」ボタン押下時には入力ファイルを閉じてください。

⑧（１）～（５）の設定内容に応じ、入力ファイルでの表示シート及び各シートで表示される廃棄物種類、出力ファイルでの表示シートが設定されます。設定内容に応じた入力ファイルにおける表示対象シート一覧を表 5 に示します。

【留意事項】

- ✓ マクロが使用できない場合は、「（２）基礎情報の設定」のみ入力してください。
- ✓ 設定内容により入力ファイルの各シートが表示から非表示に変更になる場合には、対象となるシートのデータがクリアされますので、必要に応じて設定内容を変更する前にフォルダごと別名で保存してください。
- ✓ 基本設定を行った際には、入力ファイルの各シートの「入力確定」は解除されませんので、過年度のデータが入力されたファイルを再設定する場合など、必要に応じ「入力確定」を解除してください。

表 5　設定内容に応じた入力ファイルの表示対象シート一覧

<table>
<tr><th colspan="3">設定対象</th><th>入力ファイルの表示対象シート</th></tr>
<tr><td colspan="3" rowspan="10">設定内容に関係なく表示されるシート</td><td>１．施設</td></tr>
<tr><td>２．所有施設に係る事業費等</td></tr>
<tr><td>３．車両</td></tr>
<tr><td>５．収集運搬部門～直接搬入量～</td></tr>
<tr><td>２５．引渡量</td></tr>
<tr><td>２６．人件費</td></tr>
<tr><td>２７．施設に係る物件費</td></tr>
<tr><td>２８．車両に係る物件費</td></tr>
<tr><td>２９．共通的物件費、経費、管理部門に係る費用等</td></tr>
<tr><td>３０．一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債</td></tr>
<tr><td rowspan="22">（３）各部門における作業の実施主体の設定</td><td rowspan="7">収集運搬部門</td><td rowspan="3">直営</td><td>４．収集運搬部門～収集運搬量～</td></tr>
<tr><td>６．収集運搬部門～直営施設～</td></tr>
<tr><td>７．収集運搬部門～直営車両の積載量等～</td></tr>
<tr><td rowspan="3">公設民営</td><td>４．収集運搬部門～収集運搬量～</td></tr>
<tr><td>１０．収集運搬部門～公設民営（所有施設）～</td></tr>
<tr><td>１１．収集運搬部門～公設民営（所有車両）～</td></tr>
<tr><td rowspan="2">委託</td><td>４．収集運搬部門～収集運搬量～</td></tr>
<tr><td>１２．収集運搬部門～委託～</td></tr>
<tr><td rowspan="6">中間処理部門</td><td rowspan="2">直営</td><td>１３．中間処理部門～中間処理投入量～</td></tr>
<tr><td>１４．中間処理部門～直営施設～</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公設民営</td><td>１３．中間処理部門～中間処理投入量～</td></tr>
<tr><td>１５．中間処理部門～公設民営～</td></tr>
<tr><td rowspan="2">委託</td><td>１３．中間処理部門～中間処理投入量～</td></tr>
<tr><td>１６．中間処理部門～委託～</td></tr>
<tr><td rowspan="6">最終処分部門</td><td rowspan="2">直営</td><td>１７．最終処分部門～最終処分投入量～</td></tr>
<tr><td>１８．最終処分部門～直営施設～</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公設民営</td><td>１７．最終処分部門～最終処分投入量～</td></tr>
<tr><td>１９．最終処分部門～公設民営～</td></tr>
<tr><td rowspan="2">委託</td><td>１７．最終処分部門～最終処分投入量～</td></tr>
<tr><td>２０．最終処分部門～委託～</td></tr>
<tr><td rowspan="6">資源化部門</td><td rowspan="2">直営</td><td>２１．資源化部門～資源化投入量～</td></tr>
<tr><td>２２．資源化部門～直営施設～</td></tr>
<tr><td rowspan="2">公設民営</td><td>２１．資源化部門～資源化投入量～</td></tr>
<tr><td>２３．資源化部門～公設民営～</td></tr>
<tr><td rowspan="2">委託</td><td>２１．資源化部門～資源化投入量～</td></tr>
<tr><td>２４．資源化部門～委託～</td></tr>
<tr><td rowspan="6">（４）コンテナ等の利用・有料化・手数料収入・受託収入の設定</td><td colspan="2" rowspan="2">①コンテナ等の利用</td><td>８．収集運搬部門～コンテナ等に係る物件費～</td></tr>
<tr><td>９．収集運搬部門～コンテナ等の配布状況～</td></tr>
<tr><td colspan="2">②有料化実施</td><td>３１．有料化の実施状況</td></tr>
<tr><td colspan="2">③家庭系直接搬入ごみ手数料収入</td><td rowspan="2">３２．直接搬入ごみの手数料収入</td></tr>
<tr><td colspan="2">④事業系直接搬入ごみ手数料収入</td></tr>
<tr><td colspan="2">⑤受託収入</td><td>３３．近隣市町村からの受託収入</td></tr>
<tr><td rowspan="2">（５）発電施設に関する設定</td><td colspan="2">廃棄物焼却発電施設</td><td>３４．廃棄物焼却発電施設に係る費用</td></tr>
<tr><td colspan="2">メタン発酵発電施設</td><td>３５．メタン発酵発電施設に係る費用</td></tr>
</table>

✓ 簡易版を使用する場合には、「（３）各部門における作業の実施主体の設定」において、対象となる部門、作業主体について『①燃やすごみ』に「1」を入力し、「（４）コンテナ等の利用・有料化・手数料収入・受託収入の設定」で対象となる場合には、『①燃やすごみ』に「1」を入力し、基本設定を行ってください。また、入力ファイルでは『①燃やすごみ』について入力する欄に廃棄物全体に関するデータを入力してください。

設定ファイル・基本設定

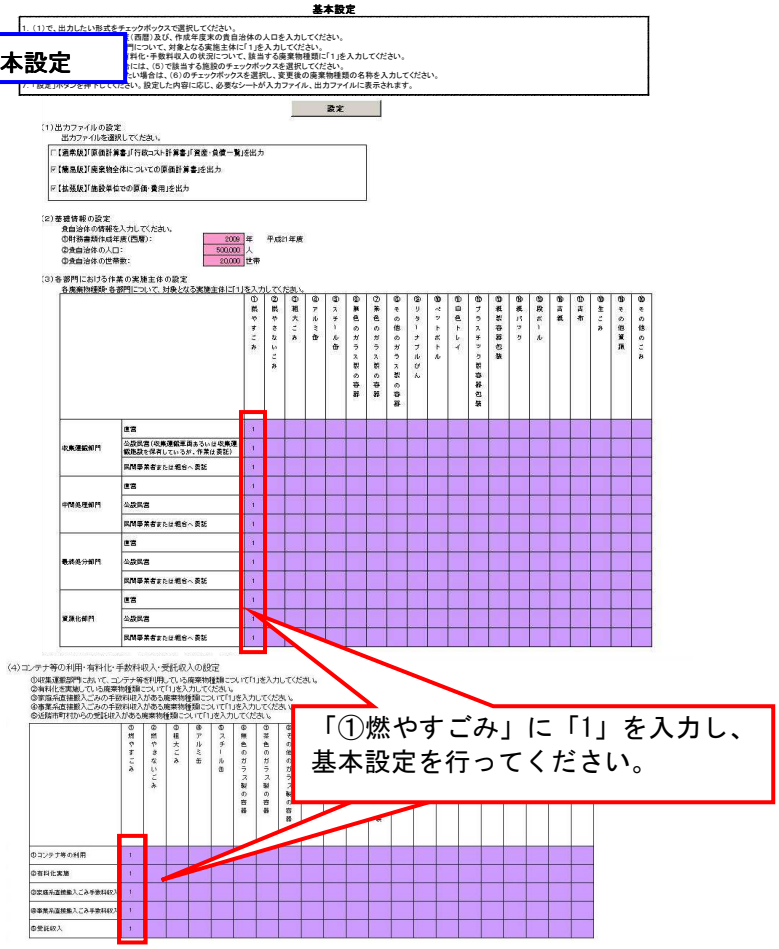

入力ファイル（例：収集運搬部門・委託）

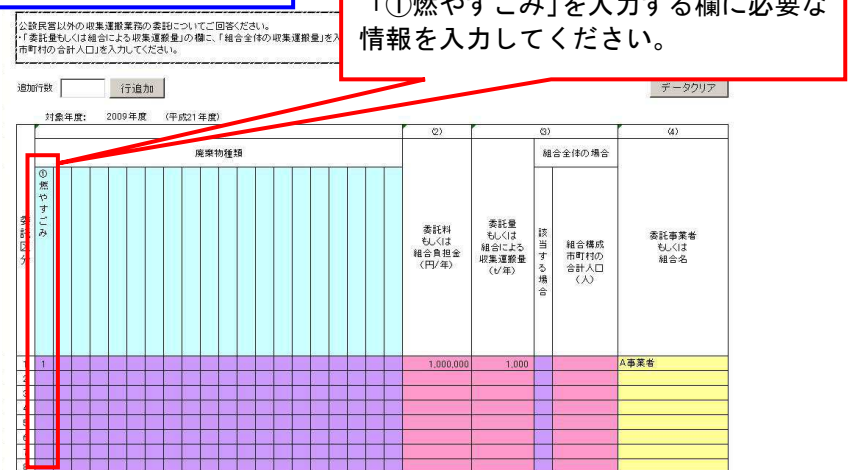

２．入力状況表示

入力ファイルでの各シートの入力状況を表示します。

入力状況表示

「入力状況表示」ボタンを押下すると現在の入力ファイルでの入力状況を表示します。
【凡例】○：入力済み　△：入力中　×：未入力　－：入力対象外

入力状況表示　クリックしてください

対象シート	入力状況	対象出力シート
1. 施設	×	原価計算書、原価 別紙、原価 参考資料、原価 施設、資産・負債　別紙1－1
2. 所有施設に係る事業費等	×	原価計算書、原価 別紙、原価 参考資料、原価 施設、資産・負債　別紙1－1
3. 車両	×	原価計算書、原価 別紙、原価 参考資料、資産・負債　別紙1－2
4. 収集運搬部門～収集運搬量～	×	原価計算書、原価 別紙（別紙1）
5. 収集運搬部門～直接搬入量～	×	原価 参考資料
6. 収集運搬部門～直営施設～	×	原価計算書、原価 別紙（別紙1）
7. 収集運搬部門～直営車両の積載量等～	×	原価計算書、原価 別紙（別紙1）
8. 収集運搬部門～コンテナ等に係る物件費～	×	原価計算書、原価 別紙（別紙1）
9. 収集運搬部門～コンテナ等の配布状況～	×	原価計算書、原価 別紙（別紙1）
10. 収集運搬部門～公設民営（所有施設）～	×	原価計算書、原価 別紙（別紙1）
11. 収集運搬部門～公設民営（所有車両）～	×	原価計算書、原価 別紙（別紙1）
12. 収集運搬部門～委託～	×	原価計算書、原価 別紙（別紙1）
13. 中間処理部門～中間処理投入量～	×	原価計算書、原価 別紙（別紙2）
14. 中間処理部門～直営施設～	×	原価計算書、原価 別紙（別紙2）
15. 中間処理部門～公設民営～	×	原価計算書、原価 別紙（別紙2）
16. 中間処理部門～委託～	×	原価計算書、原価 別紙（別紙2）
17. 最終処分部門～最終処分投入量～	×	原価計算書、原価 別紙（別紙3）
18. 最終処分部門～直営施設～	×	原価計算書、原価 別紙（別紙3）
19. 最終処分部門～公設民営～	×	原価計算書、原価 別紙（別紙3）
20. 最終処分部門～委託～	×	原価計算書、原価 別紙（別紙3）
21. 資源化部門～資源化投入量～	×	原価計算書、原価 別紙（別紙4）
22. 資源化部門～直営施設～	×	原価計算書、原価 別紙（別紙4）
23. 資源化部門～公設民営～	×	原価計算書、原価 別紙（別紙4）
24. 資源化部門～委託～	×	原価計算書、原価 別紙（別紙4）
25. 引渡量	×	原価計算書、原価 別紙（別紙5）
26. 人件費	×	原価計算書、原価 別紙、原価 参考資料、原価 施設、
27. 施設に係る物件費	×	原価計算書、原価 別紙、原価 参考資料、原価 施設、
28. 車両に係る物件費	×	原価計算書、原価 別紙、原価 参考資料
29. 共通的物件費、経費、管理部門に係る費用等	×	原価計算書、行政コスト計算書
30. 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債	×	資産・負債一覧
31. 有料化の実施状況	×	原価計算書、原価 別紙（別紙5）
32. 直接搬入ごみの手数料収入	×	原価計算書、原価 別紙（別紙5）
33. 近隣市町村からの受託収入	×	原価計算書、原価 別紙（別紙5）
34. 廃棄物焼却発電施設に係る費用	×	－
35. メタン発酵発電施設に係る費用	×	－

現在の入力状況が表示されます

【操作方法】

「入力状況表示」ボタンを押下してください。現在の入力ファイルでの入力状況を表示します。

凡例
○：入力済み　△：入力中　×：未入力　－：入力対象外

３．入力チェック

入力ファイルに入力されたデータについて入力チェックを行い、エラーのあるデータを一覧で表示します。

入力チェック

「チェック」ボタンを押下すると、入力ファイルで入力されたデータについて入力チェックを行い、エラーデータをエラーデータ一覧に表示します。
前回チェック時のエラーデータ一覧は「チェック」ボタン押下時に消去されます。
前回チェック時のエラーデータ一覧を「エラーデータ一覧（前回）」シートに表示します。
前々回チェック時のエラーデータ一覧を「エラーデータ一覧（前々回）」シートに表示します。

クリックしてください　チェック

エラーが発生している場合には、「エラー概要」シートに記載の内容を参考に入力ファイル、もしくは設定ファイルの入力内容を確認してください。

エラーデータ一覧

対象シート	対象項目・セル	エラー内容	関連シート	関連セル

エラーデータ一覧

対象シート	対象項目・セル	エラー内容	関連シート	関連セル
基本設定	①財務書類作成年度	未入力エラー		
基本設定	①コンテナ利用	未入力エラー		
1．施設	H10	該当部門使用率合計値エラー	1．施設	施設1
1．施設	H11	該当部門使用率合計値エラー	1．施設	施設1
2．所有施設に係る事業費等	施設1	未入力エラー	1．施設	C10
2．所有施設に係る事業費等	施設1	未入力エラー	1．施設	C11
3．車両	J10	未入力エラー		
3．車両	C15	該当部門重複エラー	3．車両	対象車両番号2
3．車両	C16	該当部門重複エラー	3．車両	対象車両番号2
4．収集運搬部門～収集運搬量～	G13	未入力エラー	4．収集運搬部門～収集運搬量～	C13-E13
6．収集運搬部門～直営施設～、7．収集運搬部門～直営車両の積載量等～	⑩ペットボトル	未入力エラー		
7．収集運搬部門～直営車両の積載量等～,9．収集運搬部門～コンテナ等の配布状況～	パッカー車	未入力エラー	3．車両	D10
11．収集運搬部門～公設民営（所有車両）～	F10-Y10	未入力エラー		
11．収集運搬部門～公設民営（所有車両）～	D10	未入力エラー		
11．収集運搬部門～公設民営（所有車両）～	Z10	未入力エラー		
12．収集運搬部門～委託～	②燃やさないごみ	未入力エラー		
13．中間処理部門～中間処理投入量～	G18	未入力エラー	13．中間処理部門～中間処理投入量～	C18,E18
13．中間処理部門～中間処理投入量～	G20	未入力エラー	13．中間処理部門～中間処理投入量～	C20,E20
13．中間処理部門～中間処理投入量～	L18	未入力エラー	13．中間処理部門～中間処理投入量～	H18,J18
13．中間処理部門～中間処理投入量～	L20	未入力エラー	13．中間処理部門～中間処理投入量～	H20,J20
14．中間処理部門～直営施設～	①燃やすごみ	未入力エラー		
14．中間処理部門～直営施設～,15．中間処理部門～公設民営～	施設1	施設未入力エラー	1．施設	C11
23．資源化部門～公設民営～	⑳その他のごみ	未入力エラー		
24．資源化部門～委託～	C10-V10	入力エラー		
33．近隣市町村からの受託収入	⑳その他のごみ	未入力エラー		

【操作方法】

入力ファイルを閉じてから、「チェック」ボタンを押下してください。入力ファイルで入力されたデータについて入力チェックを行い、エラーデータをエラーデータ一覧に表示します。エラーデータ一覧で表示される項目を表 6 に示します。また、入力チェックで表示されるエラーの概要を表 7 に示す。あわせて、同内容を本ツールの「エラー概要」シートにまとめています。

表 6　エラーデータ一覧の表示項目

表示項目	概要
対象シート	入力エラーがある対象シートを表示します。
対象項目・セル	入力エラーがある項目またはセルを表示します。
エラー内容	エラーの内容を表示します。エラーには、未入力エラー、入力エラー、重複エラー、大小関係エラー等があります。
関連シート	入力エラーがある項目と関連しているシートを表示します。
関連セル	入力エラーがある項目と関連しているセルを表示します。

表 7　入力チェックで表示されるエラーの概要

エラー種類	エラーの内容	表示例
未入力エラー	原価の算出を行う上で入力が必要だが、入力がない場合に表示 ※ただし、焼却施設においてガス化溶融等を行っているために焼却残さを投入する最終処分施設がない場合、『焼却施設の焼却残さを投入する最終処分施設の作業主体に関する未入力エラー』が発生しても出力には問題ありません。	「12. 収集運搬部門～委託～」シートにおいて、廃棄物種類として①燃やすごみが表示されているが、いずれの委託区分でも①燃やすごみが選択されていない（「1」と入力がない）場合 ※①燃やすごみを委託で収集していない場合には、設定ファイルの「（3）各部門における作業の実施主体の設定」の設定を見直してください。 「7. 収集運搬部門～直営車両の積載量等～」シートにおいて、廃棄物種類を入力した積載区分に対し、積載量や利用車種や出動回数等の入力がない場合
入力エラー	入力の方法が正しくない場合 もしくは 入力がないはずだが、入力がある場合に表示	「22. 資源化部門～直営施設～」シートにおいて、個数換算が可能な④アルミ缶から⑩ペットボトルと、それ以外の廃棄物種類が同一区分に入力ある場合 「4. 収集運搬部門～収集運搬量～」シートの「③粗大ごみ」の委託業者もしくは組合による収集運搬量に入力がないが、「12. 収集運搬部門～委託～」シートにおいて、いずれかの委託区分で③粗大ごみの当該列が選択されている（「1」と入力がある）場合
重複入力エラー	2つのセルのどちらか一方にのみ入力が必要だが、2つのセル両方に入力がある場合に表示	「14. 中間処理部門～直営施設～」において、処理方法「焼却」と「破砕」の両方に「1」と入力がある場合
大小関係エラー	2つのセルに大小関係があり、大小関係が逆転していると考えられる場合に表示	①燃やすごみについて、「4. 収集運搬部門～収集運搬量～」シートと「5. 収集運搬部門～直接搬入量～」シートの収集運搬量と直接搬入量の合計よりも、「13. 中間処理部門～中間処理投入量～」の中間処理投入量の合計が大きい場合
不整合エラー	設定ファイルの設定内容と入力ファイルの入力内容が一致していない場合に表示	設定ファイルの「（3）各部門における作業の実施主体の設定」において、中間処理部門直営施設に「1」と入力があるが、「13. 中間処理部門～中間処理投入量～」シートの直営施設投入量に入力がない場合
不整合エラー（入力内容と算出結果の不整合）	入力した費用と算出される費用が一致しないため、関連するシートのいずれかで正しく費用が算出されない場合に表示	「12. 収集運搬部門～委託～」シートにおいて、A業者に①燃やすごみの収集運搬を委託していると入力されているが、「4. 収集運搬部門～収集運搬量～」の委託業者もしくは組合による収集運搬量の①燃やすごみに入力がないため、A業者への委託料が①燃やすごみに正しく配賦されない場合
合計値エラー	最終処分部門について、「17. 最終処分部門～最終処分投入量～」シートの主体毎の埋立処分量合計と各主体毎のシートの埋立処分量合計が一致しない場合に表示	「17. 最終処分部門～最終処分投入量～」シートの（1）埋立処分量（破砕処理残さ埋立量・直接埋立量）の直営、②燃やさないごみに「100 t/年」と入力があり、（2）埋立処分量（焼却残さ埋立量）の直営には「1,000 t/年」と入力があるが、「18. 最終処分部門～直営施設～」の（3）当該施設の埋立処分量合計値が「1,000 t/年」と入力がある場合
施設未入力エラー	「1. 施設」シートに入力がある施設について、該当部門に対象施設に関する入力がない場合に表示	「1. 施設」シートにおいて、「A焼却施設」が中間処理部門として入力されているが、「14. 中間処理部門～直営施設～」と「15. 中間処理部門～公設民営～」のいずれにも「焼却施設」に関する入力がない場合
施設重複エラー	同一の施設について、直営施設と公設民営施設両方に入力がある場合に表示	A焼却施設が「14. 中間処理部門～直営施設～」と「15. 中間処理部門～公設民営～」の両方に入力がある場合
該当部門重複エラー	同一の施設や車両について、該当する部門が重複して入力がある場合に表示	「1. 施設」シートにおいて、施設名称：A焼却施設、部門：中間処理と入力されたデータが複数ある場合
該当部門使用率合計値エラー	同一の施設を複数の部門で使用している場合に、該当する部門での使用率の合計値が100にならない場合に表示	「1. 施設」シートにおいて、中間処理部門と資源化部門で使用している「A環境センター」について、中間処理部門の該当部門使用率が「40」、資源化部門の該当部門使用率が「50」と入力されており、合計値が「100」にならない場合
該当部門使用率入力エラー	複数の部門にまたがって使用していない施設について、該当する部門の使用率に100以外の入力がある場合に表示	「1. 施設」シートにおいて、中間処理部門でのみ使用している「A焼却施設」の該当部門使用率が「50」と入力されている場合
該当部門使用率エラー	同一の車両を複数の部門で使用している場合に、該当する部門での使用率の合計値が100にならない場合に表示	「3. 車両」シートにおいて、平ボディ車を収集運搬部門と中間処理部門で使用している場合に、収集運搬部門の該当部門使用率が「80」で、中間処理部門の該当部門使用率が「10」と入力されており、合計値が「100」にならない場合
車種毎台数合計値エラー	収集運搬部門：公設民営で使用している車両について、「3. 車両」シートと「11. 収集運搬部門～公設民営（所有車両）～」シートの車種毎の台数の合計値が一致しない場合に表示	「3. 車両」シートにおいて、収集運搬部門：公設民営でパッカー車を10台使用していると入力があるが、「11. 収集運搬部門～公設民営（所有車両）～」シートに入力されているパッカー車の台数合計値が「10」と一致しない場合に表示

4．エラーデータ一覧（前回）

前回入力チェック時のエラーデータ一覧を表示します。

5．エラーデータ一覧（前々回）

前々回入力チェック時のエラーデータ一覧を表示します。

６．嵩密度設定

収集運搬部門の原価を算出する際に使用する嵩密度や、資源化部門の原価を算出する際に使用する重量当たりの個数については、財務書類作成支援ツール指定嵩密度・重量当たりの個数を使用することを基本とします。

ただし、自治体独自の値を使用したい場合は、以下の方法で、使用する嵩密度等を変更することができます。その場合、原価計算書（参考資料）に独自の嵩密度等を使用した旨、記載されます。

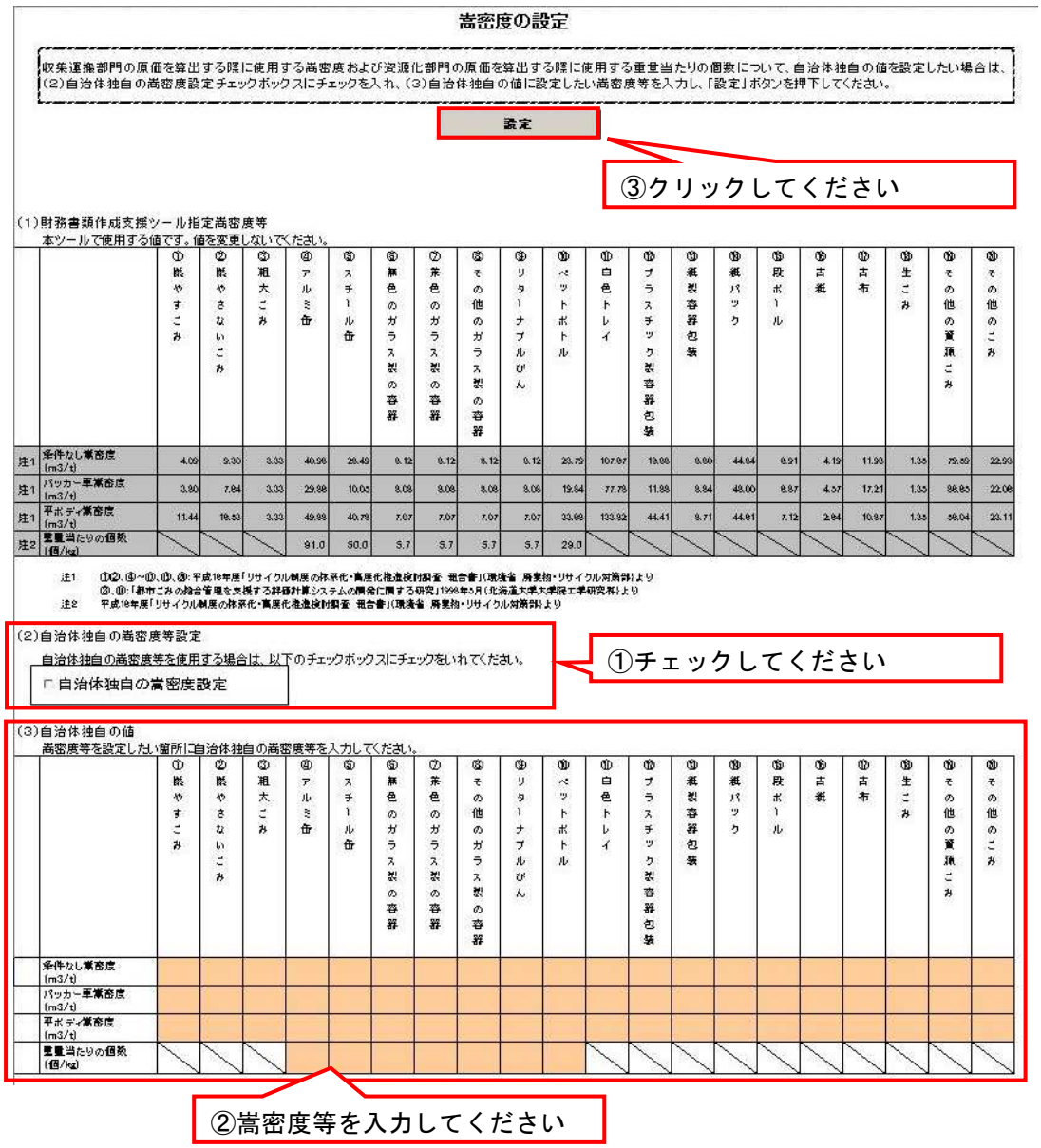

【操作方法】

①「（２）自治体独自の嵩密度等設定」のチェックボックスにチェックを入れてください。

②「（３）自治体独自の値」で設定したい嵩密度または重量当たりの個数を入力してください。

③「設定」ボタンを押下してください。

【留意事項】

- ✓ 重量当たりの個数については、④アルミ缶、⑤スチール缶、⑥無色のガラス製の容器、⑦茶色のガラス製の容器、⑧その他のガラス製の容器、⑨リターナブルびん、⑩ペットボトルのみ設定可能です。
- ✓ 自治体独自の嵩密度から財務書類作成支援ツール指定嵩密度に変更する場合には、「（３）自治体独自の値」を全てブランクとし、「（２）自治体独自の嵩密度等設定」のチェックボックスにチェックを入れ、「設定」ボタンを押下してください。

収集運搬部門の原価算出時に、容積ではなく重量で配賦を行いたい場合には、「（３）自治体独自の値」の全ての欄に「1」を入力し、「（２）自治体独自の嵩密度等設定」のチェックボックスにチェックを入れて、「設定」ボタンを押下してください。

＜嵩密度の利用方法＞

嵩密度は収集運搬部門において、同一の車両でペットボトルとアルミ缶を収集している場合や同一の委託区分でアルミ缶とスチール缶を収集している場合など、同一の区分で複数の廃棄物種類の収集を行っている場合に、車両に係る物件費を廃棄物種類毎の収集運搬容積で配賦する際に使用します。収集運搬量と嵩密度から、収集運搬容積を算出します。

収集運搬容積　＝　収集運搬量×嵩密度

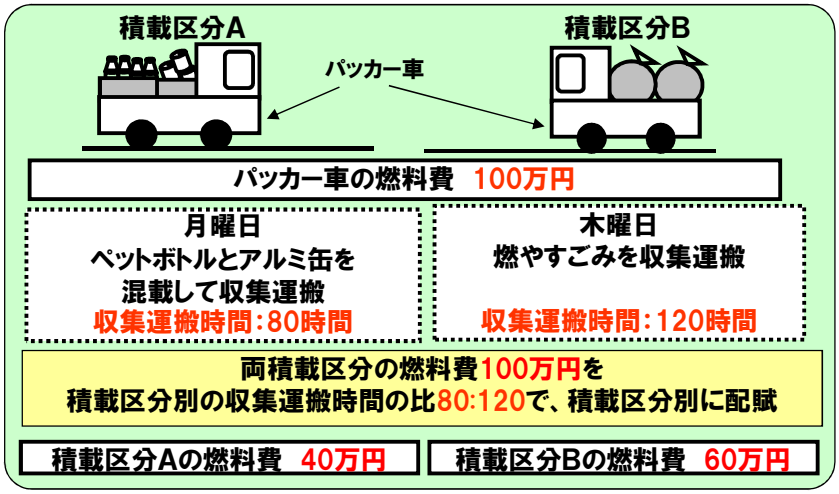

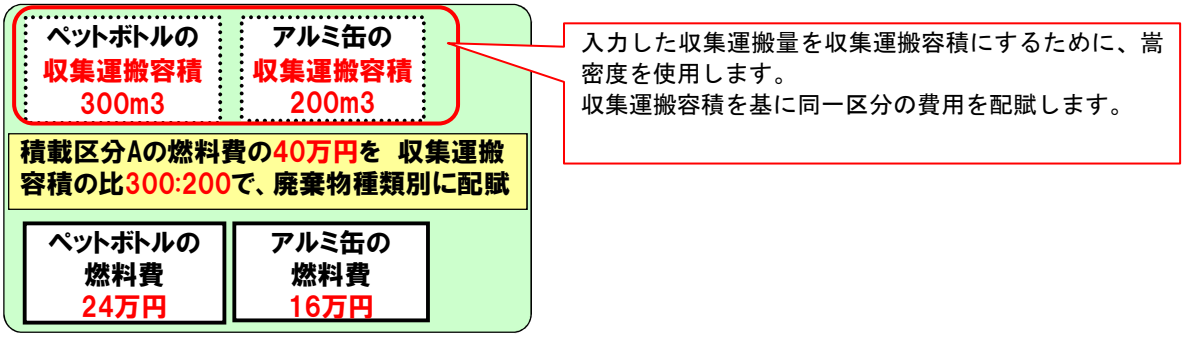

本ツールで利用している嵩密度は以下の文献の値を利用しています。
なお、「その他資源」「その他ごみ」の嵩密度は、自治体に対するアンケート調査において、「その他資源」「その他ごみ」に区分された廃棄物種類の嵩密度を示しており、具体的な廃棄物を想定して設定されたものではないことにご留意ください。

●平成 16 年度「リサイクル制度の体系化・高度化推進検討調査　報告書」
（環境省　廃棄物・リサイクル対策部）

●「都市ごみの総合管理を支援する評価計算システムの開発に関する研究」1998 年 5 月
（北海道大学大学院工学研究科）

Ⅲ．データの入力（入力ファイル.xls）

財務書類作成に必要なデータを入力ファイルに入力します。入力ファイルのシート構成及び概要を表 8 に示します。

表 8　入力ファイルのシート構成一覧

シート名	概要
１．施設	一般廃棄物の収集運搬・中間処理・最終処分・資源化及びその管理に係るすべての施設名称等を入力
２．所有施設に係る事業費等	所有している施設の事業費等を入力
３．車両	所有している車両の取得価額等を入力
４．収集運搬部門 ～収集運搬量～	収集運搬量を入力
５．収集運搬部門 ～直接搬入量～	直接搬入量を入力
６．収集運搬部門 ～直営施設～	収集運搬部門の直営施設に係るデータを入力
７．収集運搬部門 ～直営車両の積載量等～	収集運搬部門の直営車両に係るデータを入力
８．収集運搬部門 ～コンテナ等に係る物件費～	収集運搬部門で使用しているコンテナ等に係る物件費を入力
９．収集運搬部門 ～コンテナ等の配布状況～	収集運搬部門で使用しているコンテナ等の配布状況に係るデータを入力
１０．収集運搬部門 ～公設民営（所有施設）～	収集運搬部門の公設民営施設に係るデータを入力
１１．収集運搬部門 ～公設民営（所有車両）～	収集運搬部門の公設民営車両に係るデータを入力
１２．収集運搬部門 ～委託～	収集運搬部門の委託に係るデータを入力
１３．中間処理部門 ～中間処理投入量～	中間処理投入量を入力
１４．中間処理部門 ～直営施設～	中間処理部門の直営施設に係るデータを入力
１５．中間処理部門 ～公設民営～	中間処理部門の公設民営に係るデータを入力
１６．中間処理部門 ～委託～	中間処理部門の委託に係るデータを入力
１７．最終処分部門 ～最終処分投入量～	最終処分投入量を入力
１８．最終処分部門 ～直営施設～	最終処分部門の直営施設に係るデータを入力
１９．最終処分部門 ～公設民営～	最終処分部門の公設民営に係るデータを入力
２０．最終処分部門 ～委託～	最終処分部門の委託に係るデータを入力
２１．資源化部門 ～資源化投入量～	資源化投入量を入力
２２．資源化部門 ～直営施設～	資源化部門の直営施設に係るデータを入力
２３．資源化部門 ～公設民営～	資源化部門の公設民営に係るデータを入力
２４．資源化部門 ～委託～	資源化部門の委託に係るデータを入力
２５．引渡量	引渡量を入力
２６．人件費	施設毎の人件費を入力

シート名	概要
２７．施設に係る物件費	施設に係る物件費、経費を入力
２８．車両に係る物件費	車両に係る物件費を入力
２９．共通的物件費、経費、管理部門に係る費用等	各部門の共通的物件費、管理部門に係る費用、その他費用や収益に係るデータを入力
３０．一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債	一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産や負債に係るデータを入力
３１．有料化の実施状況	有料化の実施状況に係るデータを入力
３２．直接搬入ごみの手数料収入	直接搬入ごみ（事業系・家庭系）の手数料収入に係るデータを入力
３３．近隣市町村からの受託収入	近隣市町村からの受託収入に係るデータを入力
３４．廃棄物焼却発電施設に係る費用	廃棄物焼却発電施設に係る費用等を入力
３５．メタン発酵発電施設に係る費用	メタン発酵発電施設に係る費用等を入力
基礎情報	貴自治体の基礎情報を入力

入力ファイルにおいて入力することができるセルは色分けしてあります。色の意味はそれぞれ、表 9 のとおりです。必要なセルに過不足なく入力してください。

表 9　【重要】セルの色と入力内容等

セルの色	入力内容等	入力内容等
ピンク色	毎年度入力が必要な項目	数値等を入力してください。
紫色		該当するセルに「1」を入力してください。
オレンジ色	初年度のみ入力が必要な入力項目 ※必要に応じ、追加入力必要の場合有	数値等を入力してください。
濃いオレンジ色		該当するセルに「1」を入力してください。
黄色	必須入力ではありませんが、必要に応じて入力してください。	
水色	他入力項目から参照表示する項目です。入力は不要です。	
灰色	入力できないセルです。	

入力ファイルで使用できる機能一覧を表 10 に示します。

表 10　入力ファイルの機能一覧

機能名	概要
行追加機能	入力欄が足りない場合に、追加する行数を入力し、「行追加」ボタンをクリックしてください。 ※１度追加した行は削除できませんので、注意してください。 ※手動で行を追加した場合には、出力ファイルが正常に出力されなくなりますので、必ず行追加機能で行を追加するようにしてください。
入力確定機能	入力が完了したシートについて、「入力確定」ボタンをクリックしてください。 ※「入力確定」ボタンを押下後には、タイトル下に「入力済み」と表示されます。
入力確定解除機能	入力確定後、入力確定を解除したい場合に、「入力確定解除」ボタンをクリックしてください。 ※「入力確定解除」ボタンを押下後には、タイトル下の「入力済み」表示がクリアされます。
データクリア機能	「データクリア」ボタンをクリックすると、当該シートに入力されたデータがクリアされます。 ※参照表示する項目はクリアされません。

０．入力ファイル機能

０．１　行追加機能

各シートの入力欄が足りない場合に、必要に応じ行追加を行ってください。

【操作手順】

①「追加行数」に追加したい行数を入力してください。

②「行追加」ボタンを押下してください。

③入力した行数が追加されます。

【留意事項】

✓　<u>１度追加した行は削除できませんので、注意してください。</u>

マクロが使用できない場合の行追加については、【参考】マクロを使用しない場合の行追加を参照してください。

０．２　入力確定機能

本シートへの入力が完了した場合に、入力確定機能を使用します。入力確定を行った場合、設定ファイルの入力状況表示シートで対象シートの入力状況が「○（入力済み）」と表示されます。

【操作手順】

①「入力確定」ボタンを押下してください。

②タイトル下部に赤字で「入力済み」と表示されます。

【留意事項】

✓　入力が不要なシートが表示されている場合には（例：車両を所有していない場合「３．車両(3.sheet)」は入力不要）、何も入力せず「入力確定」ボタンを押下してください。

０．３　入力確定解除機能

入力確定を解除したい場合に使用します。

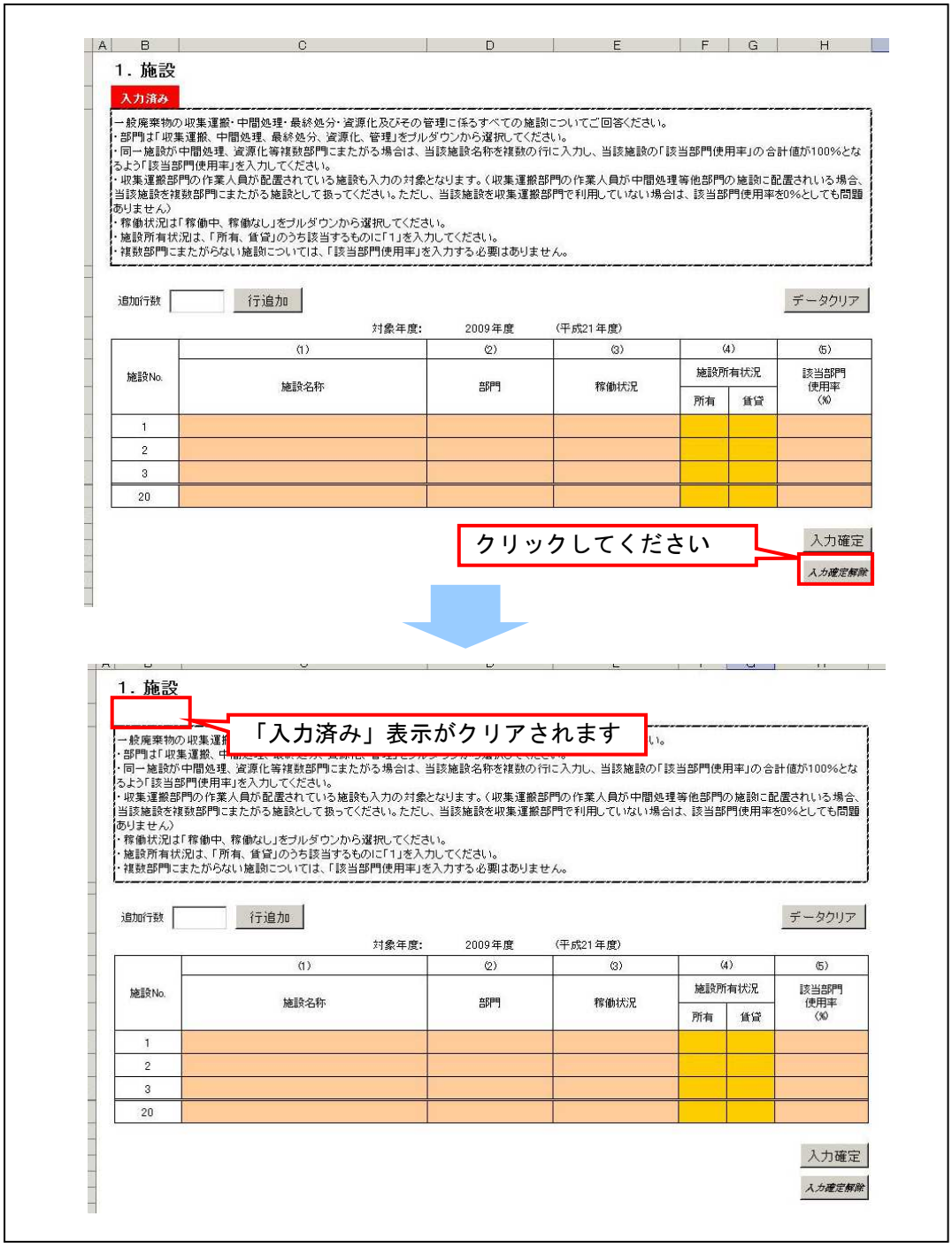

【操作手順】

①「入力確定解除」ボタンを押下してください。

②タイトル下部の「入力済み」表示がクリアされます。

０．４　データクリア機能

本シートの入力データをクリアしたい場合に使用します。

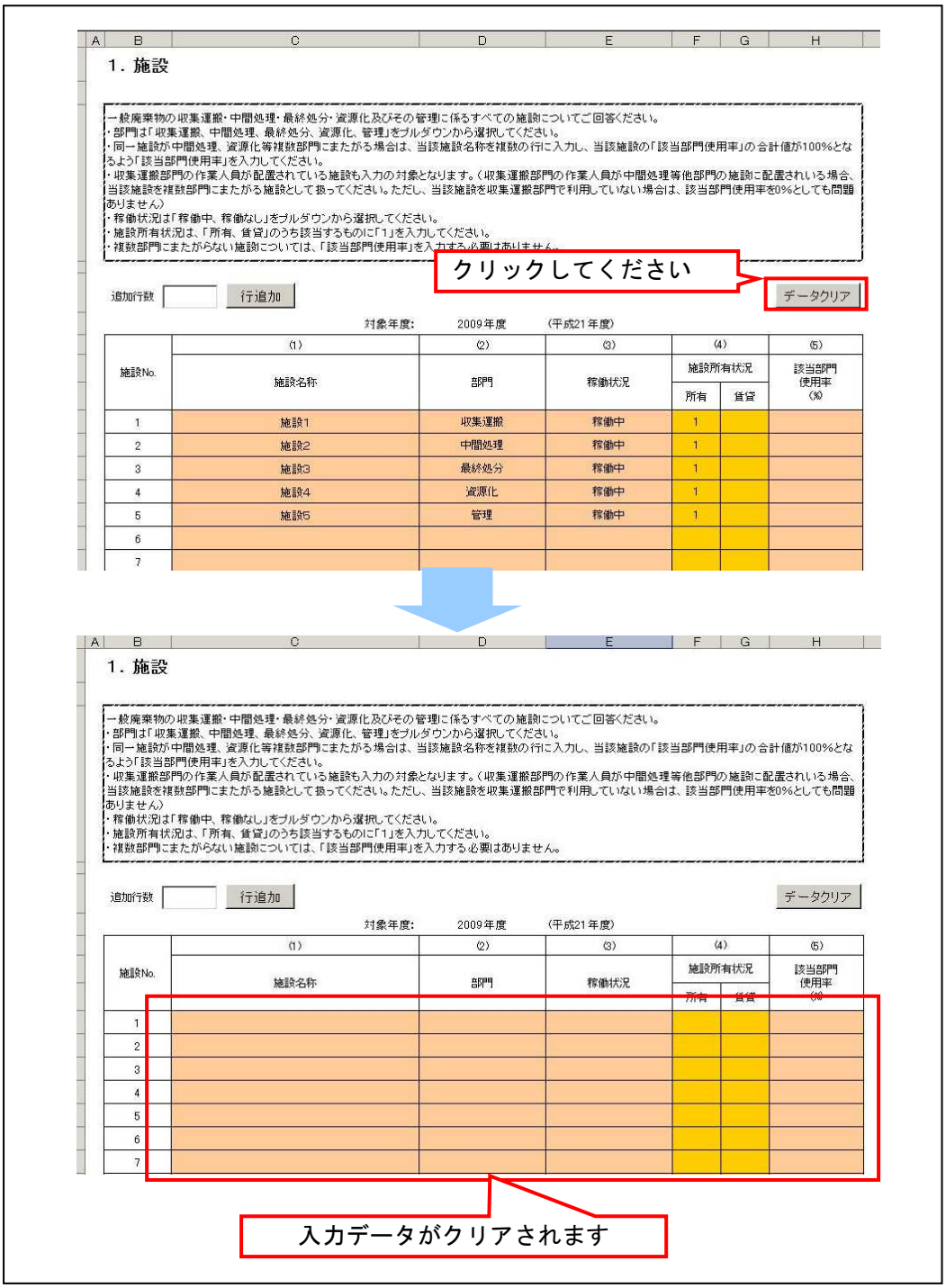

【操作手順】

①「データクリア」ボタンを押下してください。

②入力データがクリアされます。また、タイトル下部に「入力済み」と表示されている場合には、「入力済み」表示が削除されます。

１．施設（1.sheet）

一般廃棄物の収集運搬・中間処理・最終処分・資源化及びその管理に係るすべての施設について入力してください。

★複数部門にまたがる施設で、事業費や追加投資額を部門ごとに把握できる場合は、別の施設として複数行に入力してください。その場合、例のように、異なる施設名称を入力してください。

例：Ａ環境センター（焼却施設）　とＡ環境センター（資源化施設）

★焼却施設と破砕施設を併設している中間処理施設について、事業費や追加投資額を焼却施設・破砕施設ごとに把握できる場合は、別の施設として複数行に入力してください。その場合、例のように、異なる施設名称を入力してください。

例：Ｂ中間処理施設（焼却施設）、Ｂ中間処理施設（破砕施設）

(1)施設名称

- ✓ 一般廃棄物の収集運搬・中間処理・最終処分・資源化及びその管理に係るすべての施設名称を入力してください。
- ✓ 同一施設が複数部門にまたがる場合は、当該施設名称を複数行に入力し、該当する部門を選択し、それぞれの部門の「該当部門使用率」の合計値が 100%となるよう「該当部門使用率」を入力してください。
- ✓ 同一施設を複数行に入力する場合（複数部門にまたがる場合）は、同一の施設名称を入力してください。
- ✓ 収集運搬部門の作業人員が配置されている施設も入力の対象となります。(収集運搬部門の作業人員が中間処理等他部門の施設に配置されている場合、当該施設を複数部門にまたがる施設として扱ってください。ただし、当該施設を収集運搬部門で利用していない場合は、該当部門使用率を 0%としても問題ありません）収集運搬部門の施設について入力を行わない場合、収集運搬部門の人件費を入力できません。
- ✓ 収集運搬部門の施設は、一般廃棄物の車庫・車両基地・事務所・中継運搬施設・積替保管施設等を指します。
- ✓ 管理部門の施設も入力の対象となります。管理部門の施設について入力を行わない場合、管理部門の人件費を入力できません。

(2)部門

- ✓ 対象となる部門を「収集運搬、中間処理、最終処分、資源化、管理」からプルダウンで選択してください。

(3)稼働状況

- ✓ 財務書類作成年度時点で、対象となる施設が稼働している場合には「稼働中」を選択し、稼働していない場合は「稼働なし」をプルダウンで選択してください。

(4)施設所有状況

- ✓ 施設所有状況は、「所有」「賃貸」のうち該当するものいずれかに「1」を入力してください。所有に該当する場合は、『２．所有施設に係る事業費等（2.sheet)』で事業費を入力する必要があります。

(5)該当部門使用率

- ✓ 同一施設が複数部門にまたがる場合は、当該施設の「該当部門使用率」の合計値が 100%となるよう「該当部門使用率」を入力してください。当該施設が複数部門にまたがらない場合には、「該当部門使用率」は入力不要です。

(6) 廃棄物焼却発電の有無

- ✓ 廃棄物焼却発電に該当する場合は、「1」を入力してください。該当する場合は、『３４．廃棄物焼却発電施設に係る費用（34.sheet)』に入力内容が反映されます。

(7) メタン発酵発電の有無

- ✓ メタン発酵発電に該当する場合は、「1」を入力してください。該当する場合は、『３５．メタン発酵発電施設に係る費用（35.sheet)』に入力内容が反映されます。

２．所有施設に係る事業費等（2.sheet）

所有している施設の事業費等を入力してください。

(1)施設名称

- ✓ 対象となる施設名称をプルダウンから選択してください。プルダウンには『１．施設（1.sheet)』で入力した施設のうち、所有している施設名称が設定されます。

(2)種別

- ✓ 対象となる建設時の種別を「土地、施設、装置、重機、その他固定資産、建設仮勘定、追加投資」からプルダウンで選択してください。

(3)仕様等

- ✓ 対象となる施設の種別が土地であれば敷地面積、施設であれば施設規模、装置であれば装置規模、処理能力等を必要に応じ、入力してください。

(4)取得年度

- ✓ 対象となる施設、種別の取得年度を西暦で入力してください。

(5)取得価額

- ✓ 対象となる施設、種別の取得価額を入力してください。なお、国庫支出金や都道府県支出金を受けている場合は、支出金を差し引く前の金額を入力してください。

(6)取得価額のうち支出金

- ✓ 対象となる施設、種別について国庫支出金や都道府県支出金を受けている場合は、支出金額を入力してください。
- ✓ 対象となる施設、種別について国庫支出金や都道府県支出金を受けている場合は、支出金の種類として該当するものに「1」を入力してください。
- ✓ 支出金の種類は、複数選択可能です。

(7)想定耐用年数

- ✓ 対象となる施設、種別の想定耐用年数を入力してください。
- ✓ (2)種別で、土地または建設仮勘定を選択した場合には、想定耐用年数は入力不要です。
- ✓ 想定耐用年数が不明な場合は、「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号)」に定める耐用年数を参考にし、入力してください。

(8)減価償却費

✓　減価償却費は、対象年度、(4)取得年度、(5)取得価額、(7)想定耐用年数から自動で算出します。経過年数は「対象年度－取得年度」から算出します。

●経過年数＞想定耐用年数　　→　減価償却費=ゼロ円

●経過年数＜＝想定耐用年数　→　減価償却費=(5)取得価額（円）÷(7)想定耐用年数

✓　減価償却費のうちの経常移転収入分は　対象年度、(4)取得年度、(6)支出金、(7)想定耐用年数から算出します。経過年数は「対象年度－取得年度」から算出します。

●経過年数＞想定耐用年数　　→　経常移転収入分=ゼロ円

●経過年数＜＝想定耐用年数　→　経常移転収入分=(6)支出金（円）÷(7)想定耐用年数

(9)減価償却累計額

✓　減価償却累計額は、対象年度、(4)取得年度、(5)取得価額、(7)想定耐用年数、(8)減価償却費から自動で算出します。経過年数は「対象年度－取得年度」から算出します。

●経過年数＞＝想定耐用年数　→　減価償却累計額=(5)取得価額（円）

●経過年数＜想定耐用年数　　→　減価償却累計額=(8)減価償却費×経過年数

(10)帳簿価額

✓　帳簿価額は、(5)取得価額、(9)減価償却累計額から自動で算出します。

●帳簿価額＝(5)取得価額－(9)減価償却累計額

＜入力例＞

対象年度:　2008年度（平成20年度）

No.	(1) 施設名称	(2) 種別	(3) 仕様等	(4) 取得年度（西暦）	(5) 取得価額（円）	(6) 取得価額のうち支出金 支出金（円）	① 国庫	② 都道府県	(7) 想定耐用年数（年）	(8) 減価償却費（円/年）	うち、経常移転収入分（円/年）	(9) 減価償却累計額（円）	(10) 帳簿価額（円）
1	収集運搬施設1	施設	車庫	1968	18,000,000				38	0	0	18,000,000	0
2	中間処理施設	土地	焼却施設	2001	15,000,000,000					0	0	0	0
3	中間処理施設	施設	焼却施設	2001	13,000,000,000	5,000,000,000	1		35	371,428,571	142,857,143	2,971,428,571	10,028,571,429

３．車両（3.sheet）

所有している車両について、入力してください。

★収集運搬部門で使用している場合は「収集運搬」、中間処理後の運搬に使用している場合は「中間処理」、資源化後の運搬に使用している場合は「資源化」を選択してください。

★同一車両が収集運搬、中間処理等複数部門にまたがる場合は、当該車両について複数行に入力し、当該車両の「該当部門使用率」の合計値が 100%となるよう「該当部門使用率」を入力してください。

★同一車両について、複数行に入力する場合（複数部門にまたがる場合）は、(2)車種、(3)車両の最大積載量、(5)取得年度、(6)取得価額、(7)台数、(8)想定耐用年数に、同じ内容を入力してください。

★部門、車種が同一の車両でも、取得年度が異なる場合には取得年度毎に複数行に分けて入力してください。

(1)部門

- ✓ 対象となる部門を「収集運搬、中間処理、最終処分、資源化、管理」からプルダウンで選択してください。
- ✓ 対象となる車両を複数部門で使用している場合は、当該車両について複数行に入力し、対象車両番号に 1 以上の同じ整数を入力してください。また、当該車両の「該当部門使用率」の合計値が 100%となるよう「該当部門使用率」を入力してください。

(2)車種

- ✓ 所有している車両の車種を以下の①～④よりプルダウンで選択してください。
  ①パッカー車（回転板を搭載した車両が該当する（車内でのプレスは行わない））
  ②平ボディ（トラックやワンボックス、ダンプ車が該当する）
  ③プレス車（処理機搭載型収集車など車内でプレス・破砕・押込み等が可能な車両が該当する）
  ④その他の車両

(3)車両の最大積載量

- ✓ 対象となる車両の最大積載量を「2 トン以下、2 トンより大きい」からプルダウンで選択すると、(8) 耐用年数の参考情報に大蔵省令に基づく耐用年数が表示されます。

(4)仕様等

- ✓ 必要に応じ、車両のナンバー等を入力してください。

(5)取得年度

✓　対象となる車両の取得年度を西暦で入力してください。

(6)取得価額

✓　対象となる車両の取得価額総額を入力してください。対象となる車両が複数台の場合は、対象となる車両全体の取得価額を入力してください。

(7)台数

✓　対象となる車両の台数を入力してください。

(8)耐用年数

✓　想定耐用年数欄に想定耐用年数を入力してください。

✓　(2)車種、(3)車両の最大積載量の入力内容を基に、想定耐用年数入力時の参考情報として「減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号)」に定める耐用年数が表示されます。

(9)減価償却費

✓　減価償却費は、対象年度、(5)取得年度、(6)取得価額、(8)想定耐用年数から自動で算出します。経過年数は「対象年度－取得年度」から算出します。

●経過年数＞想定耐用年数　　→　減価償却費=ゼロ円

●経過年数＜＝想定耐用年数　→　減価償却費=(6)取得価額（円）÷(8)想定耐用年数

(10)減価償却累計額

✓　減価償却累計額は、対象年度、(5)取得年度、(6)取得価額、(8)想定耐用年数、(9)減価償却費から自動で算出します。経過年数は「対象年度－取得年度」から算出します。

●経過年数＞＝想定耐用年数　→　減価償却累計額=(6)取得価額（円）

●経過年数＜想定耐用年数　　→　減価償却累計額=(9)減価償却費×経過年数

(11)帳簿価額

✓　帳簿価額は、(6)取得価額、(10)減価償却累計額から自動で算出します。

●帳簿価額＝(6)取得価額－(10)減価償却累計額

(12)複数部門に該当する場合

- ✓ 対象となる車両を複数部門で使用している場合は、当該車両について複数行に入力し、対象車両番号に１以上の同じ整数を入力してください。その場合、(2)車種、(3)車両の最大積載量、(5)取得年度、(6)取得価額、(7)台数、(8)耐用年数に、同じ内容を入力してください。また、当該車両の「該当部門使用率」の合計値が 100%となるよう「該当部門使用率」を入力してください。
- ✓ 対象となる車両が複数部門にまたがらない場合には､｢該当部門使用率｣は入力不要です。

＜入力例＞５台のその他車両を収集運搬部門と管理部門で使用している場合

No.	(1)	(2)	(3)	(4)	(5)	(6)	(7)	(8)		(9)	(10)	(11)	(12)		(13)
	部門	車種	車両の最大積載量	仕様等	取得年度（西暦）	取得価額（円）	台数（台）	耐用年数（年）		減価償却費（円）	減価償却累計額（円）	帳簿価額（円）	複数部門に該当する場合		収集運搬部門での公設民営対象車両
								想定耐用年数	＜参考＞大蔵省令				対象車両番号	該当部門使用率(%)	
1	収集運搬	その他の車両	2トンより大きい		2005	5,000,000	5	4		1,250,000	5,000,000	0	1	80	
2	管理	その他の車両	2トンより大きい		2005	5,000,000	5	4		1,250,000	5,000,000	0	1	20	
3										0	0	0			

(13) 収集運搬部門での公設民営対象車両

- ✓ 対象となる車両を収集運搬部門の公設民営で使用している場合は、「1」を入力してください。
- ✓ 収集運搬部門の公設民営で使用している場合とは、車両を所有しているが当該車両を用いた作業を委託している場合等が該当します。

４．収集運搬部門～収集運搬量～（4.sheet）

収集運搬部門での収集運搬量を入力してください。

★廃棄物種類別の収集運搬量を、⑴家庭系、⑵事業系に分けて入力してください。

★収集運搬部門における公設民営とは､収集運搬車両あるいは収集運搬施設を所有しているが、作業は委託している場合を指します。

★設定ファイルの基本設定シート『（３）各部門における作業の実施主体の設定』で収集運搬部門の直営に｢1｣を入力した廃棄物種類について､直営による収集運搬量を入力してください。収集運搬部門の公設民営に「1」を入力した廃棄物種類は、公設民営の場合の収集運搬量を入力し､収集運搬部門の民間事業者または組合へ委託に｢1｣を入力した廃棄物種類については、委託業者もしくは組合による収集運搬量をそれぞれ入力してください。

⑴家庭系

- ✓ 廃棄物種類別の年間収集運搬量を以下の 3 つに分類して、それぞれ入力してください。
  - － 直営による収集運搬量
  - － 公設民営の場合の収集運搬量
  - － 委託業者もしくは組合による収集運搬量
- ✓ 一つの廃棄物種類で、直営による収集運搬と公設民営の場合の収集運搬、委託業者もしくは組合による収集運搬がある場合は、それぞれの収集運搬量を入力してください。
- ✓ 「委託量もしくは組合による収集運搬量」の欄には、組合全体の収集運搬量ではなく、当該自治体の収集運搬量を入力してください。
- ✓ 収集運搬量合計が直営による収集運搬量、公設民営の場合の収集運搬量、委託業者もしくは組合による収集運搬量の合計ではない場合は､｢左のセルの値と異なる場合｣欄に収集運搬量合計を入力してください。その場合、対象となる全廃棄物種類について入力してください。

⑵事業系

- ✓ 廃棄物種類別の年間収集運搬量を以下の 3 つに分類して、それぞれ入力してください。
  - － 直営による収集運搬量
  - － 公設民営の場合の収集運搬量
  - － 委託業者もしくは組合による収集運搬量
- ✓ 一つの廃棄物種類で、直営による収集運搬と公設民営の場合の収集運搬、委託業者もしくは組合による収集運搬がある場合は、それぞれの収集運搬量を入力してください。
- ✓ 「委託量もしくは組合による収集運搬量」の欄には、当該自治体の収集運搬量を入力してください。

- ✓ 収集運搬量合計が直営による収集運搬量、公設民営の場合の収集運搬量、委託業者もしくは組合による収集運搬量の合計ではない場合は、「左のセルの値と異なる場合」欄に収集運搬量合計を入力してください。その場合、対象となる全廃棄物種類について入力してください。

５．収集運搬部門～直接搬入量～（5.sheet）

直接搬入量を入力してください。

★直接搬入量については、収集運搬部門の施設以外の作業部門（中間処理部門、最終処分部門、資源化部門）の施設への直接搬入量も含めてください。

(1)直接搬入量

- ✓ 廃棄物種類別の直接搬入量を以下の２つに分類して、それぞれ入力してください。
  - － 家庭系　持込による受入量
  - － 事業系　許可業者及び持込による受入量
- ✓ 学校や公共施設等からの収集運搬分も、「許可業者及び持込による受入量」に含めてください。
- ✓ 直接搬入量については、収集運搬部門の施設以外の作業部門（中間処理部門、最終処分部門、資源化部門）の施設への直接搬入量も含めてください。

６．収集運搬部門～直営施設～（6.sheet）

収集運搬部門の直営施設について、施設毎に取扱っている廃棄物種類を入力してください。

★収集運搬部門の施設は、一般廃棄物の車庫・車両基地・事務所・中継運搬施設・積替保管施設等を指します。

⑴施設名称

- ✓ 施設名称はプルダウンから選択してください。プルダウンには『１．施設（1.sheet)』で収集運搬部門、稼働中を選択した施設名称が設定されます。
- ✓ １施設につき、１区分に入力してください。

⑵廃棄物種類

- ✓ 施設毎に、対象廃棄物種類に「1」を入力してください（設定ファイルの基本設定シート「（３）各部門における作業の実施主体の設定」での設定内容に応じ、あらかじめ対象となる廃棄物種類が表示されます)。

７．収集運搬部門～直営車両の積載量等～（7.sheet）

直営で収集している廃棄物種類について、積載区分毎に入力してください。

★複数の車種を使用している場合は、車種ごとに入力してください。

⑴廃棄物種類

- ✓ 積載区分毎に、対象廃棄物種類に「1」を入力してください（設定ファイルの基本設定シート「（３）各部門における作業の実施主体の設定」での設定内容に応じ、あらかじめ対象となる廃棄物種類が表示されます）。
- ✓ 積載区分とは、同じ収集車両に積載する区分を指します。したがって、住民の方が排出する際の分別区分が異なる廃棄物種類であっても、同時に同じ車両に混載して収集運搬する場合は、同じ積載区分としてください（例１参照）。

＜例１＞缶とびんが入った袋とペットボトルが入った袋を、同時に同じ車両で収集する場合

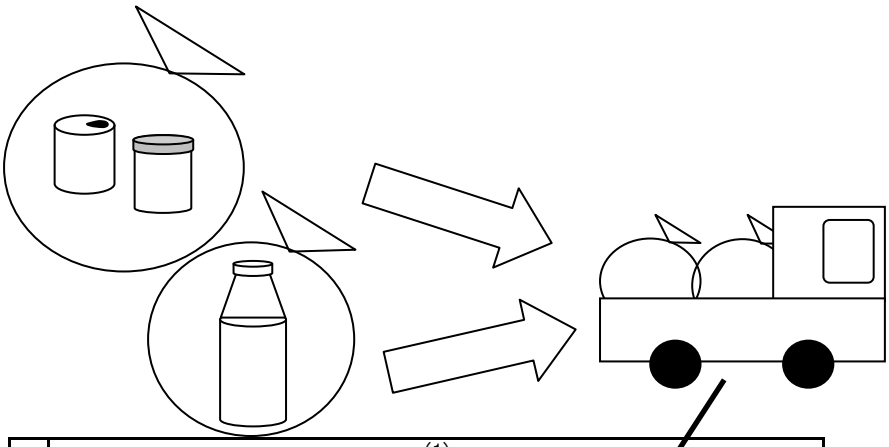

積載区分	(1) 廃棄物種類																		
				④アルミ缶	⑤スチール缶	⑥無色のガラス製の容器	⑦茶色のガラス製の容器	⑧その他のガラス製の容器		⑩ペットボトル									
1				1	1	1	1	1		1									
2																			

※排出時の分別区分が別であっても同じ車両に混載していれば同じ積載区分となります。

⑵積載量

- ✓ 積載区分毎の年間積載量（積載時に含まれる異物や水分等も含めた重量）を入力してください。

(3)利用車種

- ✓ 積載区分毎に、利用している車両の種類を以下の①～④よりプルダウンで選択してください。
  ①パッカー車（回転板を搭載した車両が該当する（車内でのプレスは行わない））
  ②平ボディ（トラックやワンボックス、ダンプ車が該当する）
  ③プレス車（処理機搭載型収集車など車内でプレス・破砕・押込み等が可能な車両が該当する）
  ④その他の車両
- ✓ 複数の車種を利用している場合には、車種毎に積載区分を分け複数行に入力してください。

(4)当該積載区分での収集運搬車両の出動回数

- ✓ 積載区分毎にすべての車両の年間の出動回数を入力してください。
- ✓ 出動回数とは、車庫や積替保管施設等の基地から出動し、複数の回収拠点を巡回し、処理・処分施設や資源化施設などに搬入する回数を指します。
- ✓ 積替保管施設等の中継地点がある場合は、回収拠点とそれら施設間の往復回数としてください（例 1 参照）。

＜例 1＞　施設を出動し、複数の回収エリアと施設間を往復する場合、

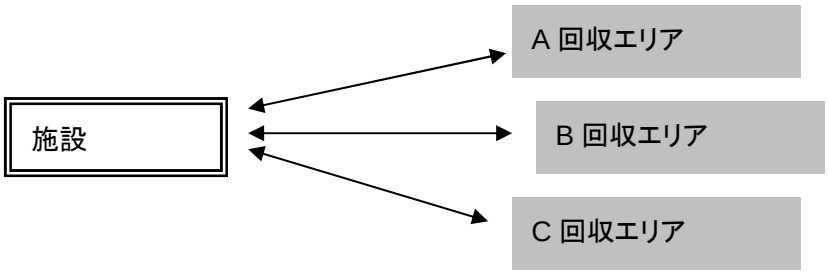

→　一日の出動回数：3 回/日

→　年間の出動日数が 200 日とすると、3×200＝600 回/年

(5)出動一回あたりの所要時間

- ✓ 積載区分毎に出動一回あたりの平均的な所要時間（出動～回収～資源化施設・積替保管施設等に搬入）を入力してください。
- ✓ 例えば、1 時間半の場合は 1.5、1 時間 45 分の場合は 1.75 と入力してください。

(6)乗車人数

- ✓ 積載区分毎に、出動時の一台あたりの平均乗車人数を入力してください（雇上の人数も含む)。
- ✓ 例えば、収集日や車両によって、乗車人数が異なる場合は、平均的な乗車人数を入力してください（小数での入力も可能です)。
- ✓ 「うち、雇上乗車人数」は平均乗車人数のうち、雇上の乗車人数を入力してください。雇上とは、積み込み作業を自治体職員が行い、運転手と共に車両を借りる場合などを指します。

(7)収集運搬時間

- ✓ 収集運搬時間は、(4)出動回数、(5)出動一回あたりの所有時間から自動で算出します。

●収集運搬時間＝(4)出動回数×(5)出動一回あたりの所有時間

(8)のべ収集運搬時間

- ✓ のべ収集運搬時間は、(4)出動回数、(5)出動一回あたりの所有時間、(6)乗車人数から自動で算出します。

●のべ収集運搬時間＝(4)出動回数×(5)出動一回あたりの所有時間×(6)乗車人数

８．収集運搬部門～コンテナ等に係る物件費～（8.sheet）

使用しているコンテナ等についてコンテナ種別区分ごとに入力してください。

★「コンテナ等特定の廃棄物種類に係る物件費」には、コンテナ等の維持補修費等を入力してください。

★車両・施設以外に係る物件費のうち、特定の廃棄物種類に係る物件費がある場合は、本シートに入力してください。

(1)廃棄物種類

- ✓ コンテナや重袋、ネット袋など（以下、コンテナ等）の種別区分（コンテナ等の種類）ごとの廃棄物種類に「1」を入力してください（設定ファイルの基本設定シート「（４）コンテナ等の利用・有料化・手数料収入・受託収入の設定」での設定内容に応じ、あらかじめ対象となる廃棄物種類が表示されます)。
- ✓ 車両・施設以外に係る物件費のうち、特定の廃棄物種類に係る物件費がある場合は、対象となる廃棄物種類に「1」を入力してください。

(2)コンテナ等の購入数量

- ✓ コンテナ種別区分毎に、コンテナ等の購入数量を入力してください。

(3)コンテナ等の購入価格

- ✓ コンテナ種別区分毎に、コンテナ等の一個当たりの購入価格を入力してください。

(4)コンテナ等の想定耐用年数

- ✓ コンテナ種別区分毎に、利用しているコンテナ等の平均的な利用年数を想定耐用年数として入力してください。

(5)コンテナ等特定の廃棄物種類に係る物件費

- ✓ コンテナ等の維持補修費等を入力してください。
- ✓ 車両・施設以外に係る物件費のうち、特定の廃棄物種類に係る物件費がある場合は、該当する物件費を入力してください。

(6)コンテナ等の減価償却費

- ✓ コンテナ等の減価償却費は、(2)購入数量、(3)購入価格、(4)想定耐用年数から自動で算出します。

●減価償却費＝(2)購入数量×(3)購入価格÷(4)想定耐用年数

９．収集運搬部門～コンテナ等の配布状況～（9.sheet）

コンテナ等の配布状況について入力してください。

★稼働時間は「(4)コンテナ等の配布のための年間出動回数×(5)コンテナ等配布時の出動一回あたり所有時間」から自動で算出します。

★のべ稼働時間は「(4)コンテナ等の配布のための年間出動回数×(5)コンテナ等配布時の出動一回あたり所有時間×(6)コンテナ等配布出勤時における乗車人数」から算出します。

(1)廃棄物種類

- ✓ コンテナ等を同時に配布している廃棄物種類について、同じ行に「1」を入力してください（設定ファイルの基本設定シート「（４）コンテナ等の利用・有料化・手数料収入・受託収入の設定」での設定内容に応じ、あらかじめ対象となる廃棄物種類が表示されます)。

(2)配布車両

- ✓ コンテナ等の配布区分毎に、その配布に使用する車両として、以下の２つからプルダウンで選択してください。
  ①平ボディ
  ②その他の車両
- ✓ 複数の車種を利用している場合には、車種毎にコンテナ等の配布区分を分け複数行に入力してください。

(3)コンテナ等の配布に係る委託料

- ✓ コンテナ等の配布を外部へ委託している場合、委託料を入力してください。

(4)コンテナ等の配布のための年間出動回数

- ✓ コンテナ等の配布のために､別途出動している場合､年間出動回数を入力してください。

(5)コンテナ等配布時の出動一回あたり所要時間

- ✓ コンテナ等の配布のために、別途出動している場合、出動１回当たりの平均所要時間を入力してください。
- ✓ 例えば、1 時間 15 分の場合は 1.25 と入力してください。

(6)コンテナ等配布出動時における乗車人数

- ✓ コンテナ等の配布のために、別途出動している場合、出動時における一台当たり平均乗車人数を入力してください（雇上の人数も含む)。
- ✓ 例えば、収集日や車両によって、乗車人数が異なる場合は、平均的な乗車人数を入力してください（小数での入力も可能です)。
- ✓ 「うち、雇上乗車人数」は平均乗車人数のうち、雇上の乗車人数を入力してください。雇上とは、積み込み作業を自治体職員が行い、運転手と共に車両を借りる場合などを指します。

(7)稼働時間

- ✓ 稼働時間は、(4)コンテナ等の配布のための年間出動回数、(5)コンテナ等配布時の出動一回あたり所有時間から自動で算出します。

●稼働時間＝(4)コンテナ等の配布のための年間出動回数×(5)コンテナ等配布時の出動一回あたり所有時間

(8)のべ稼働時間

- ✓ のべ稼働時間は、(4)コンテナ等の配布のための年間出動回数、(5)コンテナ等配布時の出動一回あたり所有時間、(6)コンテナ等配布出勤時における乗車人数から自動で算出します。

●のべ稼働時間＝(4)コンテナ等の配布のための年間出動回数×(5)コンテナ等配布時の出動一回あたり所有時間×(6)コンテナ等配布出勤時における乗車人数

１０．　収集運搬部門～公設民営（所有施設）～（10.sheet）

所有している収集運搬部門の施設のうち、施設管理業務等を委託している施設（公設民営）について、委託区分毎に入力してください。

⑴施設名称

- ✓ 委託区分毎に該当する施設名称をプルダウンから選択してください。プルダウンには『１．施設（1.sheet）』で収集運搬部門、稼働中を選択した施設名称が設定されます。
- ✓ 直営施設と公設民営施設では、同一の施設は選択できません。

⑵廃棄物種類

- ✓ 委託区分毎に廃棄物種類の欄に「1」を入力してください（設定ファイルの基本設定シート「（３）各部門における作業の実施主体の設定」での設定内容に応じ、あらかじめ対象となる廃棄物種類が表示されます）。なお、委託区分とは、委託料を把握できる最小単位を指します。
- ✓ 施設が異なる場合は、異なる委託区分として複数行に分けて「1」を入力してください（例１参照）。
- ✓ 同一施設で複数の廃棄物種類を同一業者に一括して委託しているが、廃棄物種類によって委託契約が分かれている場合や、廃棄物種類毎の委託料を把握している場合は、異なる委託区分として複数行に分けて「1」を入力してください（例２参照）。
- ✓ 同一施設で複数廃棄物種類を同一業者に一括して委託しており、委託料も一括して支払っている場合（廃棄物種類毎の委託料を把握していない場合）は、同一の委託区分として同一行に「1」を入力してください（例３参照）。
- ✓ 一つの廃棄物種類の収集運搬業務を複数の事業者に委託している場合など、一つの廃棄物種類で、委託形態が複数ある場合は、複数行に分けて「1」を入力してください。

＜例１＞燃やすごみの収集運搬業務を施設ごとに別々の事業者に委託している場合

収集運搬施設１における
燃やすごみは A 事業者に委託

収集運搬施設２における
燃やすごみは B 事業者に委託

燃やすごみ
委託料
○○円/年

燃やすごみ
委託料
●●円/年

委託区分	(1) 施設名称	(2) 廃棄物種類 ①燃やすごみ	(3) 委託料もしくは組合負担金（円/年）	(4) 委託量もしくは組合による取扱量（t/年）	(4) 組合全体の場合 該当する場合	(4) 組合全体の場合 組合構成市町村の合計人口（人）	(5) 委託事業者もしくは組合名
1	収集運搬施設1	1	100,000,000	1,800			A事業者
2	収集運搬施設2	1	100,000,000	1,800			B事業者

＜例２＞収集運搬施設１における燃やすごみと燃やさないごみの収集運搬業務を同一の事業者に委託しており、
燃やすごみと燃やさないごみの委託料をそれぞれ把握している場合

燃やすごみ
委託料
○○円/年

燃やさないごみ
委託料
●●円/年

委託区分	(1) 施設名称	(2) 廃棄物種類 ①燃やすごみ	(2) ②燃やさないごみ	(3) 委託料もしくは組合負担金（円/年）	(4) 委託量もしくは組合による取扱量（t/年）	(4) 組合全体の場合 該当する場合	(4) 組合全体の場合 組合構成市町村の合計人口（人）	(5) 委託事業者もしくは組合名
1	収集運搬施設1	1		100,000,000	1,800			A事業者
2	収集運搬施設1		1	100,000,000	1,800			A事業者

＜例３＞収集運搬施設１における燃やすごみと燃やさないごみの収集運搬業務を同一の事業者に委託しており、

燃やすごみと燃やさないごみの委託料を別々に把握していない場合

燃やすごみと燃やさないごみの
委託料　▲▲円/年

委託区分	(1) 施設名称	(2) 廃棄物種類 ①燃やすごみ	②燃やさないごみ																	(3) 委託料もしくは組合負担金（円/年）	(4) 委託量もしくは組合による取扱量（t/年）	(4) 組合全体の場合 該当する場合	(4) 組合全体の場合 組合構成市町村の合計人口（人）	(5) 委託事業者もしくは組合名
1	収集運搬施設1	1	1																	100,000,000	1,800			A事業者

(3)委託料もしくは組合負担金

- ✓ 委託区分毎に、年間の委託料を入力してください。
- ✓ 一部事務組合が、近隣市町村の分も合わせて収集運搬業務を行っており、貴市町村は一部事務組合に負担金を支払っているという場合、組合へ支払っている負担金額を入力してください。

(4)委託量もしくは組合による取扱量

- ✓ 委託区分毎に年間委託量もしくは組合による取扱量（積載時に含まれる異物や水分等も含んだ量）を入力してください。
- ✓ 一部事務組合等において、近隣市町村からの発生分と一括して収集運搬業務を行っており、貴市町村分のみの把握が困難な場合は、一部事務組合全体としての取扱量を入力してください。なお、その場合は、「組合全体の場合」の「該当する場合」欄に「1」を入力し、「組合構成市町村の合計人口（人)」欄に組合構成市町村の合計人口を入力してください。

(5)委託事業者名もしくは組合名

- ✓ 必要に応じて委託区分毎に委託事業者名もしくは組合名を入力してください。

１１．　収集運搬部門～公設民営（所有車両）～（11.sheet）

所有している収集運搬部門の車両を委託業者に貸与し、収集運搬業務を委託している場合、委託区分毎に入力してください。

(1)車種

- ✓ 委託区分毎に、利用している車両の種類を以下の①～④よりプルダウンで選択してください。
  ①パッカー車（回転板を搭載した車両が該当する（車内でのプレスは行わない））
  ②平ボディ（トラックやワンボックス、ダンプ車が該当する）
  ③プレス車（処理機搭載型収集車など車内でプレス・破砕・押込み等が可能な車両が該当する）
  ④その他の車両
- ✓ 複数の車種を利用している場合には、車種毎に委託区分を分け複数行に入力してください。

(2)車両の最大積載量

- ✓ 対象となる車両の最大積載量を「2 トン以下、2 トンより大きい」からプルダウンで選択してください。

(3)台数

- ✓ 委託区分毎の使用している車両の台数を入力してください。

(4)廃棄物種類

- ✓ 委託区分毎に対象廃棄物種類の欄に「1」を入力してください（設定ファイルの基本設定シート「（３）各部門における作業の実施主体の設定」での設定内容に応じ、あらかじめ対象となる廃棄物種類が表示されます)。なお、委託区分とは、委託料を把握できる最小単位を指します。異なる事業者に委託している廃棄物種類は、異なる委託区分として複数行に分けて「1」を入力してください（具体的な入力例については、「１０．収集運搬部門～公設民営（所有施設）～（10.sheet)」を参照してください)。

(5)委託料もしくは組合負担金

- ✓ 委託区分毎に、年間の委託料を入力してください。
- ✓ 一部事務組合が、近隣市町村の分も合わせて収集運搬業務を行っており、貴市町村は一部事務組合に負担金を支払っているという場合、組合へ支払っている負担金額を入力してください。

(6)委託量もしくは組合による収集運搬量

- ✓ 委託区分毎に年間委託量もしくは組合による収集運搬量（積載時に含まれる異物や水分等も含んだ量）を入力してください。
- ✓ 一部事務組合等において、近隣市町村からの発生分と一括して収集運搬しており、貴市町村分のみの把握が困難な場合は、一部事務組合全体としての収集運搬量を入力してください。なお、その場合は、「組合全体の場合」の「該当する場合」欄に「1」を入力し、「組合構成市町村の合計人口（人）」欄に組合構成市町村の合計人口を入力してください。

(7)委託事業者もしくは組合名

- ✓ 必要に応じて委託区分毎に委託事業者名もしくは組合名を入力してください。

１２．　収集運搬部門～委託～（12.sheet）

公設民営以外の収集運搬業務の委託について入力してください。

(1)廃棄物種類

- ✓ 収集運搬業務の委託について、委託区分毎に対象廃棄物種類の欄に「1」を入力してください（設定ファイルの基本設定シート「（３）各部門における作業の実施主体の設定」での設定内容に応じ、あらかじめ対象となる廃棄物種類が表示されます)。なお、委託区分とは、委託料を把握できる最小単位を指します。異なる事業者に委託している廃棄物種類は、異なる委託区分として複数行に分けて「1」を入力してください（例１参照)。
- ✓ 複数の廃棄物種類を同一業者に一括して委託しているが、廃棄物種類によって委託契約が分かれている場合や、廃棄物種類毎の委託料を把握している場合は、異なる委託区分として複数行に分けて「1」を入力してください（例２参照)。
- ✓ 複数の廃棄物種類を同一業者に一括して委託しており、委託料も一括して支払っている場合（廃棄物種類毎の委託料を把握していない場合）は、同一の委託区分として同一行に「1」を入力してください（例３参照)。
- ✓ 一つの廃棄物種類の収集運搬業務を複数の事業者に委託している場合など、一つの廃棄物種類で、委託形態が複数ある場合は、複数行に分けて「1」を入力してください。

＜例１＞　燃やすごみと燃やさないごみの収集運搬を別々の事業者に委託している場合

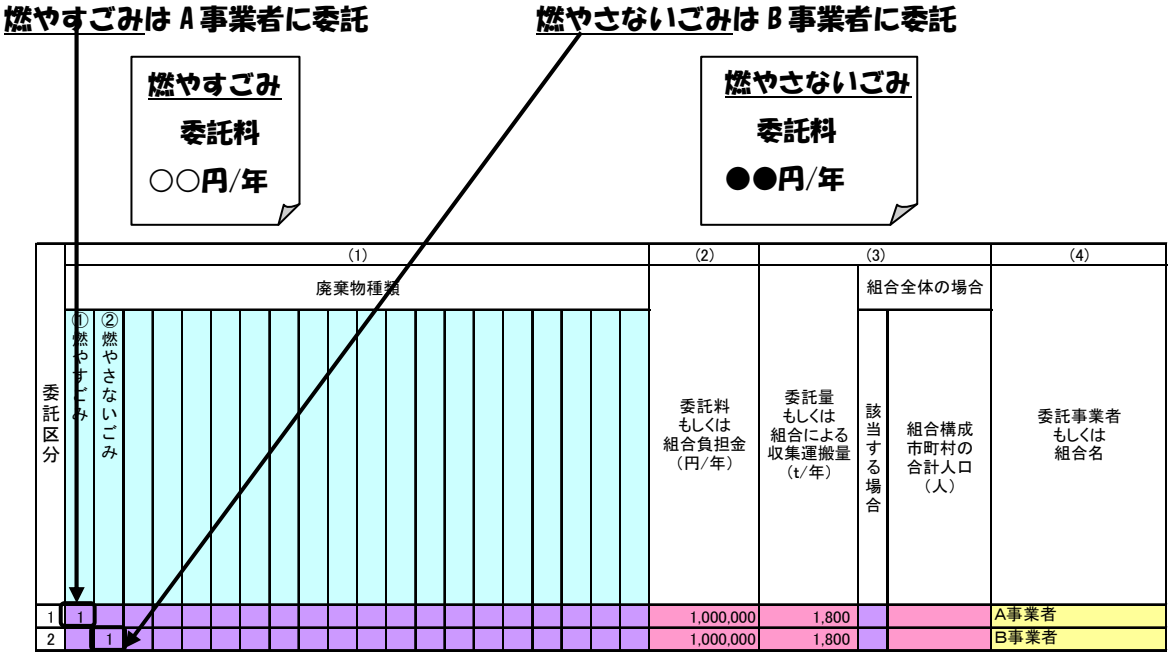

＜例２＞　燃やすごみと燃やさないごみの収集運搬を同一の事業者に委託しており、

燃やすごみと燃やさないごみの委託料をそれぞれ把握している場合

燃やすごみ
委託料
○○円/年

燃やさないごみ
委託料
●●円/年

	(1)		(2)	(3)			(4)
	廃棄物種類				組合全体の場合		
委託区分	①燃やすごみ	②燃やさないごみ	委託料もしくは組合負担金（円/年）	委託量もしくは組合による収集運搬量（t/年）	該当する場合	組合構成市町村の合計人口（人）	委託事業者もしくは組合名
1	1		1,000,000	1,800			A事業者
2		1	1,000,000	1,800			A事業者

＜例３＞　燃やすごみと燃やさないごみの収集運搬を同一の事業者に委託しており、

燃やすごみと燃やさないごみの委託料を別々に把握していない場合

燃やすごみと燃やさないごみの
委託料　▲▲円/年

	(1)		(2)	(3)			(4)
	廃棄物種類				組合全体の場合		
委託区分	①燃やすごみ	②燃やさないごみ	委託料もしくは組合負担金（円/年）	委託量もしくは組合による収集運搬量（t/年）	該当する場合	組合構成市町村の合計人口（人）	委託事業者もしくは組合名
1	1	1	2,000,000	3,600			A事業者
2							

⑵委託料もしくは組合負担金

- ✓ 委託区分毎に、年間の委託料を入力してください。
- ✓ 一部事務組合が、近隣市町村の分も合わせて収集運搬しており、貴市町村は一部事務組合に負担金を支払っているという場合、組合へ支払っている負担金額を入力してください。

⑶委託量もしくは組合による収集運搬量

- ✓ 委託区分毎に年間委託量もしくは組合による収集運搬量（積載時に含まれる異物や水分等も含んだ量）を入力してください。
- ✓ 一部事務組合等において、近隣市町村からの発生分と一括して収集運搬しており、貴市町村分のみの把握が困難な場合は、一部事務組合全体としての収集運搬量を入力してください。なお、その場合は、「組合全体の場合」の「該当する場合」欄に「1」を入力し、「組合構成市町村の合計人口（人）」欄に組合構成市町村の合計人口を入力してください。

⑷委託事業者もしくは組合名

- ✓ 必要に応じて委託区分毎に委託事業者名もしくは組合名を入力してください。

１３．　中間処理部門～中間処理投入量～（13.sheet）

各廃棄物種類の中間処理投入量について入力してください。

★設定ファイルの基本設定シート『（３）各部門における作業の実施主体の設定』で中間処理部門の直営に「1」を入力した廃棄物種類について、直営の中間処理投入量を入力してください。中間処理部門の公設民営に「1」を入力した廃棄物種類は、公設民営の中間処理投入量を入力し、中間処理部門の民間事業者または組合へ委託に「1」を入力した廃棄物種類については、委託の中間処理投入量をそれぞれ入力してください。

(1)中間処理投入量

- ✓ 直営、公設民営、委託毎の年間中間処理投入量を以下の３つに分類して、それぞれ入力してください。中間処理投入量の関係図を図 2 に示します。
  - － 破砕施設投入量
  - － 破砕後焼却施設投入量
  - － 直接焼却施設投入量
- ✓ 「直接焼却施設投入量」には、収集運搬後直接焼却施設に投入されるもののほかに、資源化部門を経て焼却施設に投入されるもの（例：残さ）、業者への引き渡されたもののうち焼却施設に投入されるもの（例：引渡し後に、再度引き取った残さ）も含みます。
- ✓ 「中間処理投入量合計」の欄には、直営・公設民営・委託にかかわらず、中間処理部門に投入された量の合計を入力してください。
- ✓ 各実施主体について、中間処理投入量合計が破砕施設投入量、直接焼却施設投入量の合計ではない場合は、「左のセルの値と異なる場合」欄に当該実施主体の中間処理投入量を入力してください。その場合、対象となる全廃棄物種類について入力してください。
- ✓ 中間処理投入量合計が各実施主体の破砕施設投入量、直接焼却施設投入量の合計ではない場合は、当該自治体の中間処理投入量合計を入力してください。その場合、対象となる全廃棄物種類について入力してください。

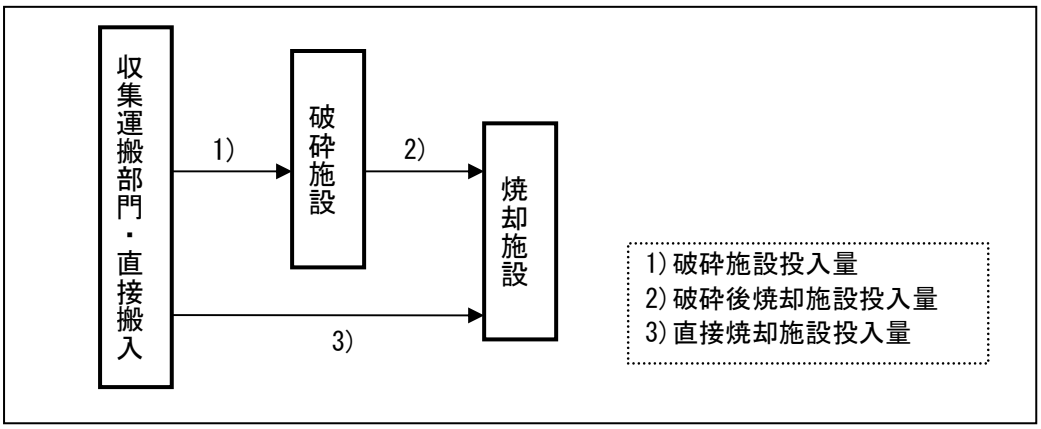

図 2　中間処理投入量関係図

＜例１＞破砕施設、焼却施設ともに直営の場合

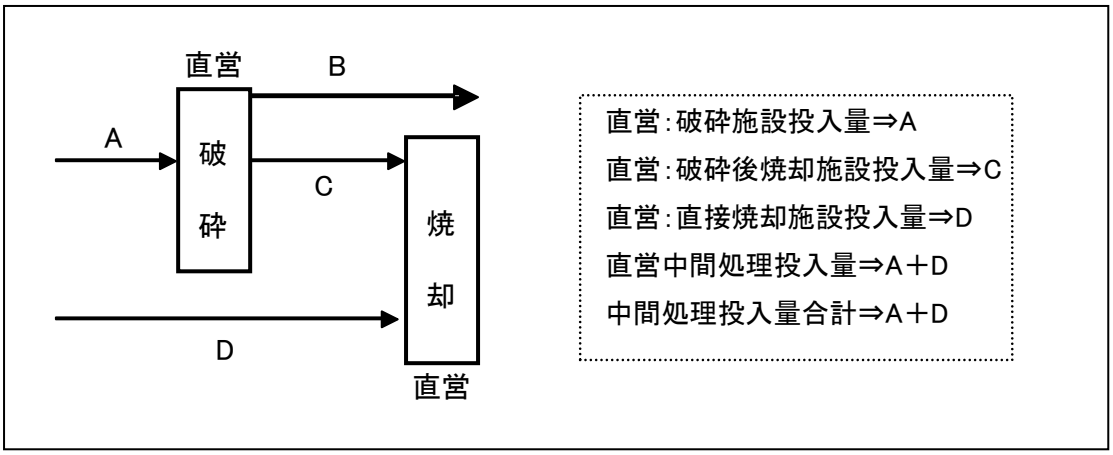

＜例２＞破砕施設が委託、焼却施設が直営の場合

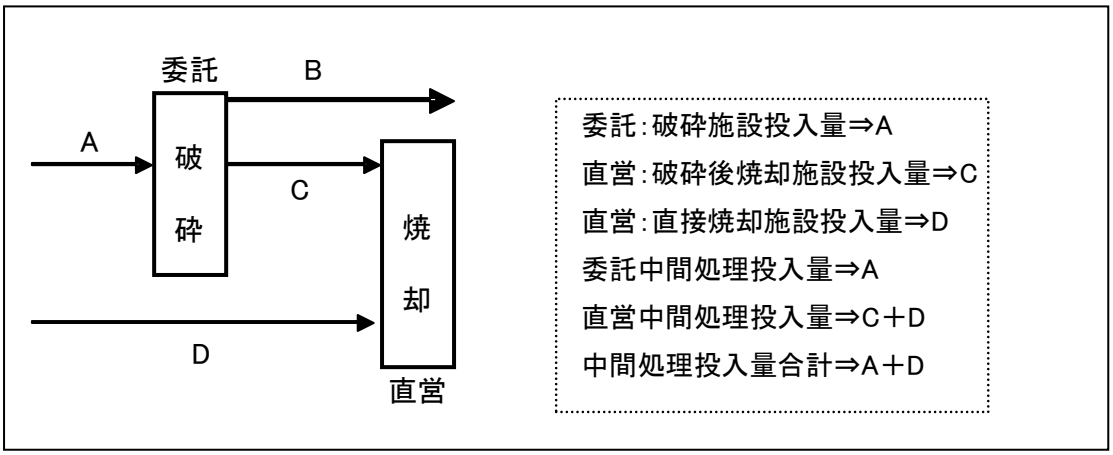

＜例３＞破砕施設が直営、焼却施設が委託の場合

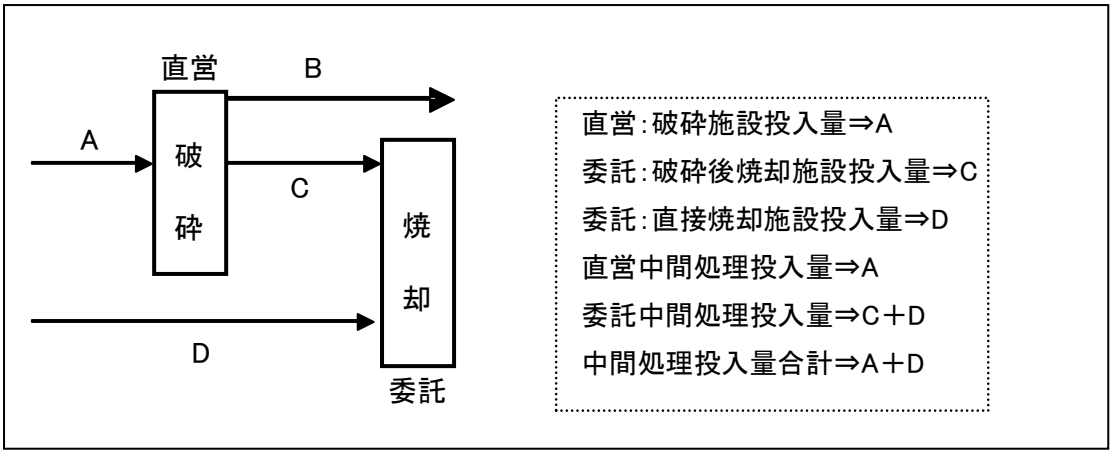

１４．　中間処理部門～直営施設～（14.sheet）

中間処理部門の直営施設について入力してください。

★『１３．中間処理部門～中間処理投入量～（13.sheet）』において「直営の①破砕施設投入量」に入力した廃棄物種類を破砕施設の廃棄物種類として入力してください。

★『１３．中間処理部門～中間処理投入量～（13.sheet）』において「直営の②破砕後焼却施設投入量または③直接焼却施設投入量」に入力した廃棄物種類を焼却施設の廃棄物種類として入力してください。

★同一施設で焼却、破砕の両方を行っている場合には二行に分けて入力し、それぞれ対象となる廃棄物種類を選択してください。

★同一施設からの焼却残さを投入する最終処分施設が複数ある場合は、必要に応じて複数行に分けて、それぞれ対象となる廃棄物種類を選択し、中間処理投入量及び焼却残さを投入する最終処分施設の作業主体を入力してください。

(1)施設名称

✓　中間処理部門の直営施設の名称については、プルダウンから選択してください。プルダウンには『１．施設（1.sheet）』で中間処理部門、稼働中を選択した施設名称が設定されます。

(2)処理方法

✓　施設毎に、中間処理方法として以下の２つから、当てはまるもの１つに「1」を入力してください。

①焼却　※溶融・スラグ化、発電・熱利用を含む。

②破砕

(3)廃棄物種類

✓　施設毎に、対象廃棄物種類の欄に「1」を入力してください（設定ファイルの基本設定シート「（３）各部門における作業の実施主体の設定」での設定内容に応じ、あらかじめ対象となる廃棄物種類が表示されます）。

(4)当該施設への中間処理投入量

✓　施設毎に、年間投入量を入力してください。

(5)焼却残さを投入する最終処分施設

- ✓ 処理方法で「焼却」を選択した場合は、当該施設の焼却残さを投入する最終処分施設の作業主体を直営、公設民営、委託からプルダウンで選択し、必要に応じ施設や委託事業者名等を入力してください。
- ✓ 最終処分施設の作業主体で「直営」を選択した場合には、『１７．最終処分部門～最終処分投入量～（17.sheet)』の「直営の(2)埋立処分量（焼却残さ埋立量)」に焼却残さ埋立量を入力し、当該区分の廃棄物種類が『１８．最終処分部門～直営施設～（18.sheet)』で廃棄物種類として表示されているか確認してください。表示されていない場合には、設定ファイルの基本設定シート『(３)各部門における作業の実施主体の設定』において、最終処分部門の直営で当該区分の廃棄物種類に「1」を入力し、「設定」ボタンを押下してください。
- ✓ 最終処分施設の作業主体で「公設民営」を選択した場合には、『１７．最終処分部門～最終処分投入量～（17.sheet)』の「公設民営の(2)埋立処分量（焼却残さ埋立量)」に焼却残さ埋立量を入力し、当該区分の廃棄物種類が『１９．最終処分部門～公設民営～（19.sheet)』で廃棄物種類として表示されているか確認してください。表示されていない場合には、設定ファイルの基本設定シート『(３）各部門における作業の実施主体の設定』において、最終処分部門の公設民営で当該区分の廃棄物種類に「1」を入力し、「設定」ボタンを押下してください。
- ✓ 最終処分施設の作業主体で「委託」を選択した場合には、『１７．最終処分部門～最終処分投入量～（17.sheet)』の「委託の(2)埋立処分量（焼却残さ埋立量)」に焼却残さ埋立量を入力し、当該区分の廃棄物種類が『２０．最終処分部門～委託～（20.sheet)』で廃棄物種類として表示されているか確認してください。表示されていない場合には、設定ファイルの基本設定シート『(３）各部門における作業の実施主体の設定』において、最終処分部門の民間事業者または組合へ委託で当該区分の廃棄物種類に「1」を入力し、「設定」ボタンを押下してください。
- ✓ 複数の作業主体による最終処分施設に焼却残さを投入している場合は、最も多くの残さを投入している作業主体を選択してください。

１５．　中間処理部門～公設民営～（15.sheet）

所有している中間処理部門の施設のうち、施設管理・運転業務等を委託している施設（公設民営）について、委託区分毎に入力してください。

★『１３．中間処理部門～中間処理投入量～（13.sheet）』において「公設民営の①破砕施設投入量」に入力した廃棄物種類を破砕施設の廃棄物種類として入力してください。

★『１３．中間処理部門～中間処理投入量～（13.sheet）』において「公設民営の②破砕後焼却施設投入量または③直接焼却施設投入量」に入力した廃棄物種類を焼却施設の廃棄物種類として入力してください。

★同一施設からの焼却残さを投入する最終処分施設が複数ある場合は、必要に応じて複数行に分けて、それぞれ対象となる廃棄物種類を選択し、委託料もしくは組合負担金、委託量もしくは組合による処理量及び焼却残さを投入する最終処分施設作業主体を入力してください。

(1)施設名称

- ✓ 委託区分毎に所有している施設名称をプルダウンから選択してください。プルダウンには『１．施設（1.sheet）』で中間処理部門、稼働中を選択した施設名称が設定されます。

(2)処理方法

- ✓ 委託区分毎に、中間処理方法として以下の２つから、当てはまるもの１つに「1」を入力してください。
  ①焼却　※溶融・スラグ化、発電・熱利用を含む。
  ②破砕

(3)廃棄物種類

- ✓ 委託区分毎に対象廃棄物種類の欄に「1」を入力してください（設定ファイルの基本設定シート「（３）各部門における作業の実施主体の設定」での設定内容に応じ、あらかじめ対象となる廃棄物種類が表示されます）。
- ✓ 委託区分とは、委託料を把握できる最小単位を指します（具体的な入力例については、「１０．収集運搬部門～公設民営（所有施設）～（10.sheet）」を参照してください）。

(4)委託料もしくは組合負担金

- ✓ 委託区分毎に、年間の委託料を入力してください。
- ✓ 一部事務組合等において、近隣市町村からの発生分を一括して処理している場合、貴市町村が支払っている負担金額を入力してください。

(5)委託量もしくは組合による処理量

- ✓ 委託区分毎に、年間委託量を入力してください。

- ✓ 一部事務組合等において、近隣市町村からの発生分と一括して中間処理しており、貴市町村分のみの把握が困難な場合は、一部事務組合全体としての処理量を入力してください。なお、その場合は、「組合全体の場合」の「該当する場合」欄に「1」を入力し、「組合構成市町村の合計人口（人）」欄に組合構成市町村の合計人口を入力してください。

(6)焼却残さを投入する最終処分施設

- ✓ 処理方法で「焼却」を選択した場合は、当該施設の焼却残さを投入する最終処分施設の作業主体を直営、公設民営、委託からプルダウンで選択し、必要に応じて施設や委託事業者名等を入力してください。
- ✓ 最終処分施設の作業主体で「直営」を選択した場合には、『１７．最終処分部門～最終処分投入量～（17.sheet）』の「直営の(2)埋立処分量（焼却残さ埋立量）」に焼却残さ埋立量を入力し、当該区分の廃棄物種類が『１８．最終処分部門～直営施設～（18.sheet）』で廃棄物種類として表示されているか確認してください。表示されていない場合には、設定ファイルの基本設定シート『（３）各部門における作業の実施主体の設定』において、最終処分部門の直営で当該区分の廃棄物種類に「1」を入力し、「設定」ボタンを押下してください。
- ✓ 最終処分施設の作業主体で「公設民営」を選択した場合には、『１７．最終処分部門～最終処分投入量～（17.sheet）』の「公設民営の(2)埋立処分量（焼却残さ埋立量）」に焼却残さ埋立量を入力し、当該区分の廃棄物種類が『１９．最終処分部門～公設民営～（19.sheet）』で廃棄物種類として表示されているか確認してください。表示されていない場合には、設定ファイルの基本設定シート『（３）各部門における作業の実施主体の設定』において、最終処分部門の公設民営で当該区分の廃棄物種類に「1」を入力し、「設定」ボタンを押下してください。
- ✓ 最終処分施設の作業主体で「委託」を選択した場合には、『１７．最終処分部門～最終処分投入量～（17.sheet）』の「委託の(2)埋立処分量（焼却残さ埋立量）」に焼却残さ埋立量を入力し、当該区分の廃棄物種類が『２０．最終処分部門～委託～（20.sheet）』で廃棄物種類として表示されているか確認してください。表示されていない場合には、設定ファイルの基本設定シート『（３）各部門における作業の実施主体の設定』において、最終処分部門の民間事業者または組合へ委託で当該区分の廃棄物種類に「1」を入力し、「設定」ボタンを押下してください。
- ✓ 複数の作業主体による最終処分施設に焼却残さを投入している場合は、最も多くの残さを投入している作業主体を選択してください。

(7)委託事業者もしくは組合名

- ✓ 必要に応じて委託区分毎に委託事業者名もしくは組合名を入力してください。

１６．　中間処理部門～委託～（16.sheet）

公設民営以外の中間処理業務の委託について入力してください。

★『１３．中間処理部門～中間処理投入量～（13.sheet）』において「委託の①破砕施設投入量」に入力した廃棄物種類を破砕施設の廃棄物種類として入力してください。

★『１３．中間処理部門～中間処理投入量～（13.sheet）』において「委託の②破砕後焼却施設投入量または③直接焼却施設投入量」に入力した廃棄物種類を焼却施設の廃棄物種類として入力してください。

★同一施設からの焼却残さを投入する最終処分施設が複数ある場合は、必要に応じて複数行に分けて、それぞれ対象となる廃棄物種類を選択し、委託料もしくは組合負担金、委託量もしくは組合による処理量及び焼却残さを投入する最終処分施設の作業主体を入力してください。

(1)廃棄物種類

- ✓ 委託区分毎に対象廃棄物種類の欄に「1」を入力してください（設定ファイルの基本設定シート「（３）各部門における作業の実施主体の設定」での設定内容に応じ、あらかじめ対象となる廃棄物種類が表示されます）。
- ✓ 委託区分とは、委託料を把握できる最小単位を指します（具体的な入力例については、「１２．収集運搬部門～委託～（12.sheet）」を参照してください）。

(2)処理方法

- ✓ 委託区分毎に、中間処理方法として以下の２つから、当てはまるもの１つに「1」を入力してください。

  ①焼却　※溶融・スラグ化、発電・熱利用を含む。

  ②破砕

(3)委託料もしくは組合負担金

- ✓ 委託区分毎に、年間の委託料を入力してください。
- ✓ 一部事務組合等において、近隣市町村からの発生分を一括して処理している場合、貴市町村が支払っている負担金額を入力してください。

(4)委託量もしくは組合による処理量

- ✓ 委託区分毎に、年間委託量を入力してください。
- ✓ 一部事務組合等において、近隣市町村からの発生分と一括して中間処理しており、貴市町村分のみの把握が困難な場合は、一部事務組合全体としての処理量を入力してください。なお、その場合は、「組合全体の場合」の「該当する場合」欄に「1」を入力し、「組合構成市町村の合計人口（人）」欄に組合構成市町村の合計人口を入力してください。

(5)焼却残さを投入する最終処分施設

- ✓ 処理方法で「焼却」を選択した場合は、当該施設の焼却残さを投入する最終処分施設の作業主体を直営、公設民営、委託からプルダウン形式で選択し、必要に応じて施設や委託事業者名等を入力してください。
- ✓ 最終処分施設の作業主体で「直営」を選択した場合には、『１７．最終処分部門～最終処分投入量～（17.sheet)』の「直営の(2)埋立処分量（焼却残さ埋立量)」に焼却残さ埋立量を入力し、当該区分の廃棄物種類が『１８．最終処分部門～直営施設～（18.sheet)』で廃棄物種類として表示されているか確認してください。表示されていない場合には、設定ファイルの基本設定シート『(３)各部門における作業の実施主体の設定』において、最終処分部門の直営で当該区分の廃棄物種類に「1」を入力し、「設定」ボタンを押下してください。
- ✓ 最終処分施設の作業主体で「公設民営」を選択した場合には、『１７．最終処分部門～最終処分投入量～（17.sheet)』の「公設民営の(2)埋立処分量（焼却残さ埋立量)」に焼却残さ埋立量を入力し、当該区分の廃棄物種類が『１９．最終処分部門～公設民営～（19.sheet)』で廃棄物種類として表示されているか確認してください。表示されていない場合には、設定ファイルの基本設定シート『(３）各部門における作業の実施主体の設定』において、最終処分部門の公設民営で当該区分の廃棄物種類に「1」を入力し、「設定」ボタンを押下してください。
- ✓ 最終処分施設の作業主体で「委託」を選択した場合には、『１７．最終処分部門～最終処分投入量～（17.sheet)』の「委託の(2)埋立処分量（焼却残さ埋立量)」に焼却残さ埋立量を入力し、当該区分の廃棄物種類が『２０．最終処分部門～委託～（20.sheet)』で廃棄物種類として表示されているか確認してください。表示されていない場合には、設定ファイルの基本設定シート『(３）各部門における作業の実施主体の設定』において、最終処分部門の民間事業者または組合へ委託で当該区分の廃棄物種類に「1」を入力し、「設定」ボタンを押下してください。
- ✓ 複数の作業主体による最終処分施設に焼却残さを投入している場合は、最も多くの残さを投入している作業主体を選択してください。

(6)委託事業者もしくは組合名

- ✓ 必要に応じて委託区分毎に委託事業者名もしくは組合名を入力してください。

１７．　最終処分部門～最終処分投入量～（17.sheet）

最終処分部門の処分量について入力してください。

★設定ファイルの基本設定シート『（３）各部門における作業の実施主体の設定』で最終処分部門の直営に「1」を入力した廃棄物種類について、直営の埋立処分量を入力してください。最終処分部門の公設民営に「1」を入力した廃棄物種類は、公設民営の埋立処分量を入力し、最終処分部門の民間事業者または組合へ委託に「1」を入力した廃棄物種類については、委託の埋立処分量をそれぞれ入力してください。

★本シートで、（２）の「焼却残さ埋立量」に入力を行う場合、『１４．中間処理部門～直営施設～（14.sheet)』、『１５．中間処理部門～公設民営～（15.sheet)』もしくは『１６．中間処理部門～委託～（16.sheet)』において、焼却残さを投入する最終処分施設の「作業主体」が入力されているか確認してください。

★最終処分部門の実施主体は、燃やさないごみ、焼却残さ、処理残さ等の埋立処分を行う主体を指します。

★(1)埋立処分量（破砕処理残さ埋立量・直接埋立量）と(2)埋立処分量（焼却残さ埋立量）は重複しないように入力してください。

(1)埋立処分量（破砕処理残さ埋立量・直接埋立量）

- ✓ 直営、公設民営、委託毎の年間埋立処分量（破砕処理残さ埋立量・直接埋立量）を入力してください。
- ✓ 「直接埋立量」には、収集運搬後に直接最終処分施設に投入されるもののほかに、資源化部門を経て最終処分施設に投入されるもの（例：残さ)、業者への引き渡されたもののうち最終処分施設に投入されるもの（例：引渡し後に、再度引き取った残さ）も含みます。

(2)埋立処分量（焼却残さ埋立量）

- ✓ 直営、公設民営、委託毎の年間埋立処分量（焼却残さ埋立量）を入力してください。

１８．　最終処分部門～直営施設～（18.sheet）

最終処分部門の直営施設について入力してください。

(1)施設名称

- ✓ 最終処分部門の直営施設の名称については、プルダウンから選択してください。プルダウンには『１．施設（1.sheet)』で最終処分部門、稼働中を選択した施設名称が設定されます。

(2)廃棄物種類

- ✓ 施設毎に、対象廃棄物種類の欄に「1」を入力してください（設定ファイルの基本設定シート「（３）各部門における作業の実施主体の設定」での設定内容に応じ、あらかじめ対象となる廃棄物種類が表示されます)。

(3)当該施設への埋立処分量

- ✓ 施設毎に、年間処分量（処理前の異物や水分等も含んだ量）を入力してください。

１９．　最終処分部門～公設民営～（19.sheet）

所有している最終処分部門の施設のうち、施設管理等を委託している施設（公設民営）について、委託区分毎に入力してください。

⑴施設名称

- ✓ 委託区分毎に所有している施設名称をプルダウンから選択してください。プルダウンには『１．施設（1.sheet）』で最終処分部門、稼働中を選択した施設名称が設定されます。

⑵廃棄物種類

- ✓ 委託区分毎に対象廃棄物種類の欄に「1」を入力してください（設定ファイルの基本設定シート「（３）各部門における作業の実施主体の設定」での設定内容に応じ、あらかじめ対象となる廃棄物種類が表示されます）。
- ✓ 委託区分とは、委託料を把握できる最小単位を指します（具体的な入力例については、「１０．収集運搬部門～公設民営（所有施設）～（10.sheet）」を参照してください）。

⑶委託料もしくは組合負担金

- ✓ 委託区分毎に、年間の委託料を入力してください。
- ✓ 一部事務組合等において、近隣市町村からの発生分を一括して処分している場合、貴市町村が支払っている負担金額を入力してください。

⑷委託量もしくは組合による埋立処分量

- ✓ 委託区分毎に、年間委託量（処理前の異物や水分等も含んだ量）を入力してください。
- ✓ 一部事務組合等において、近隣市町村からの発生分と一括して最終処分しており、貴市町村分のみの把握が困難な場合は、一部事務組合全体としての処分量を入力してください。なお、その場合は、「組合全体の場合」の「該当する場合」欄に「1」を入力し、「組合構成市町村の合計人口（人）」欄に組合構成市町村の合計人口を入力してください。

⑸委託事業者もしくは組合名

必要に応じて委託区分毎に委託事業者名もしくは組合名を入力してください。

２０．　最終処分部門～委託～（20.sheet）

公設民営以外の最終処分業務の委託について入力してください。

⑴廃棄物種類

- ✓ 委託区分毎に対象廃棄物種類の欄に「1」を入力してください（設定ファイルの基本設定シート「（３）各部門における作業の実施主体の設定」での設定内容に応じ、あらかじめ対象となる廃棄物種類が表示されます）。
- ✓ 委託区分とは、委託料を把握できる最小単位を指します（具体的な入力例については、「１２．収集運搬部門～委託～（12.sheet）」を参照してください）。

⑵委託料もしくは組合負担金

- ✓ 委託区分毎に、年間の委託料を入力してください。
- ✓ 一部事務組合等において、近隣市町村からの発生分を一括して処分している場合、貴市町村が支払っている負担金額を入力してください。

⑶委託量もしくは組合による埋立処分量

- ✓ 委託区分毎に、年間委託量（処理前の異物や水分等も含んだ量）を入力してください。
- ✓ 一部事務組合等において、近隣市町村からの発生分と一括して最終処分しており、貴市町村分のみの把握が困難な場合は、一部事務組合全体としての処分量を入力してください。なお、その場合は、「組合全体の場合」の「該当する場合」欄に「1」を入力し、「組合構成市町村の合計人口（人）」欄に組合構成市町村の合計人口を入力してください。

⑷委託事業者もしくは組合名

- ✓ 必要に応じて委託区分毎に委託事業者名もしくは組合名を入力してください。

２１．　資源化部門～資源化投入量～（21.sheet）

各廃棄物種類の資源化投入量について、資源化業務の実施主体ごとに入力してください。

★設定ファイルの基本設定シート『（３）各部門における作業の実施主体の設定』で資源化部門の直営に「1」を入力した廃棄物種類について、直営の資源化投入量を入力してください。資源化部門の公設民営に「1」を入力した廃棄物種類は、公設民営の資源化投入量を入力し、資源化部門の民間事業者または組合へ委託に「1」を入力した廃棄物種類については、委託の資源化投入量をそれぞれ入力してください。

(1) 資源化投入量

- ✓ 資源化の実施主体（直営、公設民営、委託）毎の年間資源化投入量を入力してください。
- ✓ 資源化投入量合計が直営による資源化投入量、公設民営による資源化投入量、委託による資源化投入量の合計ではない場合は、「左のセルの値と異なる場合」欄に資源化投入量合計を入力してください。その場合、対象となる全廃棄物種類について入力してください。

２２．　資源化部門～直営施設～（22.sheet）

資源化部門直営施設の資源化ラインについて入力してください。

★資源化ラインとは、選別や異物除去を行うラインを指します。同一施設で資源化ラインが複数ある場合は、複数行に分けて入力してください（例１参照）。

★個数換算が可能な④アルミ缶、⑤スチール缶、⑥無色のガラス製の容器、⑦茶色のガラス製の容器、⑧その他のガラス製の容器、⑨リターナブルびん、⑩ペットボトルとそれ以外の廃棄物種類を同一資源化ラインに入力しないでください（例２参照）。

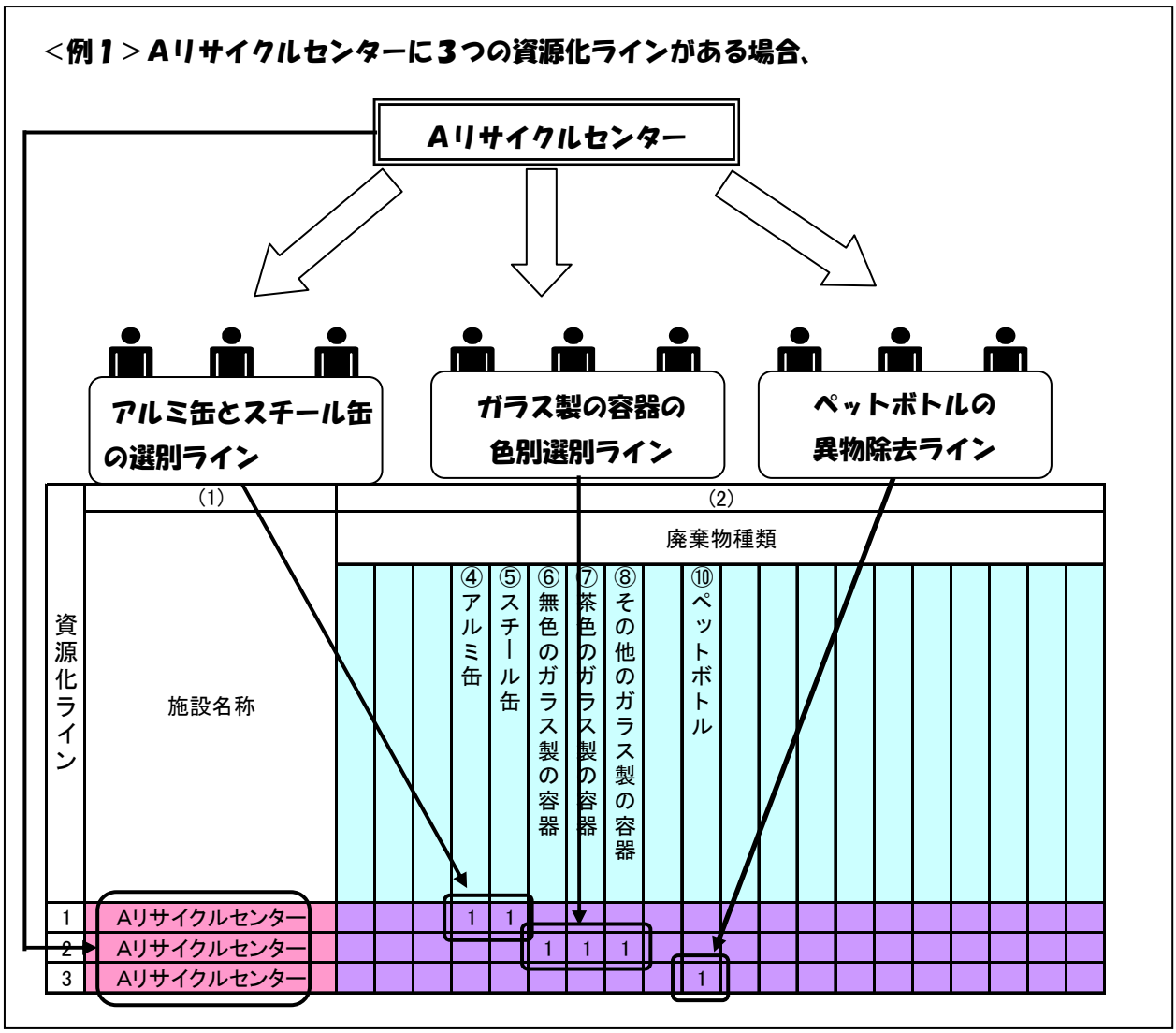

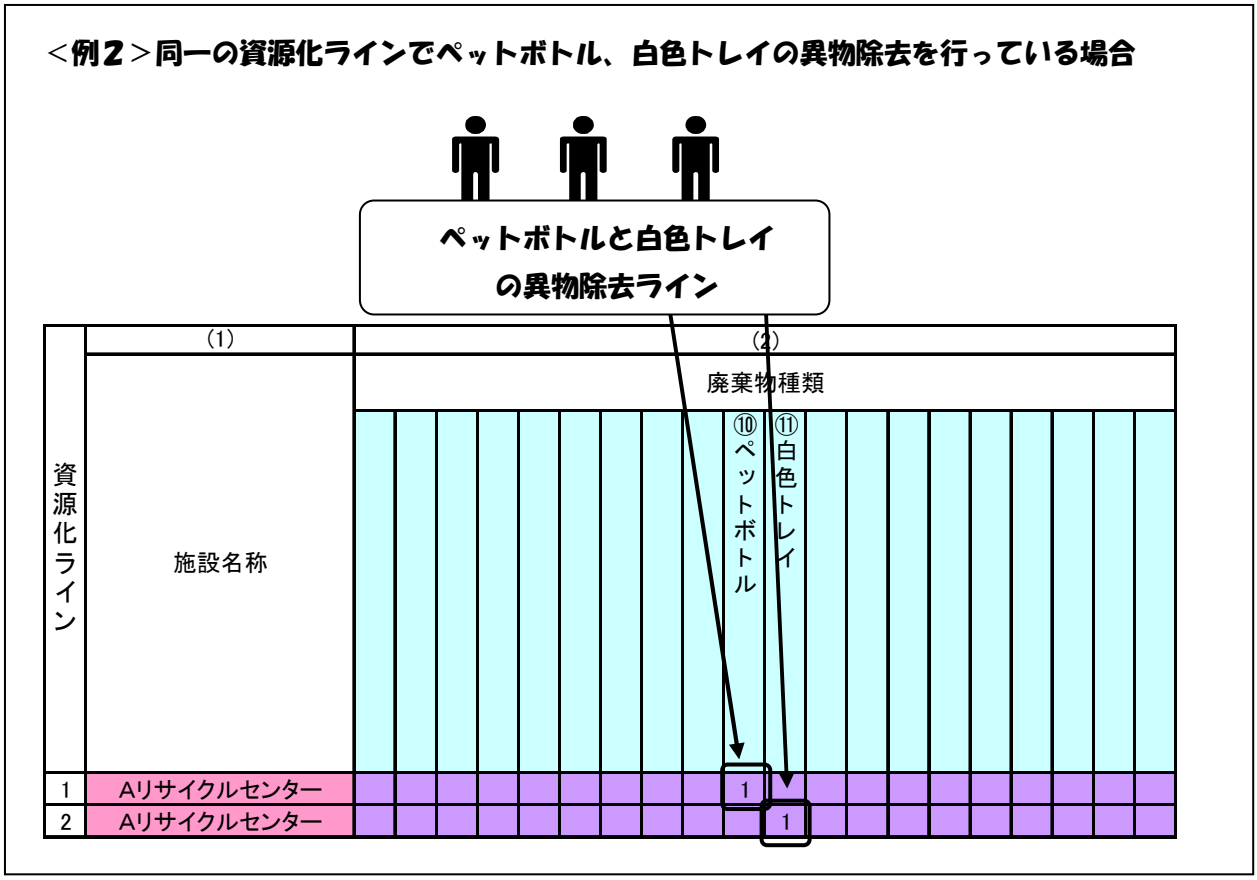

(1)施設名称

- ✓ 資源化ライン毎の対象となる施設名称をプルダウンから選択してください。プルダウンには『１．施設（1.sheet)』で資源化部門、稼働中を選択した施設名称が設定されます。

(2)廃棄物種類

- ✓ 資源化ライン毎に対象廃棄物種類の欄に「1」を入力してください（設定ファイルの基本設定シート「（３）各部門における作業の実施主体の設定」での設定内容に応じ、あらかじめ対象となる廃棄物種類が表示されます)。

(3)稼働時間

- ✓ 資源化ライン毎の稼働時間を入力してください。

(4)のべ稼働時間

- ✓ 資源化ライン毎ののべ稼働時間を入力してください。
- ✓ のべ稼働時間とは、作業人数（人）×稼動時間（時/年）であり、例えば、2 名の作業員がそれぞれ年間 1,000 時間作業している場合、年間のべ稼働時間は、2,000（人・時/年）（＝2×1,000）となります。

(5)年間投入量

- ✓ 資源化ライン毎の年間投入量を入力してください。
- ✓ ただし、破袋や粗選別工程で除外した異物や水分も含めた量としてください。

２３．　資源化部門～公設民営～（23.sheet）

所有している資源化部門の施設のうち、施設管理・選別作業等を委託している施設（公設民営）について、委託区分毎に入力してください。

★個数換算が可能な④アルミ缶、⑤スチール缶、⑥無色のガラス製の容器、⑦茶色のガラス製の容器、⑧その他のガラス製の容器、⑨リターナブルびん、⑩ペットボトルとそれ以外の廃棄物種類を同一資源化ラインに入力しないでください。

(1)施設名称

- ✓ 委託区分毎の対象となる施設名称をプルダウンから選択してください。プルダウンには『１．施設（1.sheet)』で資源化部門、稼働中を選択した施設名称が設定されます。

(2)廃棄物種類

- ✓ 委託区分毎に対象廃棄物種類を「1」を入力してください（設定ファイルの基本設定シート「（３）各部門における作業の実施主体の設定」での設定内容に応じ、あらかじめ対象となる廃棄物種類が表示されます)。
- ✓ 委託区分とは、委託料を把握できる最小単位を指します（具体的な入力例については、「１０．収集運搬部門～公設民営（所有施設）～（10.sheet)」を参照してください)。

(3)委託料もしくは組合負担金

- ✓ 委託区分毎に、年間の委託料を入力してください。
- ✓ 一部事務組合等において、近隣市町村からの発生分を一括して資源化している場合、貴市町村が支払っている負担金額を入力してください。

(4)委託量もしくは組合による資源化投入量

- ✓ 委託区分毎に、年間委託量（資源化前の異物や水分等も含んだ量）を入力してください。
- ✓ 一部事務組合等において、近隣市町村からの発生分と一括して資源化しており、貴市町村分のみの把握が困難な場合は、一部事務組合全体としての資源化投入量を入力してください。なお、その場合は、「組合全体の場合」の「該当する場合」欄に「1」を入力し、「組合構成市町村の合計人口（人)」欄に組合構成市町村の合計人口を入力してください。

(5)委託事業者もしくは組合名

- ✓ 必要に応じて委託区分毎に委託事業者名もしくは組合名を入力してください。

２４．　資源化部門～委託～（24.sheet）

公設民営以外の資源化部門の委託について入力してください。

★個数換算が可能な④アルミ缶、⑤スチール缶、⑥無色のガラス製の容器、⑦茶色のガラス製の容器、⑧その他のガラス製の容器、⑨リターナブルびん、⑩ペットボトルとそれ以外の廃棄物種類を同一資源化ラインに入力しないでください。

(1)廃棄物種類

- ✓ 委託区分毎に対象廃棄物種類を「1」を入力してください（設定ファイルの基本設定シート「（３）各部門における作業の実施主体の設定」での設定内容に応じ、あらかじめ対象となる廃棄物種類が表示されます)。
- ✓ 委託区分とは、委託料を把握できる最小単位を指します（具体的な入力例については、「１２．収集運搬部門～委託～（12.sheet)」を参照してください)。

(2)委託料もしくは組合負担金

- ✓ 委託区分毎に、年間の委託料を入力してください。
- ✓ 一部事務組合等において、近隣市町村からの発生分を一括して資源化している場合、貴市町村が支払っている負担金額を入力してください。

(3)委託量もしくは組合による資源化投入量

- ✓ 委託区分毎に、年間委託量（資源化前の異物や水分等も含んだ量）を入力してください。
- ✓ 一部事務組合等において、近隣市町村からの発生分と一括して資源化しており、貴市町村分のみの把握が困難な場合は、一部事務組合全体としての資源化投入量を入力してください。なお、その場合は、「組合全体の場合」の「該当する場合」欄に「1」を入力し、「組合構成市町村の合計人口（人)」欄に組合構成市町村の合計人口を入力してください。

(4)委託事業者もしくは組合名

- ✓ 必要に応じて委託区分毎に委託事業者名もしくは組合名を入力してください。

２５．　引渡量（25.sheet）

引渡量について、「指定法人への引渡量」「民間事業者・組合等への引渡量のうち家庭系資源の量」「民間事業者・組合等への引渡量のうち事業系資源の量」に区分して、入力してください。

(1)指定法人への引渡量

- ✓ 指定法人に引き渡している資源について、廃棄物種類毎に引渡量（特定事業者分含む）を入力してください。

(2)民間事業者・組合等への引渡量のうち家庭系資源の量

- ✓ 民間事業者に引き渡している資源について、廃棄物種類毎の引渡量のうち、家庭系由来の資源の量を入力してください。

(3)民間事業者・組合等への引渡量のうち事業系資源の量

- ✓ 民間事業者に引き渡している資源について、廃棄物種類毎の引渡量のうち、事業系由来の資源の量を入力してください。

(4)引渡時の支払額（管理部門：物件費）

- ✓ 指定法人もしくは民間事業者に引き渡している資源について、廃棄物種類毎の支払額を入力してください。
- ✓ 指定法人もしくは民間事業者に引き渡す際、輸送費を負担しているものの、輸送費を区分できない場合は、輸送費の負担額も含めた金額を入力してください。輸送費を区分できる場合は、輸送費は、前工程（中間処理部門、資源化部門など）の特定の施設に係る物件費又は共通的物件費に入力してください。
- ✓ なお、有償（売却）のケースと逆有償（処理費支払い）のケースがある資源については、相殺せずに、逆有償分（処理費を支払った分）のみをこの入力欄に入力してください。

(5)引渡時の売却額（管理部門：資源売却収入）

- ✓ 指定法人もしくは民間事業者に引き渡している資源について、廃棄物種類毎の売却額を入力してください。
- ✓ 指定法人もしくは民間事業者に引き渡す際、輸送費を負担しているものの、輸送費を区分できない場合は、輸送費の負担額も含めた額を入力してください。輸送費を区分できる場合は、輸送費は、前工程（中間処理部門、資源化部門など）の特定の施設に係る物件費、または、共通的物件費に入力してください。
- ✓ なお、有償（売却）のケースと逆有償（処理費支払い）のケースがある資源については、相殺せずに、有償分（売却額）をこの入力欄に入力してください。

２６．　人件費（26.sheet）

施設毎の人件費について入力してください。

★(1)部門、(2) 施設名称には『１．施設（1.sheet)』で入力した全施設・部門名称が表示されます。

★管理部門の人件費総額について、兼任している人員がいる場合は必要に応じ補足表を利用してください。

★収集運搬の作業人員の人件費についても本シートに入力してください。(収集運搬部門に該当する施設の人件費として入力してください。)

★人件費がゼロ円の施設については、(3)人員数及び(4)人件費総額に「0」を入力してください。

(1)部門

- ✓ 『１．施設（1.sheet)』で入力した部門が表示されます。

(2)施設名称

- ✓ 『１．施設（1.sheet)』で入力した施設名称が表示されます。

(3)人員数

- ✓ 当該施設における作業人員数及び管理・保守点検・事務等の人員数を「自治体正職員」と「臨時職員等」に分けて、入力してください。
- ✓ 管理部門の施設については、当該施設における担当職員（廃棄物関連業務を主な担当業務としている職員）の人数と、兼務職員（廃棄物関連業務以外の業務にも従事している職員)・管理職員（部長級以下の管理業務を行っている職員）の人数に廃棄物処理の業務比率を乗じた人数の合計を入力してください。
- ✓ 兼務職員と管理職員については、必要に応じ図 3 を参考に管理部門用補足表利用してください。
- ✓ 自治体正職員以外のシルバー人材（定年退職後に再雇用している人員を含む)、パート、アルバイト等は、全て「臨時職員等」としてください。
- ✓ ただし、シルバー人材、パート、アルバイト等であっても、自治体正職員と同等の給与及び退職金を受け取っている人員は、「自治体正職員」としてください。
- ✓ また、一般庁舎ではない施設に勤務している管理職・事務職も含めた人数としてください。
- ✓ 貴市町村が保有する施設内において、民間事業者が作業・運営している場合、民間事業者の人員は含めないでください。民間事業者の作業委託料は「２７．施設に係る物件費（27.sheet)」に含めて入力してください。

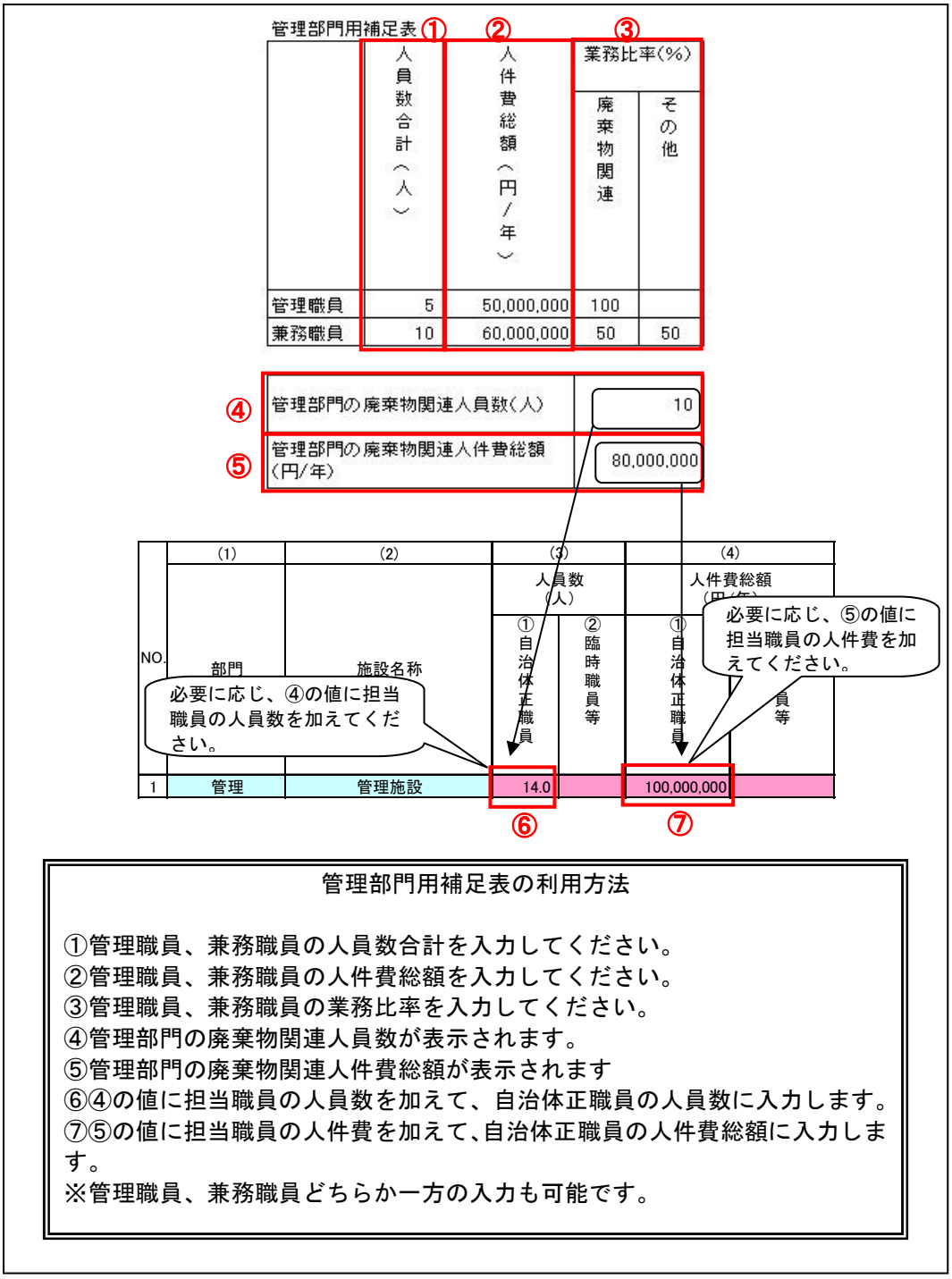

図 3　管理部門用補足表の利用方法

(4)人件費総額

✓　各属性に該当する全人員の人件費総額（職員手当や共済費等も含めた金額）を入力してください。ただし、当該年度に発生した退職金は除いてください。

(5)一人当たりの想定退職金支給額（自治体正職員）

- ✓ 現在、就業している自治体正職員に対して支払われる一人当たりの想定退職金支給額を入力してください。

(6)想定勤続年数（自治体正職員）

- ✓ 現在、就業している自治体正職員の退職金支給時における想定勤続年数を入力してください。

(7)退職給付引当金繰入額（自治体正職員全員分）

- ✓ 退職給付引当金繰入額は、(3)人員数、(5)一人当たりの想定退職金支給額、(6)想定勤続年数から自動で算出します。

●退職給付引当金繰入額（円）=(5)一人当たりの想定退職金支給額×(3)人員数／(6)想定勤続年数

２７．　施設に係る物件費（27.sheet）

特定の施設に係る物件費（維持補修費、運転業務委託料等）及び経費について入力してください。

(1)部門

- ✓ 『１．施設（1.sheet)』で入力した部門が表示されます。

(2)施設名称

- ✓ 『１．施設（1.sheet)』で入力した施設名称が表示されます。

(3)施設に係る物件費（維持補修費等）

- ✓ 当該施設を運営するにあたり、経年的に発生する物件費を入力してください。
- ✓ 具体的には、装置や重機等のリース・レンタル費、燃料費、光熱費、上下水道費、修繕費、土地や装置・重機等の使用料・賃借料、防虫・防臭などの衛生管理に係る費用、排水処理費、作業の運営委託料（民間事業者の人件費等)、施設からの搬出費などが該当します。
- ✓ 装置の運転業務、エレベーターの管理業務、施設の清掃業務、分析業務等を委託している場合の費用も入力してください。
- ✓ 装置や重機等の減価償却費は含めないでください。

(4)施設に係る経費（公債利子等）

- ✓ 当該施設に係る経費（公債利子等）を入力してください。

２８．　車両に係る物件費（28.sheet）

部門毎の車両に係る物件費（リース・レンタル費用、委託料（雇上費用）、燃料費、維持補修費）を入力してください。

★雇上とは、積み込み作業を自治体職員が行い、運転手と共に車両を借りる場合などを指します。

★収集運搬部門については、直営と公設民営に区分し、車種ごとの物件費を入力してください。中間処理部門、最終処分部門、資源化部門、管理部門については各部門で使用している車両合計の物件費を入力してください。

【収集運搬部門】

(1)リース・レンタル費用（該当する車両の合計）

- ✓ 収集運搬部門について、直営、公設民営毎の車種別年間リース・レンタル費を入力してください。

(2)委託料（雇上費用（該当する車両の合計））

- ✓ 収集運搬部門について、直営、公設民営毎の車種別年間雇上費用を入力してください。

(3)燃料費（該当する車両の合計）

- ✓ 収集運搬部門で使用している全ての車両（減価償却終了後の車両も含む）について、直営、公設民営毎の車種別年間燃料費を入力してください。
- ✓ リース・レンタルもしくは雇上の車両で、リース・レンタル費や雇上費用に燃料費が含まれている場合は、ゼロ円としてください。

(4)維持補修費（該当する車両の合計）

- ✓ 収集運搬部門で使用している全ての車両（減価償却終了後の車両も含む）について、直営、公設民営毎の車種別年間維持補修費を入力してください。
- ✓ 維持補修費用には、車両を維持していく上で、年間で必要となる費用（修繕費、保険料、自動車重量税、洗車費用等）が含まれます。
- ✓ リース・レンタルもしくは雇上の車両で、リース・レンタル費や雇上費用に維持補修費が含まれている場合は、維持補修費をゼロ円としてください。

【中間処理部門、最終処分部門、資源化部門、管理部門】

(1)リース・レンタル費用（該当する車両の合計）

- ✓ 中間処理部門、最終処分部門、資源化部門、管理部門について、車両に係る年間のリース・レンタル費を入力してください。

⑵委託料（雇上費用（該当する車両の合計））

- ✓ 中間処理部門、最終処分部門、資源化部門、管理部門について、車両に係る年間雇上費用を入力してください。

⑶燃料費（該当する車両の合計）

- ✓ 中間処理部門、最終処分部門、資源化部門、管理部門で使用している全ての車両（減価償却終了後の車両も含む）について、車両に係る年間燃料費を入力してください。
- ✓ リース・レンタルもしくは雇上の車両で、リース・レンタル費や雇上費用に燃料費が含まれている場合は、ゼロ円としてください。

⑷維持補修費（該当する車両の合計）

- ✓ 中間処理部門、最終処分部門、資源化部門、管理部門で使用している全ての車両（減価償却終了後の車両も含む）について、車両に係る年間維持補修費を入力してください。
- ✓ 維持補修費用には、車両を維持していく上で、年間で必要となる費用（修繕費、保険料、自動車重量税、洗車費用等）が含まれます。
- ✓ リース・レンタルもしくは雇上の車両で、リース・レンタル費や雇上費用に維持補修費が含まれている場合は、維持補修費をゼロ円としてください。

２９．　共通的物件費、経費、管理部門に係る費用等（29.sheet）

各部門の共通的物件費、管理部門に係る費用、その他費用や収益について入力してください。

★本シートで、Ⅱ．経常利益（１）経常業務収益の「売電収入」に入力される場合、『１３．中間処理部門～中間処理投入量～（13.sheet）』において、直営または公設民営の「②破砕後焼却施設投入量」もしくは「③直接焼却施設投入量」に投入量が入力されているか確認してください。

（１）経常費用

１）経常業務費用

①共通的物件費・経費（原価計算書の対象）

✓　各部門に係る物品購入費、維持補修費、減価償却費、委託料以外の物件費を入力してください。

✓　「２７．施設に係る物件費（27. sheet）」で入力した施設特有の経費以外の経費で、各部門において共通的に発生する経費を入力してください。

②一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策に係る費用

✓　一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策に係る費用として、以下に該当する費用を入力してください。（原価計算書の対象外）

- ごみ処理基本計画、分別収集計画などの各種計画策定に要する費用
- 一般廃棄物処理業の許可、一般廃棄物処理施設の許可の業務に係る費用
- 一般廃棄物排出事業者に対する指導・管理に係る費用
- 広報・普及啓発に係る費用
- リサイクルセンターのうち、広報・普及啓発に係る費用
- 不法投棄防止対策に係る費用
- 一部事務組合の議会に係る費用、監査に係る費用
- 閉鎖した最終処分場の維持管理に係る費用

③その他費用

✓　①共通的物件費・経費、②一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策に係る費用以外の費用について、小項目の欄に内容を入力し、金額欄に費用を入力してください。

２）経常移転支出

✓ 扶助費等支出、補助金等支出、その他の経常移転支出を入力してください。

✓ 補助金等支出は、以下の３つについて計上します。

- 資源物の集団回収に対する助成金
- 生ごみ処理機に対する助成金
- その他

３）特別損失

✓ 特別損失は、通常の事業運営では想定されない事故・災害等により生じた損失を計上します。小項目の欄に当該事故・災害等の件名を入力し、金額欄に発生した損金を入力してください。

（２）経常収益

１）経常業務収益

✓ 経常業務収益には、業務収益と業務外収益があります。

✓ 業務収益の自己収入は、以下の５つについて計上します。「その他」以外の項目については、他シートの入力内容に応じ自動計算を行います。

- 指定袋やシール等の販売収入（31.sheet より自動計算）
- 家庭系直接搬入ごみの手数料収入（32.sheet より自動計算）
- 事業系直接搬入ごみの手数料収入（32.sheet より自動計算）
- 近隣市町村からの受託収入（33.sheet より自動計算）
- その他（入力項目）

✓ 業務収益のその他業務収益は、以下の３つについて計上します。資源売却収入は「２５．引渡量（25.sheet）」の入力内容より自動計算を行います。売電収入、その他を入力してください。売電収入は、廃棄物種類毎の焼却施設投入量を基に各廃棄物種類に配賦します。

- 資源売却収入（25.sheet より自動計算）
- 売電収入（34.sheet、35sheet より自動計算）
- その他（入力項目）

✓ 業務外収益は、受取利息等、その他の業務外収益の別に、該当する欄に適切な金額を直接入力してください。

２）経常移転収入

✓ 経常移転収入は、資産形成に関する支出金及びその他の支出金について計上します。

✓ 資産形成に関する支出金は、一般廃棄物処理事業に要した当該年度の国庫支出金及び都道府県支出金を示すもので、『２．所有施設に係る事業費等（2.sheet）』から自動計算されます。

✓ 資産形成に関する支出金以外の支出金について、その他の支出金の金額欄に支出金額を入力してください。

３）その他収益

✓ 経常業務収益、経常移転収入に該当しない収益について小項目に項目名を入力し、金額に該当する費用を入力してください。

（３）注記事項

✓ 以下に示すような費用・収益を注記の欄に入力します。大項目をプルダウンで選択し、小項目の欄には対象施設等の名称等を入力し、金額欄に該当する金額を入力してください。

- 施設解体引当金繰入額
- 最終処分場閉鎖後維持管理引当金繰入額
- 地元還元施設に係る費用
- 地元還元施設に係る収益
- 取付道路に係る費用
- 取付道路に係る収益

３０．　一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債（30.sheet）

一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産や負債について入力してください。

★廃棄物会計における資産・負債一覧においては、資産として金融資産、非金融資産（繰延資産、事業用資産)、負債として流動負債・非流動負債を計上します。

★入力するデータは、各自治体で作成されている『決算書』、『公有財産台帳』等に記載されたデータのうち一般廃棄物処理事業に該当するものを活用します。

★データの選定・利用・入力の方法の概要については以下に記載していますが、『決算書』、『公有財産台帳』等の資料からの転記の仕方や整理の方法については、自治体毎に異なるため、詳細な記載方法は示していません。

★金融資産・非金融資産（ここで、入力する必要がある事項は繰延資産）については、一部事務組合のみ入力対象となります。

（１）資産

１）金融資産

✓　資金、債権（未収金、貸付金、その他債権)、有価証券、投資等（出資金、その他の投資)、貸倒引当金の各費目について、該当する金額を入力してください。

２）非金融資産

２－１）繰延資産

✓　繰延資産について、該当する金額を入力してください。

２－２）事業用資産

①有形固定資産

✓　有形固定資産は、『２．所有施設に係る事業費等（2.sheet)』及び『３．車両（3.sheet)』から自動計算されます。

②無形固定資産

✓　ソフトウェアならびにその他無形固定資産については、区分をプルダウンで選択し、名称・内訳、使用等、取得年度、取得価額、耐用年数の欄に所定事項を入力してください。

（２）負債

１）地方債

✓ 地方債は、1 年以内に返済予定の流動負債（短期）と償還予定が 1 年超の非流動負債（長期）に分かれます。対象となる地方債の期間について、流動負債の場合は短期を選択し、非流動負債の場合は長期をプルダウンから選択してください。

✓ 対象となる地方債について、種類、前年度末残高、本年度増加額、本年度減少額を入力してください。さらに、債権発行差金についてその額を当該欄に入力してください。

２）借入金

✓ 借入金は、1 年以内に返済予定の短期借入金と償還予定が 1 年超の長期借入金に分かれます。対象となる借入金の期間について、短期借入金の場合は短期を選択し、長期借入金の場合は長期をプルダウンから選択してください。

✓ 対象となる借入金について、借入先、前年度末残高、本年度増加額、本年度減少額を入力してください。

✓ 未払い金等についても、この欄に入力してください。

（３）注記事項

✓ 以下に示すような引当金、資産、負債を注記の欄に入力します。内容には対象施設等の名称等を入力し、金額欄に該当する金額を入力してください。

- 施設解体引当金
- 最終処分場閉鎖後維持管理引当金
- 地元還元施設に係る資産
- 地元還元施設に係る負債
- 取付道路に係る資産
- 取付道路に係る負債

３１．　有料化の実施状況（31.sheet）

表示されている廃棄物種類の有料化の実施状況について入力してください。

⑴廃棄物種類

- ✓ 有料化実施区分毎に該当する廃棄物種類に「1」を入力してください（設定ファイルの基本設定シート「（４）コンテナ等の利用・有料化・手数料収入・受託収入の設定」での設定内容に応じ、あらかじめ対象となる廃棄物種類が表示されます)。
- ✓ 有料化実施区分とは、有料化を実施している区分を指します。

⑵指定袋やシール等の販売に係る費用（管理部門：物件費）

- ✓ 有料化実施区分毎の指定袋やシール等の販売による歳出（流通経費など）を入力してください。
- ✓ 認可制もしくは推奨制の指定袋を導入しており、市町村はその製造や流通に関与していない場合など、市町村に歳出がない場合は、ゼロ円としてください。

⑶指定袋やシール等の販売による収益（自己収入）

- ✓ 有料化実施区分毎の指定袋やシール等の販売による歳入（徴収手数料など）を入力してください。
- ✓ 認可制もしくは推奨制の指定袋を導入しており、市町村はその製造や流通に関与していない場合など、市町村に歳入がない場合は、ゼロ円としてください。

３２．　直接搬入ごみの手数料収入（32.sheet）

家庭系、事業系それぞれについて表示されている廃棄物種類の手数料収入について入力してください。

⑴廃棄物種類

- ✓ 市町村の施設への直接搬入を受け入れている廃棄物種類について、徴収金額を把握できる区分ごとに、その廃棄物種類に「1」を入力してください（設定ファイルの基本設定シート「（４）コンテナ等の利用・有料化・手数料収入・受託収入の設定」での設定内容に応じ、あらかじめ対象となる廃棄物種類が表示されます）。
- ✓ 徴収金額を複数廃棄物種類の合計額としてのみ把握している場合は、同じ行で複数廃棄物種類に「1」を入力してください。

⑵直接搬入ごみの手数料収入（自己収入）

- ✓ 直接搬入ごみ手数料収入区分毎に、手数料収入の額を入力してください。

３３．　近隣市町村からの受託収入（33.sheet）

⑴廃棄物種類

- ✓ 作業委託区分毎に該当する廃棄物種類に「1」を入力してください（設定ファイルの基本設定シート「（４）コンテナ等の利用・有料化・手数料収入・受託収入の設定」での設定内容に応じ、あらかじめ対象となる廃棄物種類が表示されます)。
- ✓ 作業委託区分とは、作業を委託されている区分を指します。

⑵ 近隣市町村からの受託収入（自己収入）

- ✓ 作業委託区分ごとに、近隣市町村からの受託収入を入力してください。

３４．　廃棄物焼却発電施設に係る費用（34.sheet）

廃棄物焼却発電施設に係る費用等に関する情報を入力してください。

★廃棄物焼却発電施設をお持ちの場合は、『１．施設（1.sheet）』の(6)廃棄物焼却発電の有無に「1」を入力してください。『１．施設（1.sheet）』の(6)廃棄物焼却発電の有無に入力することで、『３４．廃棄物焼却発電施設に係る費用（34.sheet）』に対象となる施設が表示されます。

★廃棄物焼却発電施設は２施設まで入力が可能です。

（１）事業費

- ✓ 対象施設の『２．所有施設に係る事業費等（2. sheet）』に入力した内容が表示されます。
- ✓ 対象施設の事業費は 10 件までが表示されます。11 件以上入力がある場合には、『２．所有施設に係る事業費等（2. sheet）』を参照してください。

（２）発電に係る事業費等

- ✓ 発電に係る以下の設備について、(3)取得年度、(4)取得価額、(5)取得価額のうち支出金、(6)発電に寄与する割合を入力してください。

  ①受入供給設備
  ②燃焼設備
  ③燃焼ガス冷却設備
  ④排ガス処理設備
  ⑤通風設備
  ⑥余熱利用設備
  ⑦灰出し設備
  ⑧給水設備
  ⑨排水処理設備
  ⑩電気設備
  ⑪計装設備
  ⑫土木建設設備

- ✓ (6)発電に寄与する割合は、各設備に占める発電関連部分の取得価格の割合です。②燃焼設備、③燃焼ガス冷却設備、⑥余熱利用設備についてのみ発電に寄与する割合を入力してください。なお、①、④、⑤、⑦、⑧、⑨については、発電の有無に関わらず、必要な設備（一般的に大幅な仕様の変更はない設備）であることから発電に寄与する割合はゼロとなります。また、②、③、⑥については、発電を行わなければ不要であったり、その仕様が大幅に異なることとから、発電に寄与する割合を最大 100%として、目的や施設の特性によって適当な数値を入力することが可能です。
- ✓ ②燃焼設備については、基本は発電に該当する設備はありません。ただし、炉本体や溶融炉本体のボイラ水冷壁の部分を燃焼設備に含めている場合はその部分が該当します。

- ✓ ③燃焼ガス冷却設備ついては、ボイラ本体、蒸気復水器、高圧蒸気だめ、復水タンク、脱気器、蒸気周りポンプ類等ほぼ全ての設備が該当します。
- ✓ ⑥余熱利用設備ついては、蒸気タービン、発電機およびその補機類が該当します。
- ✓ ⑩電気設備、⑪計装設備、⑫土木建築設備は、①から⑨までを入力することにより自動で算出します。

  ●電気設備における発電に寄与する割合＝（③＋⑥）/(①～⑨の合計)

  ●計装設備における発電に寄与する割合＝（③＋⑥）/(①～⑨の合計)

  ●土木建築設備における発電に寄与する割合＝（③＋⑥＋⑩＋⑪）/（①～⑪の合計）
- ✓ 以上を入力することで、施設の建設費全体に占める発電に寄与する割合を自動で算出します。参考として、環境省が自治体の廃棄物焼却発電施設について行ったアンケート調査結果によると、施設の建設費全体に占める発電に寄与する割合は 1/4 程度になっています。

（３）発電に係る人件費

- ✓ 対象施設の『２６．人件費（26.sheet)』に入力した内容が表示されます。
- ✓ 対象施設の人件費総額に占める発電に寄与する割合を入力してください。人件費に占める発電に寄与する割合が不明な場合は、「施設の建設費全体に占める発電に寄与する割合」を使うことが考えられます。
- ✓ 発電に係る人件費（円/年）は、人件費総額、人件費に占める発電に寄与する割合から自動で算出します。

  ●発電に係る人件費＝人件費総額（合計）×人件費に占める発電に寄与する割合

（４）発電に係る物件費及び経費

- ✓ 対象施設の『２７．施設に係る物件費（27.sheet)』に入力した内容が表示されます。
- ✓ 対象施設の物件費及び経費（施設に係る物件費及び施設に係る経費）に占める発電に寄与する割合を入力してください。物件費及び経費に占める発電に寄与する割合が不明な場合は、「建設費全体に占める発電に寄与する割合」を使うことが考えられます。
- ✓ 発電に係る物件費及び経費（円/年）は、施設に係る物件費（維持補修費等)、施設に係る経費（公債利子等)、物件費及び経費に占める発電に寄与する割合から自動で算出します。

  ●発電に係る物件費及び経費＝（施設に係る物件費＋施設に係る経費）
  ×物件費及び経費に占める発電に寄与する割合

（５）その他

- ✓ 対象施設の発電容量(kW)、年間発電量(kWh／年)、発電による収入（円/年)、発電によって削減された電力購入費（円/年)、廃棄物中のバイオマス比率（%)、非バイオマス分の売電単価（円/kWh）を入力してください。

- ✓ 発電によって削減された電力購入費は、廃棄物発電を行わなかったと想定した場合に、追加で発生するであろう電力購入費を指します。発電に係る運転管理費を算出する際、実際に支出している費用に当該費用を加えます。
- ✓ 廃棄物中のバイオマス比率は、設備認定時に提出したバイオマス比率計算方法説明書に基づき熱量比率に応じて計算してください。詳しくは、バイオマス比率計算方法説明書をご確認ください。
  ⇒ http://www.rps.go.jp/RPS/new-contents/top/toplink-sitemap.html
- ✓ 廃棄物系バイオマスの売電単価は、FIT の設備認定を受けた施設では、17.85 円/kWh となります。非バイオマス分の売電単価は、特定供給者（再生可能エネルギー電気を供給しようとする者）と、電気事業者（一般電気事業者・特定規模電気事業者等）との間での個別契約で決定されています。
- ✓ FIT 適用売買単価は、バイオマス分については、FIT の設備認定を受けた施設に適用される売電単価（17.85 円/kWh）を適用し、非バイオマス分については、上記で入力いただいた非バイオマス分の売電単価を適用した場合の廃棄物全体に対する単価です。廃棄物中のバイオマス比率、非バイオマス分の売電単価から自動で算出します。
  ●FIT 適用売電単価＝{廃棄物系バイオマスの売電単価（17.85）×廃棄物中のバイオマス比率}＋{非バイオマス分の売電単価×（1－廃棄物中のバイオマス比率）}

（６）出力様式

- ✓ （２）発電に係る事業費等～（５）その他から、発電容量あたりの建設費等を算出します。

1)発電容量あたりの建設費

- ✓ 発電容量あたりの建設費は、発電に係る建設費、発電容量から自動で算出します。
  ●発電容量あたりの建設費＝発電に係る建設費÷発電容量

2)発電容量あたりの運転管理費

- ✓ 発電に係る運転管理費（円/年）は、以下の式で算出します。
  ●発電に係る運転管理費＝（施設に係る物件費＋施設に係る経費＋発電によって削減された電力購入量）×物件費及び経費に占める発電に寄与する割合
- ✓ 発電容量あたりの運転管理費（円/kW・年)は、発電に係る運転管理費、発電容量から自動で算出します。
  ●発電容量あたりの運転管理費＝発電に係る運転管理費÷発電容量

3)発電に係る人件費

- ✓ 発電に係る人件費は、人件費総額、人件費に占める発電に寄与する割合から自動で算出します。
  ●発電に係る人件費＝人件費総額（合計）×人件費に占める発電に寄与する割合

4)廃棄物発電原価

✓ 廃棄物発電原価（円/kWh）は、発電に係る建設費、発電に係る人件費、発電に係る運転管理費、年間発電量から自動で算出します。1kWh 当たりの発電にかかった費用（減価償却費を含む）を示しています。

✓ 減価償却期間は、一律 20 年としています。

●発電に係る減価償却費＝発電に係る建設費÷20

●廃棄物発電原価＝（発電に係る減価償却費＋発電に係る人件費＋発電に係る運転管理費}÷年間発電量

5)バイオマスの発電原価

✓ バイオマスの発電原価（円/kWh）は、廃棄物発電原価、非バイオマス分の売電単価、廃棄物中のバイオマス比率から自動で算出します。バイオマス由来の発電（再生可能エネルギー電気）にかかった費用（減価償却費を含む）を示しています。

●バイオマスの発電原価＝｛廃棄物発電原価－非バイオマス分の売電単価×（1－廃棄物中のバイオマス比率)｝÷廃棄物中のバイオマス比率

6)廃棄物発電に係る収支

✓ 廃棄物発電に係る収支は、発電による収入、発電に係る減価償却費、発電に係る運転管理費、発電に係る人件費から自動で算出します。

●廃棄物発電に係る収支＝発電による収入－（発電に係る減価償却費＋発電に係る人件費＋発電に係る運転管理費）

３５．　メタン発酵発電施設に係る費用（35.sheet）

メタン発酵発電施設に係る費用等に関する情報を入力してください。

★メタン発酵発電対象施設をお持ちの場合は、『１．施設（1.sheet)』の(7) メタン発酵発電の有無に「1」を入力してください。『１．施設（1.sheet)』の(7) メタン発酵発電の有無に入力することで、『３５．メタン発酵発電施設に係る費用（35.sheet)』に対象となる施設が表示されます。

★メタン発酵発電施設は２施設まで入力が可能です。

（１）事業費

- ✓ 対象施設の『２．所有施設に係る事業費等 (2. sheet)』に入力した内容が表示されます。
- ✓ 対象施設の事業費は 10 件までが表示されます。11 件以上入力がある場合には、『２．所有施設に係る事業費等（2. sheet)』を参照してください。

（２）発電に係る事業費等

- ✓ 発電に係る以下の設備について、(3) 取得年度、(4) 取得価額、(5) 取得価額のうち支出金、(6) 発電に寄与する割合を入力してください。

  ①受入供給設備
  ②前処理設備
  ③メタン発酵設備
  ④バイオガス貯留設備
  ⑤バイオガス利用設備
  ⑥発酵残さ処理設備
  ⑦分離水処理設備
  ⑧脱臭設備
  ⑨電気設備
  ⑩計装設備
  ⑪土木建設設備

- ✓ (6) 発電に寄与する割合は、各設備に占める発電関連部分の取得価格の割合です。③メタン発酵設備、④バイオガス貯留設備、⑤バイオガス利用設備についてのみ発電に寄与する割合を入力してください。なお、①、②、⑥、⑦、⑧については、発電の有無に関わらず、必要な設備（一般的に大幅な仕様の変更はない設備）であることから発電に寄与する割合はゼロとなります。また、③、④、⑤については、発電を行わなければ不要であったり、その仕様が大幅に異なることとから、発電に寄与する割合を最大 100%として、目的や施設の特性によって適当な数値を入力することが可能です。
- ✓ ③メタン発酵設備については、メタン発酵槽本体とメタン発酵槽のみで接続が完結する機器（メタン発酵槽攪拌機、ガス撹拌ブロワなど）が該当します。次工程へ液を移送する引抜ポンプなども付属していますが、メタン発酵槽以外の機器・設備と接続されてい

る機器は、③メタン発酵設備に含めないでください。ガス撹拌ブロワのようにメタン発酵槽だけに接続されている機器が該当します。

- ✓ ④バイオガス貯留設備については、基本的にほぼ全ての設備が該当します。
- ✓ ⑤バイオガス利用設備については、基本的にほぼ全ての設備が該当します。
- ✓ ⑨電気設備、⑩計装設備、⑪土木建築設備は、①から⑧までを入力することにより自動で算出します。

  ●電気設備における発電に寄与する割合＝（③＋④＋⑤）/(①～⑧の合計)

  ●計装設備における発電に寄与する割合＝（③＋④＋⑤）/(①～⑧の合計)

  ●土木建築設備における発電に寄与する割合＝(③＋④＋⑤＋⑨＋⑩)/(①～⑩の合計)
- ✓ 以上を入力することで、施設の建設費全体に占める発電に寄与する割合を自動で算出します。

（３）発電に係る人件費

- ✓ 対象施設の『２６．人件費（26.sheet)』に入力した内容が表示されます。
- ✓ 対象施設の人件費総額に占める発電に寄与する割合を入力してください。人件費に占める発電に寄与する割合が不明な場合は、「施設の建設費全体に占める発電に寄与する割合」を使うことが考えられます。
- ✓ 発電に係る人件費（円/年）は、人件費総額、人件費に占める発電に寄与する割合から自動で算出します。

  ●発電に係る人件費＝人件費総額（合計）×人件費に占める発電に寄与する割合

（４）発電に係る物件費及び経費

- ✓ 対象施設の『２７．施設に係る物件費（27.sheet)』に入力した内容が表示されます。
- ✓ 対象施設の物件費及び経費（施設に係る物件費及び施設に係る経費）に占める発電に寄与する割合を入力してください。物件費及び経費に占める発電に寄与する割合が不明な場合は、「建設費全体に占める発電に寄与する割合」を使うことが考えられます。
- ✓ 発電に係る物件費及び経費（円/年）は、施設に係る物件費（維持補修費等)、施設に係る経費（公債利子等)、物件費及び経費に占める発電部分の割合から自動で算出します。

  ●発電に係る物件費及び経費＝（施設に係る物件費＋施設に係る経費）

  ×物件費及び経費に占める発電に寄与する割合

（５）その他

- ✓ 対象施設の発電容量(kW)、年間発電量(kWh／年)、発電による収入（円/年)、発電によって削減された電力購入費（円/年）を入力してください。
- ✓ 発電によって削減された電力購入費は、廃棄物発電を行わなかったと想定した場合に、追加で発生するであろう電力購入費を指します。発電に係る運転管理費を算出する際、実際に支出している費用に当該費用を加えます。

（６）出力様式

✓　（２）発電に係る事業費等～（５）その他から、発電容量あたりの建設費等を算出します。

1)発電容量あたりの建設費

✓　発電容量あたりの建設費は、発電に係る建設費、発電容量から自動で算出します。

●発電容量あたりの建設費＝発電に係る建設費÷発電容量

2)発電容量あたりの運転管理費

✓　発電に係る運転管理費（円/年）は、以下の式で算出します。

●発電に係る運転管理費＝（施設に係る物件費＋施設に係る経費＋発電によって削減された電力の購入量）×物件費及び経費に占める発電に寄与する割合

✓　発電容量あたりの運転管理費（円/kW・年)は、発電に係る運転管理費、発電容量から自動で算出します。

●発電容量あたりの運転管理費＝発電に係る運転管理費÷発電容量

3)発電に係る人件費

✓　発電に係る人件費は、人件費総額、人件費に占める発電に寄与する割合から自動で算出します。

●発電に係る人件費＝人件費総額（合計）×人件費に占める発電に寄与する割合

4)廃棄物発電原価

✓　廃棄物発電原価（円/kWh）は、発電に係る建設費、発電に係る人件費、発電に係る運転管理費、年間発電量から自動で算出します。1kWh 当たりの発電にかかった費用（減価償却費を含む）を示しています。なお、バイオマス比率が 100%であることから、廃棄物発電原価＝バイオマスの発電原価となります。

✓　減価償却期間は、一律 20 年としています。

●発電に係る減価償却費＝発電に係る建設費÷20

●廃棄物発電原価＝（発電に係る減価償却費＋発電に係る人件費＋発電に係る運転管理費}÷年間発電量

5)廃棄物発電に係る収支

✓　廃棄物発電に係る収支は、発電による収入、発電に係る減価償却費、発電に係る運転管理費、発電に係る人件費から自動で算出します。

●廃棄物発電に係る収支＝発電による収入－（発電に係る減価償却費＋発電に係る人件費＋発電に係る運転管理費）

３６．　基礎情報

貴自治体の基礎情報を入力してください。

★基礎情報シートの入力内容は、財務書類の出力には必要ありませんので、必要に応じて入力してください。

(1)都道府県名

- ✓ 都道府県名を入力してください。

(2)市町村コード

- ✓ 全国の地方公共団体（都道府県、市町村、特別区、一部事務組合等）につけられた、５桁のコード番号です。
- ✓ JIS 地名コード、地方自治体コード、都道府県コード、市町村コード、標準地域コードなどと呼ばれることもあります。
- ✓ なお、平成 22 年 3 月 15 日現在における標準地域コードは、総務省のホームページ（http://www.stat.go.jp/index/seido/9-5.htm）で確認できます。

(3)市町村名（一部事務組合名）

- ✓ 貴市町村名を入力してください。
- ✓ また、一部事務組合で収集運搬もしくは処理、処分、資源化等を行っている場合は一部事務組合名を括弧書きで入力してください。

(4)可住地面積

- ✓ 会計対象年度末時点のデータを入力してください。
- ✓ 会計対象年度末時点のデータが不明な場合は、直近でのデータで構いません。また、直近のデータも不明な場合は、何も入力しなくても構いません。

(5)郵便番号

- ✓ 市役所、区役所、町役場、村役場、一部事務組合事業所の郵便番号を入力してください。

(6)住所

- ✓ 市役所、区役所、町役場、村役場、一部事務組合事業所の住所を入力してください。

(7)担当部署

- ✓ 入力の担当部署名を入力してください。

(8)担当者名

- ✓ 入力担当者の氏名を入力してください。

(9)担当者役職

- ✓　入力担当者の役職名を入力してください。

(10)電話番号

- ✓　入力担当課（係）の電話番号を入力してください。

(11)ファクシミリ番号

- ✓　入力担当課（係）のファクシミリ番号を入力してください。

(12)電子メールアドレス

- ✓　入力担当者又は課（係）の電子メールアドレスを入力してください。

Ⅳ．原価等の算出（算出ファイル.xls）

Ⅱ及びⅢで入力したデータを基に原価等の算出を算出ファイルで行います。算出ファイルのシート構成及び概要を表 11 に示します。

表 11　算出ファイルのシート構成及び概要

シート名	概要
部門費	各部門の原価算出に使用する値の参照
嵩密度	収集運搬部門の原価計算に使用する嵩密度及び重量当たりの個数の参照
施・部の費用	施設・部門毎の減価償却費・人件費・物件費・経費の算出
車・減	部門・車種毎の車両の減価償却費の算出
収集委託	収集運搬部門委託の廃棄物種類毎の委託料の算出
収直・施設	収集運搬部門直営の廃棄物種類毎の施設の減価償却費・物件費・経費の算出
収直・人	収集運搬部門直営の廃棄物種類毎の人件費の算出
収直・車減	収集運搬部門直営の廃棄物種類毎の収集運搬車両の減価償却費の算出
収直・車物	収集運搬部門直営の廃棄物種類毎の収集運搬車両の物件費の算出
収直・コン物	収集運搬部門直営の廃棄物種類毎のコンテナ等の物件費の算出
収直・コン委	収集運搬部門直営の廃棄物種類毎のコンテナ等の委託料の算出
収直・コン車減	収集運搬部門直営の廃棄物種類毎のコンテナ等に使用する車両の減価償却費の算出
収直・コン車物	収集運搬部門直営の廃棄物種類毎のコンテナ等に使用する車両の物件費の算出
収公・施設	収集運搬部門公設民営の廃棄物種類毎の委託料・減価償却費・物件費・経費の算出
収公・人	収集運搬部門公設民営の廃棄物種類毎の人件費の算出
収公・車両	収集運搬部門公設民営の廃棄物種類毎の委託料・減価償却費の算出
収公・車物	収集運搬部門公設民営の廃棄物種類毎の車両の物件費の算出
中委	中間処理部門委託の廃棄物種類毎の委託料の算出
中直・施	中間処理部門直営の廃棄物種類毎の施設の減価償却費・人件費・物件費・経費の算出
中直・車	中間処理部門直営の廃棄物種類毎の車両の減価償却費・物件費の算出
中公・施	中間処理部門公設民営の廃棄物種類毎の委託料・減価償却費・人件費・物件費・経費の算出
焼却残さ	最終処分部門での焼却残さ埋立量の算出
最委	最終処分部門委託の廃棄物種類毎の委託料の算出
最直・施	最終処分部門直営の廃棄物種類毎の施設の減価償却費・人件費・物件費・経費の算出
最直・車	最終処分部門直営の廃棄物種類毎の車両の減価償却費・物件費の算出
最公・施	最終処分部門公設民営の廃棄物種類毎の委託料・減価償却費・人件費・物件費・経費の算出
資委	資源化部門委託の廃棄物種類毎の委託料の算出
資直・施	資源化部門直営の廃棄物種類毎の施設の減価償却費・人件費・物件費・経費の算出
資直・車	資源化部門直営の廃棄物種類毎の車両の減価償却費・物件費の算出
資公・施	資源化部門公設民営の廃棄物種類毎の委託料・減価償却費・人件費・物件費・経費の算出
管・施	管理部門の施設に係る減価償却費・人件費・物件費・経費の算出
管・車	管理部門の廃棄物種類毎の車両の減価償却費・物件費の算出
共通物	共通的物件費を算出
有料化	有料化（指定袋やシール等の販売）に係る費用・収益の算出
家庭持込	家庭系直接搬入ごみ手数料収入の算出
事業持込	事業系直接搬入ごみ手数料収入の算出
受託収入	受託収入の算出
売電収入	売電収入の算出

シート名	概要
引渡量	引渡時の支払額・引渡時の売却額の参照
原価参考	原価　参考資料の算出
原価施設	一般廃棄物の処理に関する事業に係る施設毎の原価の算出
資産負債	資産・負債一覧の参照
資負別紙 1	資産・負債　別紙１の参照
資負別紙 2	資産・負債　別紙２の参照

１．算出ファイルの見方

１）算出フロー

当該シートで算出する値の算出方法をフロー形式で示します。

２）①入力項目

当該シートで使用する値を示します。

・「本シートの計算に利用する入力項目」で、使用する値の対象ファイル及び対象シートを一覧で示します。
・「参照した値一覧」では、使用する値を参照表示します。

３）②算出過程

当該シートで算出する値の算出過程を示します。

・ １）算出フロー及び各表での算出内容、算出に使用している表を示します。
・ ２）①入力項目のみを使用し、算出します。

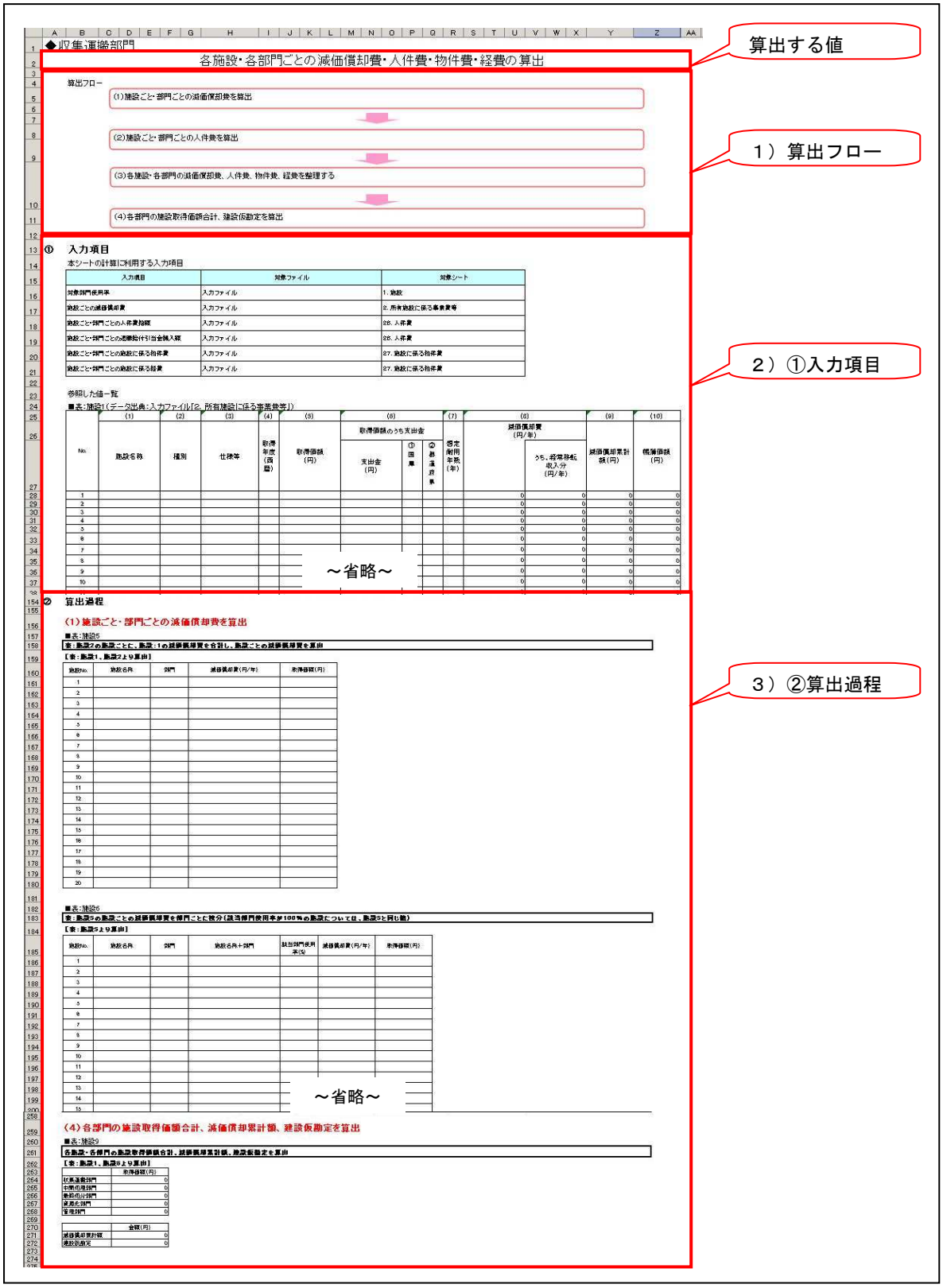

図 4　算出ファイルの見方（例）

Ⅴ．財務書類の出力（出力ファイル.xls）

作成された財務書類は表 12 に示したファイル及びシートに示されます。

表 12　財務書類の出力ファイル及びシート

財務書類名称		ファイル名	シート名
原価計算書	（本紙）	出力ファイル.xls	原価計算書
	別紙１		原価 別紙
	別紙２		
	別紙３		
	別紙４		
	別紙５		
	参考資料		原価 参考資料
	施設		原価 施設
行政コスト計算書	（本紙）		行政コスト計算書
資産・負債一覧	（本紙）		資産・負債一覧
	別紙１		資産・負債 別紙１－１
			資産・負債 別紙１－２
	別紙２		資産・負債 別紙２

１．原価計算書

一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書（総括表）

対象年度：2006年度（平成18年度）

		①燃やすごみ	②燃やさないごみ	③粗大ごみ	④アルミ缶	⑤スチール缶	⑥無色のガラス製の容器	⑦茶色のガラス製の容器	⑧その他のガラス製の容器	⑨リターナブルびん	⑩ペットボトル	⑪白色トレイ	⑫プラスチック製容器包装	⑬紙製容器包装	⑭紙パック	⑮段ボール	⑯古紙	⑰古布	⑱生ごみ	⑲その他の資源ごみ	⑳その他のごみ	全廃棄物種類
＜原価＞	収集運搬部門原価（円/kg-収集運搬量）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理部門原価（円/kg-中間処理投入量）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分部門原価（円/kg-最終処分投入量）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	資源化部門原価（円/kg-資源化投入量）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
【参考】＜費用＞	収集運搬部門費（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中間処理部門費（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最終処分部門費（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源化部門費（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	作業部門費合計（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	管理部門費（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	費用合計（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
【参考】＜収益＞	収益合計（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

２．原価計算書　別紙１

部門別表（収集運搬部門）

対象年度：2006年度（平成18年度）　（別紙1）

	収集運搬部門	①燃やすごみ	②燃やさないごみ	③粗大ごみ	④アルミ缶	⑤スチール缶	⑥無色のガラス製の容器	⑦茶色のガラス製の容器	⑧その他のガラス製の容器	⑨リターナブルびん	⑩ペットボトル	⑪白 ⑫その他の資源ごみ	⑬プラスチック製容器包装	⑭紙製容器包装	⑮紙パック	⑯段ボール	⑰古紙	⑱古布	⑲生ごみ	⑳その他の資源ごみ	㉑その他のごみ	全廃棄物種類
	委託収集運搬原価（円/kg−委託収集運搬量）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	公設民営収集運搬原価（円/kg−公設民営収集運搬量）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	直営収集運搬原価（円/kg−直営収集運搬量）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-		-	-	-	-	-	-	-	-
	収集運搬原価（円/kg−収集運搬量）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
＜費用＞ 委託	委託料もしくは組合負担金（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公設民営	委託料もしくは組合負担金（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人件費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	車両に係る物件費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設に係る物件費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他共通的物件費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直営	人件費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	車両に係る物件費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設に係る物件費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	車両・施設以外に係る物件費のうち、特定の廃棄物に係る物件費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他共通的物件費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託収集運搬費（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公設民営収集運搬費（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	直営収集運搬費（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収集運搬部門費（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
＜取扱量	委託収集運搬量（t/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公設民営収集運搬量（t/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	直営収集運搬量（t/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	収集運搬量（t/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

※一般廃棄物処理システムによっては、単純比較できない場合もあります。

●委託収集運搬原価　＝　委託収集運搬費／委託収集運搬量

●公設民営収集運搬原価　＝　公設民営収集運搬費／公設民営収集運搬量

●直営収集運搬原価　＝　直営収集運搬費／直営収集運搬量

●収集運搬原価　＝　収集運搬部門費／収集運搬量

●委託収集運搬費　＝　委託料もしくは組合負担金

●公設民営収集運搬費　＝　委託料もしくは組合負担金＋人件費＋車両に係る物件費＋施設に係る物件費＋その他共通的物件費＋経費

●直営収集運搬費　＝　人件費＋車両に係る物件費＋施設に係る物件費＋車両・施設以外に係る物件費のうち、特定の廃棄物に係る物件費＋その他共通的物件費＋経費

●収集運搬部門費　＝　委託収集運搬費＋公設民営収集運搬費＋直営収集運搬費

３．原価計算書　別紙２

部門別表（中間処理部門）

（別紙２）

	収集運搬部門	①燃やすごみ	②燃やさないごみ	③粗大ごみ	④アルミ缶	⑤スチール缶	⑥無色のガラス製の容器	⑦茶色のガラス製の容器	⑧その他のガラス製の容器	⑨リターナブルびん	⑩ペットボトル	⑪白色トレイ	⑫プラスチック製容器包装	⑬紙製容器包装	⑭紙パック	⑮段ボール	⑯古紙	⑰古布	⑱生ごみ	⑲その他資源	⑳その他の資源ごみ	全廃棄物種類
	委託中間処理原価 (円/kg=委託中間処理投入量)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	公設民営中間処理原価 (円/kg=公設民営中間処理投入量)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	直営中間処理原価 (円/kg=直営中間処理投入量)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	中間処理原価 (円/kg=中間処理投入量)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
＜費用＞ 委託	委託料もしくは組合負担金 (円／年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公設民営	委託料もしくは組合負担金 (円／年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人件費 (円／年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設に係る物件費 (円／年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他共通的物件費 (円／年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経費 (円／年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直営	人件費 (円／年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	車両に係る物件費 (円／年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設に係る物件費 (円／年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他共通的物件費 (円／年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経費 (円／年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託中間処理費 (円/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公設民営中間処理費 (円/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	直営中間処理費 (円/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中間処理部門費 (円/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
＜取扱量	委託中間処理投入量 (t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公設民営中間処理投入量 (t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	直営中間処理投入量 (t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	中間処理投入量 (t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

●委託中間処理原価　＝　委託中間処理費／委託中間処理投入量

●公設民営中間処理原価　＝　公設民営中間処理費／公設民営中間処理投入量

●直営中間処理原価　＝　直営中間処理費／直営中間処理投入量

●中間処理原価　＝　中間処理部門費／中間処理投入量

●委託中間処理費　＝　委託料もしくは組合負担金

●公設民営中間処理費　＝　委託料もしくは組合負担金＋人件費＋施設に係る物件費＋その他共通的物件費＋経費

●直営中間処理費　＝　人件費＋車両に係る物件費＋施設に係る物件費＋その他共通的物件費＋経費

●中間処理部門費　＝　委託中間処理費＋公設民営中間処理費＋直営中間処理費

４．原価計算書　別紙３

部門別表（最終処分部門）

（別紙3）

	収集運搬部門	①燃やすごみ	②燃やさないごみ	③粗大ごみ	④アルミ缶	⑤スチール缶	⑥無色のガラス製の容器	⑦茶色のガラス製の容器	⑧その他のガラス製の容器	⑨リターナブルびん	⑩ペットボトル	⑪白色トレイ	⑫プラスチック製容器包装	⑬紙製容器包装	⑭紙パック	⑮段ボール	⑯古紙	⑰古布	⑱生ごみ	⑲その他資源	⑳その他の資源ごみ	全廃棄物種類
	委託最終処分原価（円/kg=委託最終処分投入量）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	公設民営最終処分原価（円/kg=公設民営最終処分投入量）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	直営最終処分原価（円/kg=直営最終処分投入量）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	最終処分原価（円/kg=最終処分投入量）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
＜費用＞ 委託	委託料もしくは組合負担金（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公設民営	委託料もしくは組合負担金（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人件費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設に係る物件費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他共通的物件費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直営	人件費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	車両に係る物件費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設に係る物件費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他共通的物件費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託最終処分費（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公設民営最終処分費（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	直営最終処分費（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最終処分部門費（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
＜取扱量	委託最終処分投入量（t/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公設民営最終処分投入量（t/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	直営最終処分投入量（t/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	最終処分投入量（t/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

●委託最終処分原価　＝　委託最終処分費／委託最終処分投入量

●公設民営最終処分原価　＝　公設民営最終処分費／公設民営最終処分投入量

●直営最終処分原価　＝　直営最終処分費／直営最終処分投入量

●最終処分原価　＝　最終処分部門費／最終処分投入量

●委託最終処分費　＝　委託料もしくは組合負担金

●公設民営最終処分費　＝　委託料もしくは組合負担金＋人件費＋施設に係る物件費＋その他共通的物件費＋経費

●直営最終処分費　＝　人件費＋車両に係る物件費＋施設に係る物件費＋その他共通的物件費＋経費

●最終処分部門費　＝　委託最終処分費＋公設民営最終処分費＋直営最終処分費

５．原価計算書　別紙４

部門別表（資源化部門）

（別紙４）

	収集運搬部門	①燃やすごみ	②燃やさないごみ	③粗大ごみ	④アルミ缶	⑤スチール缶	⑥無色のガラス製の容器	⑦茶色のガラス製の容器	⑧その他のガラス製の容器	⑨リターナブルびん	⑩ペットボトル	⑪白色トレイ	⑫プラスチック製容器包装	⑬紙製容器包装	⑭紙パック	⑮段ボール	⑯古紙	⑰古布	⑱生ごみ	⑲その他資源	⑳その他の資源ごみ	全廃棄物種類
	委託資源化原価（円/kg=委託資源化投入量）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	公設民営資源化原価（円/kg=公設民営資源化投入量）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	直営資源化原価（円/kg=直営資源化投入量）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	資源化部門原価（円/kg=資源化投入量）	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
＜費用＞ 委託	委託料もしくは組合負担金（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
公設民営	委託料もしくは組合負担金（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	人件費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設に係る物件費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他共通的物件費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
直営	人件費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	車両に係る物件費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	施設に係る物件費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	その他共通的物件費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	経費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	委託資源化費（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公設民営資源化費（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	直営資源化費（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源化部門費（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
＜取扱量	委託資源化投入量（t/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	公設民営資源化投入量（t/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	直営資源化投入量（t/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	資源化投入量（t/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

●委託資源化原価　＝　委託資源化費／委託資源化投入量

●公設民営資源化原価　＝　公設民営資源化費／公設民営資源化投入量

●直営資源化原価　＝　直営資源化費／直営資源化投入量

●資源化原価　＝　資源化部門費／資源化投入量

●委託資源化費　＝　委託料もしくは組合負担金

●公設民営資源化費　＝　委託料もしくは組合負担金＋人件費＋施設に係る物件費＋その他共通的物件費＋経費

●直営資源化費　＝　人件費＋車両に係る物件費＋施設に係る物件費＋その他共通的物件費＋経費

●資源化部門費　＝　委託資源化費＋公設民営資源化費＋直営資源化費

６．原価計算書　別紙５

部門別表（管理部門）

（別紙５）

収集運搬部門	①燃やすごみ	②燃やさないごみ	③粗大ごみ	④アルミ缶	⑤スチール缶	⑥無色のガラス製の容器	⑦茶色のガラス製の容器	⑧その他のガラス製の容器	⑨リターナブルびん	⑩ペットボトル	⑪白色トレイ	⑫プラスチック製容器包装	⑬紙製容器包装	⑭紙パック	⑮段ボール	⑯古紙	⑰古布	⑱生ごみ	⑲その他資源	⑳その他の資源ごみ	全廃棄物種類
人件費（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
物件費（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
経費（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
管理部門費合計（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

費用合計（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

＜収益＞

	①燃やすごみ	②燃やさないごみ	③粗大ごみ	④アルミ缶	⑤スチール缶	⑥無色のガラス製の容器	⑦茶色のガラス製の容器	⑧その他のガラス製の容器	⑨リターナブルびん	⑩ペットボトル	⑪白色トレイ	⑫プラスチック製容器包装	⑬紙製容器包装	⑭紙パック	⑮段ボール	⑯古紙	⑰古布	⑱生ごみ	⑲その他資源	⑳その他のごみ	全廃棄物種類
指定袋やシール等の販売収入（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
家庭系直接搬入ごみの手数料収入（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
事業系直接搬入ごみの手数料収入（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
近隣市町村からの受託収入（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
資源売却収入（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
売電収入（円／年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
収益合計（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

●管理部門費合計　＝　人件費＋物件費＋経費

●費用合計　＝　収集運搬部門費＋中間処理部門費＋最終処分部門費＋資源化部門費＋管理部門費

●収益合計　＝　指定袋やシール等の販売収入＋家庭系直接搬入ごみの手数料収入＋事業系直接搬入ごみの手数料収入＋近隣市町村からの受託収入＋資源売却収入＋売電収入

７．原価計算書　参考資料

一般廃棄物の処理に関する事業に係る原価計算書(参考資料)

対象年度：　2008年度（平成20年度）

	①燃やすごみ	②燃やさないごみ	③粗大ごみ	④アルミ缶	⑤スチール缶	⑥茶色のガラス製の容器	⑦無色のガラス製の容器	⑧その他のガラス製の容器	⑨リターナブルびん	⑩ペットボトル	⑪白色トレイ	⑫プラスチック製容器包装	⑬紙製容器包装	⑭紙パック	⑮段ボール	⑯古紙	⑰古布	⑱生ごみ	⑲その他の資源ごみ	⑳その他のごみ	全廃棄物種類
発生量あたりの総原価 (円/kg=収集運搬量＋直接搬入量)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
収集運搬した廃棄物の総原価 (円/kg=収集運搬量)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
直接搬入した廃棄物の総原価 (円/kg=直接搬入量)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
住民1人あたりの廃棄物処理費用 (円/人)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
1世帯あたりの廃棄物処理費用 (円/世帯)	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-

	①燃やすごみ	②燃やさないごみ	③粗大ごみ	④アルミ缶	⑤スチール缶	⑥茶色のガラス製の容器	⑦無色のガラス製の容器	⑧その他のガラス製の容器	⑨リターナブルびん	⑩ペットボトル	⑪白色トレイ	⑫プラスチック製容器包装	⑬紙製容器包装	⑭紙パック	⑮段ボール	⑯古紙	⑰古布	⑱生ごみ	⑲その他の資源ごみ	⑳その他のごみ	全廃棄物種類
発生量(収集運搬量＋直接搬入量) (t/年)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

費自治体の人口(人)	0
費自治体の世帯数(世帯)	0

自治体独自の値を採用している項目

●発生量あたりの総原価　＝　費用合計／{（収集運搬量＋直接搬入量）×1000}

●収集運搬した廃棄物の総原価　＝　【収集運搬部門費＋{（中間処理部門費＋最終処分部門費＋資源化部門費＋管理部門費）×収集運搬量／（収集運搬量＋直接搬入量)}】／(収集運搬量×1000)

●直接搬入した廃棄物の総原価　＝　（中間処理部門費＋最終処分部門費＋資源化部門費＋管理部門費）／{（収集運搬量＋直接搬入量）×1000}

●住民１人あたりの廃棄物処理費用　＝　費用合計／人口

●１世帯あたりの廃棄物処理費用　＝　費用合計／世帯数

８．原価計算書　施設

一般廃棄物の処理に関する事業に係る施設毎の原価計算書

対象年度：

(1)中間処理部門(直営)

施設区分	施設名称	原価(円/kg)
1		-
2		-
3		-
4		-
5		-
6		-
7		-
8		-
9		-
10		-
11		-
12		-
13		-
14		-
15		-

中間処理投入量(t/年)	人件費(円/年)	施設に係る物件費		特定の施設に係る経費(円/年)
		減価償却費(円/年)	特定の施設に係る物件費(円/年)	

(2)中間処理部門(公設民営)

施設区分	施設名称	原価(円/kg)
1		-
2		-
3		-
4		-
5		-
6		-
7		-
8		-
9		-
10		-
11		-
12		-
13		-
14		-
15		-

中間処理投入量(t/年)	委託料(円/年)	人件費(円/年)	施設に係る物件費		特定の施設に係る経費(円/年)
			減価償却費(円/年)	特定の施設に係る物件費(円/年)	

(3)最終処分部門(直営)

施設区分	施設名称	原価(円/kg)
1		-
2		-
3		-
4		-
5		-
6		-
7		-
8		-
9		-
10		-
11		-
12		-
13		-
14		-
15		-

最終処分投入量(t/年)	人件費(円/年)	施設に係る物件費		特定の施設に係る経費(円/年)
		減価償却費(円/年)	特定の施設に係る物件費(円/年)	

(4)最終処分部門(公設民営)

施設区分	施設名称	原価(円/kg)
1		-
2		-
3		-
4		-
5		-
6		-
7		-
8		-
9		-
10		-
11		-
12		-
13		-
14		-
15		-

最終処分投入量(t/年)	委託料(円/年)	人件費(円/年)	施設に係る物件費		特定の施設に係る経費(円/年)
			減価償却費(円/年)	特定の施設に係る物件費(円/年)	

(5)資源化部門(直営)

施設区分	施設名称	原価(円/kg)
1		-
2		-
3		-
4		-
5		-
6		-
7		-
8		-
9		-
10		-
11		-
12		-
13		-
14		-
15		-

資源化投入量(t/年)	人件費(円/年)	施設に係る物件費		特定の施設に係る経費(円/年)
		減価償却費(円/年)	特定の施設に係る物件費(円/年)	

(6)資源化部門(公設民営)

施設区分	施設名称	原価(円/kg)
1		-
2		-
3		-
4		-
5		-
6		-
7		-
8		-
9		-
10		-
11		-
12		-
13		-
14		-
15		-

資源化投入量(t/年)	委託料(円/年)	人件費(円/年)	施設に係る物件費		特定の施設に係る経費(円/年)
			減価償却費(円/年)	特定の施設に係る物件費(円/年)	

９．行政コスト計算書

一般廃棄物の処理に関する事業に係る行政コスト計算書

対象年度:　　（単位:円）

(1)経常費用

経常業務費用

＜収集運搬部門＞

大項目	小項目		
①人件費			0
②物件費			0
	委託料もしくは組合負担金	0	
	車両に係る物件費	0	
	施設に係る物件費	0	
	車両・施設以外に係る物件費のうち特定の一般廃棄物種類に係る物件費	0	
	その他共通的物件費	0	
③経費			0
	合計		0

＜中間処理部門＞

大項目	小項目		
①人件費			0
②物件費			0
	委託料もしくは組合負担金	0	
	車両に係る物件費	0	
	施設に係る物件費	0	
	その他共通的物件費	0	
③経費			0
	合計		0

＜最終処分部門＞

大項目	小項目		
①人件費			0
②物件費			0
	委託料もしくは組合負担金	0	
	車両に係る物件費	0	
	施設に係る物件費	0	
	その他共通的物件費	0	
③経費			0
	合計		0

＜資源化部門＞

大項目	小項目		
①人件費			0
②物件費			0
	委託料もしくは組合負担金	0	
	車両に係る物件費	0	
	施設に係る物件費	0	
	その他共通的物件費	0	
③経費			0

＜管理部門＞

大項目	小項目		
①人件費			0
②物件費			0
③経費			0
④一般廃棄物の処理を円滑に実施するための各種施策に係る費用			0
	合計		0

＜その他＞

大項目	小項目		
その他費用			0
		0	
		0	
		0	
		0	
		0	

経常移転支出

大項目			
①扶助費等支出		0	
②補助金等支出		0	
③その他の経常移転支出		0	
	合計		0

経常費用合計(総行政コスト)

	合計		0

(2)特別損失

大項目	小項目		
特別損失			0

(3)経常収益

経常業務収益

大項目	小項目		
①業務収益			0
	自己収入	0	
	その他の業務収益	0	
②業務外収益			0
	受取利息等	0	
	その他の業務外収益	0	
	合計		0

経常移転収入

大項目			
経常移転収入			0

その他収益

大項目	小項目		
その他収益			0
		0	
		0	
		0	
		0	
		0	
		0	

経常収益合計

	合計		0

※注記

大項目	小項目		
			0
		0	
		0	
		0	
		0	
		0	
		0	
		0	
		0	
		0	
		0	
		0	
		0	

１０．　資産・負債一覧

一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債一覧

対象年度：　2006年度　（平成18年度）　（単位:円）

科目	金額			
（資産の部）				
1　金融資産				0
資金			0	
金融資産（資金を除く）			0	
債権		0		
未収金	0			
貸付金	0			
その他の債権	0			
有価証券		0		
投資等		0		
出資金	0			
その他の投資	0			
貸倒引当金		0		
2　非金融資産				0
事業用資産			0	
有形固定資産		0		
収集運搬部門	0			
中間処理部門	0			
最終処分部門	0			
資源化部門	0			
管理部門	0			
減価償却累計額	0			
建設仮勘定	0			
無形固定資産		0		
ソフトウェア	0			
その他無形固定資産等	0			
繰延資産			0	
資産合計				0

科目	金額			
（負債の部）				
1　流動負債				0
地方債（短期）		0		
短期借入金		0		
2　非流動負債				0
地方債（長期）		0		
長期借入金		0		
負債合計				0

注記

項目	内容	金額
施設解体引当金		
最終処分場閉鎖後維持管理引当金		
地元還元施設に係る資産		
地元還元施設に係る負債		
取付道路に係る資産		
取付道路に係る負債		

１１．　資産・負債一覧　別紙１

事業用資産内訳　（別紙1－1）

有形固定資産（施設）

No	施設名称	部門	名称・内訳	仕様等	取得年度（西暦）	取得価額（円）	耐用年数（年）	減価償却費（円/年）	減価償却累計額（円）	帳簿価額（円）
1					年度			0	0	0
2					年度			0	0	0
3					年度			0	0	0
4					年度			0	0	0
5					年度			0	0	0
6					年度			0	0	0
7					年度			0	0	0
8					年度			0	0	0
9					年度			0	0	0
10					年度			0	0	0
11					年度			0	0	0
12					年度			0	0	0
13					年度			0	0	0
14					年度			0	0	0
15					年度			0	0	0
16					年度			0	0	0
17					年度			0	0	0
18					年度			0	0	0
19					年度			0	0	0
20					年度			0	0	0
21					年度			0	0	0
22					年度			0	0	0
23					年度			0	0	0
24					年度			0	0	0
25					年度			0	0	0
26					年度			0	0	0
27					年度			0	0	0
28					年度			0	0	0
29					年度			0	0	0
30					年度			0	0	0
31					年度			0	0	0
32					年度			0	0	0
33					年度			0	0	0
34					年度			0	0	0
35					年度			0	0	0
36					年度			0	0	0
37					年度			0	0	0
38					年度			0	0	0
39					年度			0	0	0
40					年度			0	0	0
41					年度			0	0	0
42					年度			0	0	0
43					年度			0	0	0
44					年度			0	0	0
45					年度			0	0	0
46					年度			0	0	0
47					年度			0	0	0
48					年度			0	0	0
49					年度			0	0	0
50					年度			0	0	0
	合計					0	－	0	0	0

事業用資産内訳　（別紙1－2）

有形固定資産（車両）

No	部門	名称・内訳	仕様等	台数（台）	取得年度（西暦）	取得価額（円）	耐用年数（年）	減価償却費（円/年）	減価償却累計額（円）	帳簿価額（円）
1					年度					
2					年度					
3					年度					
4					年度					
5					年度					
6					年度					
7					年度					
8					年度					
9					年度					
10					年度					
11					年度					
12					年度					
13					年度					
14					年度					
15					年度					
16					年度					
17					年度					
18					年度					
19					年度					
20					年度					
21					年度					
22					年度					
23					年度					
24					年度					
25					年度					
26					年度					
27					年度					
28					年度					
29					年度					
30					年度					
31					年度					
32					年度					
33					年度					
34					年度					
35					年度					
36					年度					
37					年度					
38					年度					
39					年度					
40					年度					
41					年度					
42					年度					
43					年度					
44					年度					
45					年度					
46					年度					
47					年度					
48					年度					
49					年度					
50					年度					
	合計					0	－	0	0	0

無形固定資産

	名称・内訳	仕様等	取得年度（西暦）	取得価額（円）	耐用年数（年）	減価償却費（円/年）	減価償却累計額（円）	帳簿価額（円）
			年度			0	0	0
			年度			0	0	0
			年度			0	0	0
			年度			0	0	0
			年度			0	0	0
			年度			0	0	0
			年度			0	0	0
			年度			0	0	0
			年度			0	0	0
			年度			0	0	0
合計				0	－	0	0	0

※有形固定資産（車両）において、車両が複数部門にまたがる場合は、当該部門における台数、取得価額、減価償却費、減価償却累計額、帳簿価額を表示します。台数等について、小数点以下も表示したい場合には、シートの保護を解除し、セルの書式設定を変更してください。

１２．　資産・負債一覧　別紙２

（別紙２）

流動負債

地方債(短期)

種類	前年度末残高 (円)	本年度増加額 (円)	本年度減少額 (円)	本年度末残高 (円)	依権発行差金 (円)	本年度末残高 (円)
合計	0	0	0	0	0	0

短期借入金

借入先	前年度末残高 (円)	本年度増加額 (円)	本年度減少額 (円)	本年度末残高 (円)
合計	0	0	0	0

非流動負債

地方債(長期)

種類	前年度末残高 (円)	本年度増加額 (円)	本年度減少額 (円)	本年度末残高 (円)	依権発行差金 (円)	本年度末残高 (円)
合計	0	0	0	0	0	0

長期借入金

借入先	前年度末残高 (円)	本年度増加額 (円)	本年度減少額 (円)	本年度末残高 (円)
合計	0	0	0	0

Ⅵ．財務書類の分析（分析ファイル.xls）

Ⅴで作成した出力ファイルを分析します。分析ファイルでは、単年度分析及び経年変化分析を行うことが可能です。分析ファイルのシート名及び概要を表 13 に示します。

表 13　分析ファイルの出力シート及び概要

分析対象	シート名	分析内容	概要
単年度分析	単年度分析①	廃棄物種類ごとの作業部門の原価	廃棄物種類別に作業部門ごとの原価を表示します。 作業部門ごとの原価の比較や作業部門の原価の廃棄物種類による違いを見ることができます。
	単年度分析②	廃棄物種類ごとの対象部門の費用及びその内訳	廃棄物種類別に設定した部門の費用及びその内訳を表示します。 廃棄物種類ごとに設定した部門について、どこに費用がかかっているか見ることができます。
	単年度分析③	廃棄物種類ごとの総原価	廃棄物種類別の総原価を表示します。 総原価の廃棄物種類による違いや収集運搬している廃棄物と直接搬入している廃棄物の総原価を比較することができます。
経年変化分析	経年変化分析①	廃棄物種類ごとの原価	廃棄物種類別に作業部門ごとの原価を表示します。 廃棄物種類別の作業部門原価の経年比較ができます。処理システムの変更などがあった場合に、その変更が原価へ与える影響を見ることができます。
	経年変化分析②	廃棄物種類ごとの費用及び収益	廃棄物種類別に部門ごとの費用、収益を表示します。 廃棄物種類別に部門ごとの費用・収益の経年比較ができます。処理システムの変更などがあった場合、その変更による費用・収益への影響を見ることができます。
	経年変化分析③	廃棄物種類ごとの取扱量	廃棄物種類別に作業部門ごとの取扱量を表示します。 経年変化分析①及び②とともに活用することで、取扱量と原価・費用等の関係を見ることができます。

1．操作方法

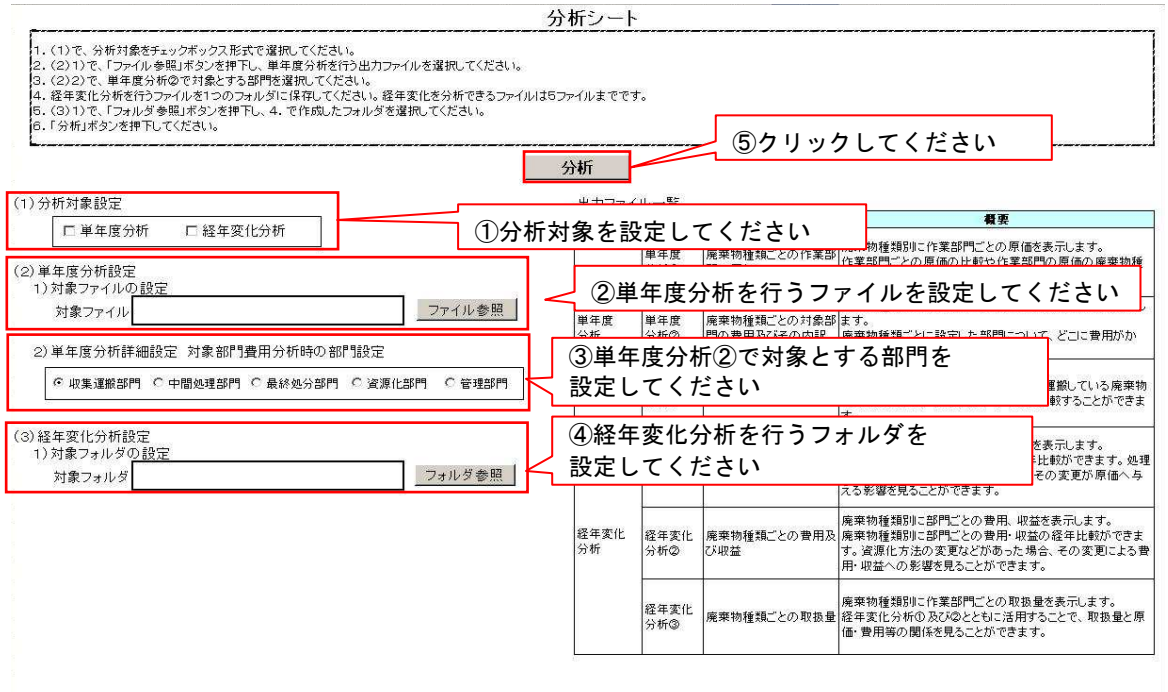

（1）分析対象設定

✓　分析対象をチェックボックス形式で選択してください。

✓　分析対象は複数選択可能です。

（2）単年度分析時の詳細設定

1）対象ファイルの設定

✓　単年度分析を行う出力ファイルのパスを入力してください。

✓　「参照」ボタンを押下するとファイルオープンダイアログが表示されますので、分析したい出力ファイルを選択してください。

2）単年度分析詳細設定　対象部門費用分析時の部門設定

✓　単年度分析②で対象とする部門を選択してください。

（3）経年変化分析設定

1）対象フォルダの設定

✓　経年変化分析を行う出力ファイルを１つのフォルダに保存します（経年変化を分析できる出力ファイルは５ファイルまでです）。その際、各年度の出力ファイルを「出力ファイル〇〇年」のように異なる名称に変更してください。保存したフォルダのパスを入力してください。

✓　「参照」ボタンを押下するとフォルダオープンダイアログが表示されますので、出力ファイルを保存したフォルダを選択してください。

（４）「分析」ボタンを押下

設定内容に応じた分析シートが表示されます。

【留意事項】

- ✓ 単年度分析、経年変化分析に使用する出力ファイルを全て閉じてから実行してください。
- ✓ 単年度分析で使用する出力ファイルと経年変化分析で使用するファイルのファイル名は重複しないようにしてください。
- ✓ 経年変化分析に使用する出力ファイルを保存するフォルダには、出力ファイル以外を保存しないでください。

２．単年度分析

２．１　単年度分析①

単年度分析①　廃棄物種類ごとの作業部門の原価

対象年度：　2009年度　（平成21年度）

	①紙やすごみ	②紙やさないごみ	③粗大ごみ	④アルミ缶	⑤スチール缶	⑥無色のガラス製の容器	⑦茶色のガラス製の容器	⑧その他のガラス製の容器	⑨リターナブルびん	⑩ペットボトル	⑪白色トレイ	⑫プラスチック製容器包装	⑬紙製容器包装	⑭紙パック	⑮段ボール	⑯古紙	⑰古布	⑱生ごみ	⑲その他の資源ごみ	⑳その他のごみ	全廃棄物種類
収集運搬部門原価(円/kg)	15.45	0.00	56.06	160.87	87.01	42.89	42.93	42.87	42.89	107.85	0.00	33.43	35.24	179.56	27.87	16.76	80.93	0.00	39.54	0.00	22.10
中間処理部門原価(円/kg)	22.19	0.00	28.01	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	22.31
最終処分部門原価(円/kg)	14.70	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	0.00	14.70
資源化部門原価(円/kg)	0.00	0.00	0.00	28.93	15.67	15.43	15.43	15.43	15.43	32.97	0.00	24.13	55.48	55.48	32.66	19.76	45.68	0.00	45.13	0.00	28.21

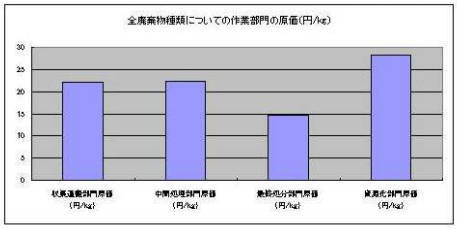

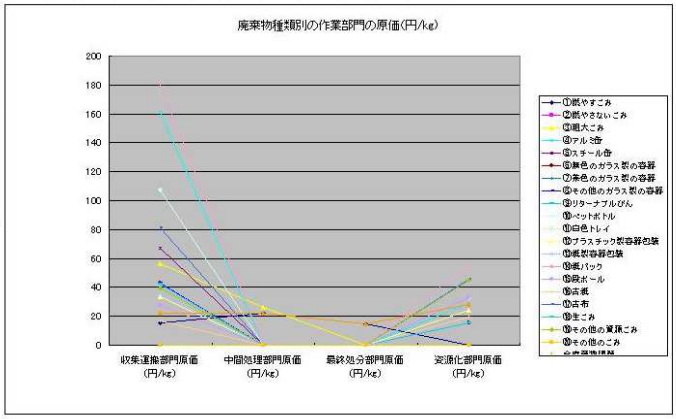

２．２　単年度分析②

単年度分析②　廃棄物種類ごとの対象部門の費用及びその内訳

対象年度：　2009年度　（平成21年度）

収集運搬部門	①燃やすごみ	②燃やさないごみ	③粗大ごみ	④アルミ缶	⑤スチール缶	⑥茶色のガラス製の容器	⑦無色のガラス製の容器	⑧その他のガラス製の容器	⑨リターナブルびん	⑩ペットボトル	⑪白色トレイ	⑫プラスチック製容器包装	⑬紙製容器包装	⑭紙パック	⑮段ボール	⑯古紙	⑰古布	⑱生ごみ	⑲その他の資源ごみ	⑳その他のごみ	合計
委託料・組合負担金（円/年）	739,926,930	17,289,044	104,781,879	33,270,383	13,887,469	9,748,157	9,108,303	8,988,790	388,388	33,161,127	0	48,944,700	28,291,438	7,183,213	45,183,888	45,257,244	0	0	45,742,382	0	1,189,109,886
人件費（円/年）	817,157,310	118,978,399	0	104,208,948	21,038,951	47,211,303	44,189,989	33,890,130	2,794,921	127,382,400	0	82,108,923	0	0	0	0	0	0	0	0	1,174,757,658
車両の償却費（円/年）	80,115,384	112,123	0	15,225,710	3,078,930	921,820	789,224	388,451	48,852	19,808,960	0	8,049,928	0	0	0	0	0	0	0	0	105,415,080
施設の償却費（円/年）	8,347,382	527,358	0	1,031,834	430,838	273,938	258,278	196,908	18,335	1,028,334	0	1,429,005	0	0	0	0	0	0	0	0	13,341,863
コンテナ等の償却費（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
その他共通的償却費（円/年）	310,173	34,114	0	34,496	11,114	21,855	20,458	13,598	1,294	88,302	0	31,481	0	0	0	0	0	0	0	0	567,084
給食（円/年）	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
合計（円/年）	1,645,856,649	136,939,035	104,781,879	153,769,173	38,463,100	58,075,274	54,344,228	41,453,875	3,449,389	182,247,324	0	118,383,838	28,291,438	7,183,213	45,183,888	45,257,244	0	0	45,742,382	0	2,467,498,215

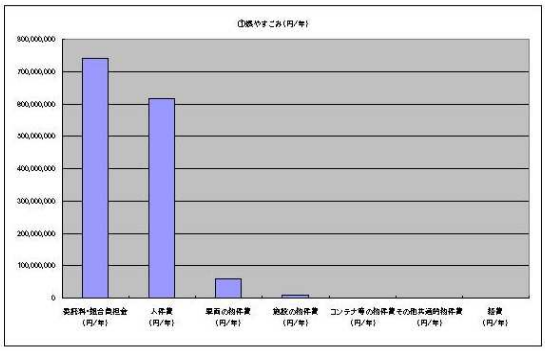

２．３　単年度分析③

単年度分析③　廃棄物種類ごとの総原価

対象年度:　2009年度　(平成21年度)

	①燃やすごみ	②燃やさないごみ	③粗大ごみ	④アルミ缶	⑤スチール缶	⑥無色のガラス製の容器	⑦茶色のガラス製の容器	⑧その他のガラス製の容器	⑨リターナブルびん	⑩ペットボトル	⑪白色トレイ	⑫プラスチック製容器包装	⑬紙製容器包装	⑭紙パック	⑮段ボール	⑯古紙	⑰古布	⑱生ごみ	⑲その他の資源ごみ	⑳その他のごみ	全廃棄物種類
発生量あたりの総原価 (円/kg-収集運搬量＋直接搬入量)	38.81	0.00	99.24	189.40	83.17	54.82	55.90	56.32	55.88	140.41	0.00	60.27	92.53	242.48	61.82	37.45	115.81	0.00	87.73	0.00	42.38
収集運搬した廃棄物の総原価 (円/kg-収集運搬量)	42.84	0.00	116.55	191.36	83.17	55.82	55.90	56.32	55.88	140.60	0.00	60.28	92.91	242.48	61.90	37.50	115.95	0.00	87.88	0.00	50.04
直接搬入した廃棄物の総原価 (円/kg-直接搬入量)	27.39	0.00	60.47	30.89	16.15	12.93	12.96	13.45	13.07	32.95	0.00	26.86	57.66	82.90	34.23	20.71	35.01	0.00	48.32	0.00	27.94

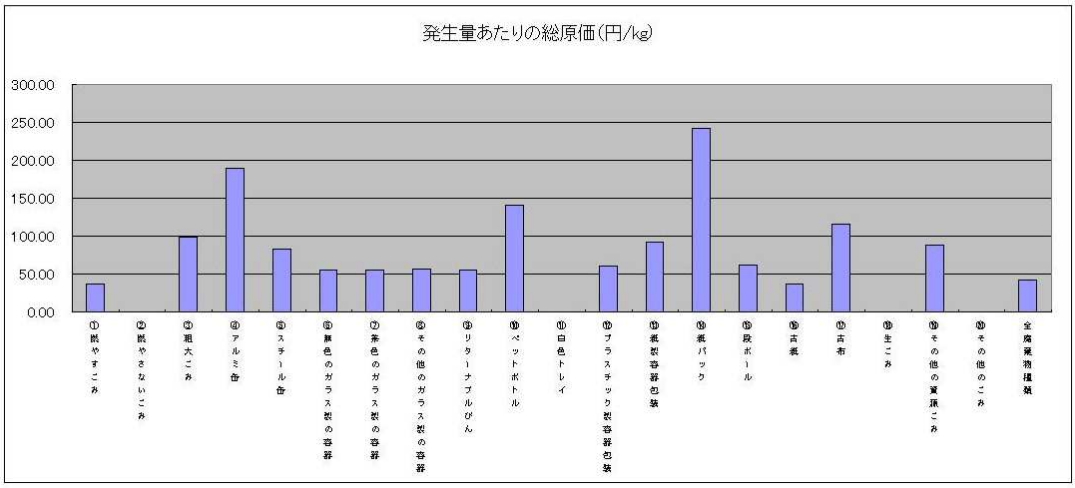

３．経年変化分析

３．１　経年変化分析①

経年変化分析①　廃棄物種類ごとの原価

		①燃やすごみ	②燃やさないごみ	③粗大ごみ	④アルミ缶	⑤スチール缶	⑥無色のガラス製の容器	⑦茶色のガラス製の容器	⑧その他のガラス製の容器	⑨リターナブルびん	⑩ペットボトル	⑪白色トレイ	⑫プラスチック製容器包装	⑬紙製容器包装	⑭紙パック	⑮段ボール	⑯古紙	⑰古布	⑱生ごみ	⑲その他の資源ごみ	⑳その他のごみ	全廃棄物種類
収集運搬部門	2006年度	14.01	－	48.81	152.61	63.63	40.21	40.22	40.20	40.07	105.33	－	31.21	25.46	129.71	19.99	12.12	74.28	－	36.25	－	19.83
	2007年度	14.35	－	48.85	153.40	63.98	40.66	40.65	40.64	40.65	102.42	－	31.51	28.53	145.40	22.41	13.59	73.85	－	38.57	－	20.39
	2008年度	15.45	－	56.08	160.87	67.01	42.89	42.93	42.87	42.59	107.65	－	33.43	35.24	179.58	27.67	16.78	80.93	－	39.54	－	22.10
中間処理部門	2006年度	21.14	－	52.26	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	21.66
	2007年度	22.23	－	19.07	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	22.12
	2008年度	22.19	－	26.01	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	22.31
最終処分部門	2006年度	7.82	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7.82
	2007年度	7.83	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	7.83
	2008年度	14.70	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	－	14.70
資源化部門	2006年度	－	－	－	32.94	18.10	22.42	22.42	22.42	22.42	37.85	－	24.13	64.00	64.00	38.94	17.53	58.35	－	54.72	－	31.64
	2007年度	－	－	－	27.58	15.15	15.05	15.05	15.05	15.05	30.51	－	22.46	57.87	57.87	30.41	13.36	41.46	－	47.28	－	25.52
	2008年度	－	－	－	28.53	15.67	15.43	15.43	15.43	15.43	32.97	－	24.13	55.48	55.48	32.66	19.76	45.88	－	45.13	－	28.21

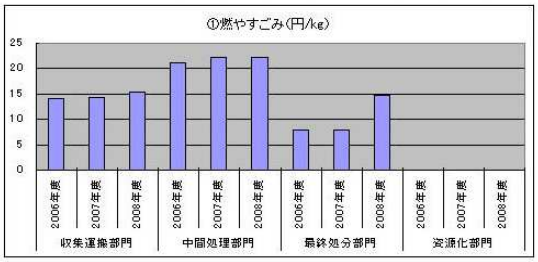

３．２　経年変化分析②

経年変化分析②　廃棄物種類ごとの費用及び収益

		①燃やすごみ	②燃やさないごみ	③粗大ごみ	④アルミ缶	⑤スチール缶	⑥無色のガラス製の容器	⑦茶色のガラス製の容器	⑧その他のガラス製の容器	⑨リターナブルびん	⑩ペットボトル	⑪白色トレイ	⑫プラスチック製容器包装	⑬紙製容器包装	⑭紙パック	⑮段ボール	⑯古紙	⑰古布	⑱生ごみ	⑲その他の資源ごみ	⑳その他のごみ	全廃棄物種類
収集運搬部門費（円）	2006年度	[illegible]	0	[illegible]	[illegible]	45,116,506	61,895,446	52,244,266	53,459,512	3,408,355	[illegible]	0	[illegible]	21,652,176	8,574,517	55,099,667	63,159,597	[illegible]	0	45,742,562	0	2,451,875,562
	2007年度	[illegible]	0	[illegible]	[illegible]	41,774,497	62,176,266	48,779,196	46,607,274	4,227,981	[illegible]	0	[illegible]	24,610,603	5,525,081	59,277,066	64,152,245	[illegible]	0	45,742,562	0	2,440,616,603
	2008年度	[illegible]	0	[illegible]	[illegible]	55,465,103	50,879,274	54,644,222	41,455,675	3,449,385	[illegible]	0	[illegible]	26,231,456	7,183,213	45,168,886	45,257,244	[illegible]	0	45,742,562	0	2,427,490,215
中間処理部門費（円）	2006年度	[illegible]	0	[illegible]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	5,995,247,002
	2007年度	[illegible]	0	[illegible]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,808,081,708
	2008年度	[illegible]	0	[illegible]	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4,855,461,517
最終処分部門費（円）	2006年度	60,490,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60,490,500
	2007年度	60,490,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60,490,500
	2008年度	60,490,500	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	60,490,500
資源化部門費（円）	2006年度	0	0	0	26,810,968	11,641,612	26,607,595	19,559,859	11,256,797	1,143,819	54,216,285	0	56,254,006	54,614,426	3,391,901	67,797,546	67,797,546	67,797,546	0	67,797,546	0	559,851,389
	2007年度	0	0	0	22,816,222	9,380,920	16,149,874	16,497,826	9,799,809	948,349	45,272,592	0	77,474,477	49,216,604	2,141,019	62,452,726	62,452,726	62,452,726	0	62,452,726	0	454,347,323
	2008年度	0	0	0	20,077,277	7,539,139	15,246,610	16,557,465	10,506,145	895,039	47,240,946	0	70,141,944	49,844,299	2,183,723	62,554,675	62,554,675	62,554,675	0	62,554,675	0	449,110,911
管理部門費（円）	2006年度	[illegible]	0	29,222,415	8,848,637	2,186,833	3,188,868	3,982,574	2,155,845	175,705	8,986,397	0	20,760,116	2,923,384	395,455	3,973,551	4,942,441	7,887,490	0	4,384,538	0	309,050,400
	2007年度	[illegible]	0	9,776,411	3,759,110	1,722,872	2,839,479	1,998,798	2,343,133	177,147	7,848,077	0	15,828,559	2,553,364	262,353	3,140,263	3,890,349	6,413,019	0	3,381,515	0	349,894,927
	2008年度	[illegible]	0	12,814,892	8,983,283	1,753,877	2,783,293	2,570,196	2,421,044	153,727	8,848,297	0	17,141,266	2,553,769	352,241	3,874,969	3,878,307	7,133,048	0	3,896,769	0	277,498,000
収益（円）	2006年度	[illegible]	0	95,661,896	[illegible]	26,543,126	16,446,692	15,615,815	7,933,023	882,810	[illegible]	0	56,669,627	15,826,828	2,727,054	29,276,991	55,894,271	40,646,661	0	27,246,498	0	1,777,641,861
	2007年度	[illegible]	0	85,761,472	[illegible]	23,955,123	16,845,117	14,517,329	9,986,263	1,057,495	[illegible]	0	85,914,414	26,575,508	2,152,618	54,027,604	54,611,777	59,944,226	0	57,652,064	0	1,851,550,208
	2008年度	[illegible]	0	95,905,416	[illegible]	27,655,930	15,459,654	12,466,653	9,500,360	887,824	95,419,655	0	85,931,147	25,617,709	2,571,129	46,599,643	71,652,929	59,559,014	0	54,211,014	0	1,763,026,595

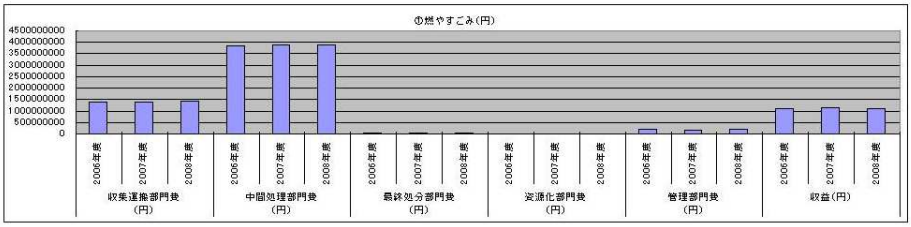

３．３　経年変化分析③

経年変化分析③　廃棄物種類ごとの処理量

		①燃やすごみ	②燃やさないごみ	③粗大ごみ	④アルミ缶	⑤スチール缶	⑥無色のガラス製の容器	⑦茶色のガラス製の容器	⑧その他のガラス製の容器	⑨リターナブルびん	⑩ペットボトル	⑪白色トレイ	⑫プラスチック製容器包装	⑬紙製容器包装	⑭紙パック	⑮段ボール	⑯古紙	⑰古布	⑱生ごみ	⑲その他の資源ごみ	⑳その他のごみ	全廃棄物種類
収集運搬量（t/年）	2006年度	99753	0	2165	951	709	1527	1448	833	85	1690	0	3764	852	53	1756	4966	1830	0	1262	0	123644
	2007年度	97023	0	2163	956	653	1549	1077	1073	104	1739	0	3710	873	38	1753	3988	1827	0	1186	0	119712
	2008年度	92305	0	1868	956	574	1354	1266	967	81	1693	0	3547	746	40	1632	2697	1692	0	1157	0	112575
中間処理量（t/年）	2006年度	181369	0	3082	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	184451
	2007年度	174981	0	5820	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	180801
	2008年度	174981	0	5820	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	180801
最終処分量（t/年）	2006年度	7740	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7740
	2007年度	7723	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	7723
	2008年度	4115	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	4115
資源化投入量（t/年）	2006年度	0	0	0	819	610	919	872	502	51	1433	0	3574	844	53	1741	3867	1162	0	1239	0	17686
	2007年度	0	0	0	827	565	940	894	651	63	1487	0	3449	859	37	1726	3927	1266	0	1110	0	17801
	2008年度	0	0	0	809	481	988	898	686	58	1433	0	3238	738	39	1603	2650	1141	0	1160	0	15922

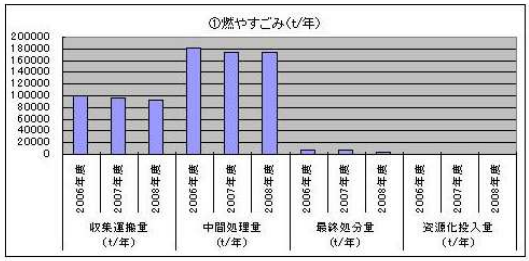

【参考】家庭系・事業系別の費用・原価の算出方法

入力ファイルの入力内容や出力ファイルの出力結果を利用することで、家庭系、事業系別の収集運搬部門における費用及び発生量あたりの原価を算出することができます。

＜利用するファイル及びシート＞

①入力ファイル『４．収集運搬部門～収集運搬量～（4.sheet)』

②入力ファイル『５．収集運搬部門～直接搬入量～（5.sheet)』

③出力ファイル『原価別紙』

１．家庭系・事業系別の費用の算出方法

１）収集運搬部門における費用の算出方法

＜事業系ごみについて、収集運搬部門の費用が発生しない場合＞

③『原価別紙』の収集運搬部門費は全て家庭系ごみの費用であり、事業系ごみの収集運搬部門費は「0」となります。

家庭系ごみの収集運搬部門における費用　＝　収集運搬部門費

事業系ごみの収集運搬部門における費用　＝　0

＜家庭系ごみと事業系ごみを同様の方法で収集をしている場合＞

①『４．収集運搬部門～収集運搬量～（4.sheet)』の家庭系収集運搬量合計、事業系収集運搬量合計を基に、③『原価別紙』の収集運搬部門費を配賦します。

家庭系ごみの収集運搬部門における費用

$$= \text{収集運搬部門費} \times \frac{\text{家庭系ごみの収集運搬量合計}}{\text{家庭系ごみの収取運搬量合計＋事業系ごみの収集運搬量合計}}$$

事業系ごみの収集運搬部門における費用

$$= \text{収集運搬部門費} \times \frac{\text{事業系ごみの収集運搬量合計}}{\text{家庭系ごみの収取運搬量合計＋事業系ごみの収集運搬量合計}}$$

２）中間処理部門、最終処分部門、資源化部門、管理部門における費用の算出

③出力ファイル『原価別紙』の中間処理部門費、最終処分部門費、資源化部門費、管理部門費を１）で算出した家庭系、事業系の発生量を基に配賦します。

家庭系ごみの中間処理部門における費用

$$= \text{中間処理部門費} \times \frac{\text{家庭系ごみの発生量}}{\text{家庭系ごみの発生量＋事業系ごみの発生量}}$$

事業系ごみの中間処理部門における費用

$$= \text{中間処理部門費} \times \frac{\text{事業系ごみの発生量}}{\text{家庭系ごみの発生量＋事業系ごみの発生量}}$$

２．家庭系、事業系別の発生量あたりの総原価の算出方法

１）家庭系、事業系別の発生量の算出

①『４．収集運搬部門～収集運搬量～（4.sheet)』及び②『５．収集運搬部門～直接搬入量～（5.sheet)』を基に、家庭系及び事業系の発生量（収集運搬量＋直接搬入量）を算出します。

家庭系ごみの発生量　＝　家庭系ごみの収集運搬量合計＋家庭系ごみの直接搬入量
事業系ごみの発生量　＝　事業系ごみの収集運搬量合計＋事業系ごみの直接搬入量

２）家庭系、事業系別の発生量あたりの総原価の算出

家庭系、事業系それぞれの総費用を算出し、１）で除算することで発生量あたりの総原価を算出します。

$$\text{家庭系ごみの発生量あたりの原価} = \frac{\text{家庭系ごみの費用合計}}{\text{家庭系ごみの発生量}}$$

$$\text{事業系ごみの発生量あたりの原価} = \frac{\text{事業系ごみの費用合計}}{\text{事業系ごみの発生量}}$$

【参考】実態調査を活用した入力方法

１）廃棄物種類の設定

設定ファイルでは実態調査における廃棄物種類の区分にあわせて、部門ごとの作業主体等の必要な設定を行います。実態調査の区分の中でも収集していない廃棄物種類については、設定する必要はありません。

＜実態調査における廃棄物種類の区分＞
①可燃ごみ（混合ごみ含む）、②不燃ごみ、③資源ごみ、④その他のごみ、⑤粗大ごみ

２）実態調査を参考とした入力

実態調査の結果を参考として、入力ファイルに必要な情報を入力します。

4．収集運搬部門～収集運搬量～

廃棄物種類	収集運搬量（t/年）									
	家庭系					事業系				
	直営による収集運搬量	公設民営の場合の収集運搬量	委託業者もしくは組合による収集運搬量	収集運搬量合計		直営による収集運搬量	公設民営の場合の収集運搬量	委託業者もしくは組合による収集運搬量	収集運搬量合計	
				直営＋公設民営＋委託	左のセルの値と異なる場合				直営＋公設民営＋委託	左のセルの値と異なる場合
①可燃ごみ				0					0	
②不燃ごみ				0					0	
③資源ごみ				0					0	
④その他のごみ				0					0	
⑤粗大ごみ				0					0	
合計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

実態調査

（１）生活系ごみ搬入量 14

収集区分 ＼ 実施形態		直営	委託	許可	直接搬入
		０１	０２	０３	０４
混合ごみ	０１	t	t	t	t
可燃ごみ	０２	t	t	t	t
不燃ごみ	０３	t	t	t	t
資源ごみ ※	０４	t	t	t	t
その他のごみ	０５	t	t	t	t
粗大ごみ	０６	t	t	t	t

（２）事業系ごみ搬入量 15

収集区分 ＼ 実施形態		直営	委託	許可	直接搬入
		０１	０２	０３	０４
混合ごみ	０１	t	t	t	t
可燃ごみ	０２	t	t	t	t
不燃ごみ	０３	t	t	t	t
資源ごみ ※	０４	t	t	t	t
その他のごみ	０５	t	t	t	t
粗大ごみ	０６	t	t	t	t

5．収集運搬部門～直接搬入量～

廃棄物種類	直接搬入量（t/年）		
	家庭系	事業系	
	持込による受入量	許可業者及び持込による受入量	直接搬入量合計
①可燃ごみ			0
②不燃ごみ			0
③資源ごみ			0
④その他のごみ			0
⑤粗大ごみ			0
合計	0	0	0

実態調査の調査項目と会計基準における項目の対応表（物量関連）

実態調査	廃棄物会計ツール		
	シート	入力項目	入力内容
＜施設処理状況調査＞ 各施設の表紙	1. 施設	施設名称、対象部門、稼働状況、所有状況等	実態調査「施設処理状況調査」の施設毎の名称、対象部門等をツール「1.施設」シートに入力。 施設と部門の対応は以下のとおり。 ＜中間処理部門＞ 焼却施設、粗大ごみ処理施設、その他の施設（ごみの中間処理施設） ＜最終処分部門＞ 最終処分施設 ＜資源化部門＞ 資源化施設、燃料化施設、保管施設
＜処理状況調査票＞ Ⅱ　ごみ処理関係 3　ごみ計画処理量 （1）生活系ごみ搬入量【14 表】 （2）事業系ごみ搬入量【15 表】	4. 収集運搬部門～収集運搬量～	廃棄物種類、家庭系/事業系、実施主体（直営、公設民営、委託）毎の収集運搬量	実態調査の生活系（14 表）と事業系（15 表）のごみ搬入量をツール「4. 収集運搬部門～収集運搬量～」に入力。その際、直営、委託（許可含む）毎のごみ搬入量（収集運搬量）を入力。
＜処理状況調査票＞ Ⅱ　ごみ処理関係 3　ごみ計画処理量 （1）生活系ごみ搬入量【14 表】 （2）事業系ごみ搬入量【15 表】	5. 収集運搬部門～直接搬入量～	廃棄物種類、家庭系/事業系毎の直接搬入量	実態調査の生活系（14 表）と事業系（15 表）のごみ搬入量をツール「5. 収集運搬部門～直接搬入量～」に入力。
＜処理状況調査票＞ Ⅱ　ごみ処理関係 3　ごみ計画処理量 （1）生活系ごみ搬入量【14 表】 （2）事業系ごみ搬入量【15 表】	6. 収集運搬部門～直営施設～	施設毎の対象廃棄物種類	実態調査の生活系（14 表）や事業系（15 表）、施設整備状況調査を参考に、ツール「6. 収集運搬部門～直営施設～」に施設毎の対象廃棄物種類を入力。

実態調査	廃棄物会計ツール		
	シート	入力項目	入力内容
＜処理状況調査票＞ Ⅱ　ごみ処理関係 1　ごみ処理の概要 (2)ごみの実施形態【12 表】	7. 収集運搬部門～直営車両の積載量等～	積載区分毎の対象廃棄物種類、積載量、利用車種、出動回数、所有時間、乗車人数等	実態調査の 12 表の収集区分、もしくは廃棄物種類毎(収集区分)の収集回数をツール「7. 収集運搬部門～直営車両の積載量等～」に入力。あわせて、廃棄物種類(収集区分)毎の積載量、利用車種、所有時間、乗車人数を入力。 積載量は「6. 収集運搬部門～直営施設～」の情報を参考とし、利用車種は「3. 車両」の情報を参考とする。廃棄物種類(収集区分)毎の所有時間、乗車人数の把握が難しい場合は、全ての区分で同一の値とする。
＜処理状況調査票＞ Ⅱ　ごみ処理関係 3　ごみ計画処理量 (1)生活系ごみ搬入量【14 表】 (2)事業系ごみ搬入量【15 表】	12. 収集運搬部門～委託～	委託区分毎の対象廃棄物種類、委託料、委託量等	実態調査の生活系(14 表)、事業系(15 表)の委託、許可量をツール「12. 収集運搬部門～委託～」に入力。 委託毎に委託量と委託料(組合負担金)を把握している場合には、委託毎の対象廃棄物種類、委託量、委託料(組合負担金)を入力し、委託量等を委託毎に把握していない場合は、合計量、額を入力。
＜処理状況調査票＞ Ⅱ　ごみ処理関係 3　ごみ計画処理量 (4)　収集区分別のごみ処理状況【17 表】 5　ごみ処理の状況【21 表】 Ⅳ　ごみ処理の委託状況 1　ごみ処理の委託状況【29 表】	13. 中間処理部門～中間処理投入量～	廃棄物種類、実施主体(直営、公設民営、委託)、処理内容(破砕、破砕後焼却、直接焼却)毎の処理量	＜直営の場合＞ 実態調査の 17 表の焼却施設、粗大ごみ処理施設、その他の施設への搬入量をツール「13. 中間処理部門～中間処理投入量～」の直営に入力。対象とする施設に応じ、①破砕、②破砕後焼却、③直接焼却に入力。 ＜委託の場合＞ 実態調査の 29 表の処理区分で焼却もしくは破砕を選択している場合は、ツール「13. 中間処理部門～中間処理投入量～」の委託の処理量(①破砕、②破砕後焼却、③直接焼却毎)に入力。 ※②と③の分けが難しい場合には、21 表の直接焼却量と残渣焼却量の値等を用いて按分する。
＜施設整備状況調査＞ 焼却施設 粗大ごみ処理施設 その他の施設(ごみの中間処理施設)	14. 中間処理部門～直営施設～	施設毎の対象廃棄物種類、処理方法(焼却、破砕)、処理量、対象最終処分の作業主体(焼却の場合のみ)	実態調査の焼却施設、粗大ごみ処理施設(破砕施設)、その他の施設(破砕施設)の施設整備状況調査票から、処理量と対象廃棄物種類を抽出し、ツール「14. 中間処理部門～直営施設～」に入力。

実態調査	廃棄物会計ツール		
	シート	入力項目	入力内容
＜処理状況調査票＞ Ⅳ　ごみ処理の委託状況 1　ごみ処理の委託状況【29 表】	16. 中間処理部門 ～委託～	委託区分毎の対象廃棄物種類、処理方法、委託料、委託量、対象最終処分の作業主体（焼却の場合のみ）	実態調査の 29 表の処理区分で焼却もしくは破砕を選択しているものについて、ツール「16. 中間処理部門～委託～」に委託量を入力。 委託毎に委託量と委託料（組合負担金）を把握している場合には、委託毎の対象廃棄物種類、委託量、委託料（組合負担金）を入力し、委託毎に把握していない場合は、合計量、額を入力。
＜処理状況調査票＞ Ⅱ　ごみ処理関係 3　ごみ計画処理量 （4）　収集区分別のごみ処理状況【17 表】 5　ごみ処理の状況【21 表】 Ⅳ　ごみ処理の委託状況 1　ごみ処理の委託状況【29 表】 ＜施設整備状況調査＞ 最終処分場	17. 最終処分部門 ～最終処分投入量～	廃棄物種類、実施主体毎の埋立処分量 ※破砕処理残さ埋立量及び直接埋立量は廃棄物種類毎、焼却残さ埋立量は実施主体毎の合計を入力	＜直営の場合＞ 実態調査の ・17 表の直接埋立量 ・21 表の処理残差埋立量 ・施設整備状況調査票の最終処分場 を参考にツール「17. 最終処分部門～最終処分投入量～」に直営の埋立処分量を入力。 ＜委託の場合＞ 実態調査の 29 表の処理区分で埋立を選択している場合は、廃棄物種類に応じ、焼却残さ埋立か、破砕後・直接埋立であるか、判別し、ツール「17. 最終処分部門～最終処分投入量～」に委託の埋立処分量を入力。
＜施設整備状況調査＞ 最終処分場	18. 最終処分部門 ～直営施設～	施設毎の対象廃棄物種類、埋立処分量	実態調査の最終処分場の施設処理状況調査票から、処理量と対象廃棄物種類を抽出し、ツール「18. 最終処分部門～直営施設～」に入力。
＜処理状況調査票＞ Ⅳ　ごみ処理の委託状況 1　ごみ処理の委託状況【29 表】	20. 最終処分部門 ～委託～	委託区分毎の対象廃棄物種類、委託量等	実態調査の 29 表の処理区分で埋立を選択している場合は、ツール「20. 最終処分部門～委託～」に委託量を入力。 委託毎に委託量と委託料（組合負担金）を把握している場合には、委託毎の対象廃棄物種類、委託量、委託料（組合負担金）を入力し、委託毎に把握していない場合は、合計量、額を入力。

実態調査	廃棄物会計ツール		
	シート	入力項目	入力内容
＜処理状況調査票＞ Ⅱ　ごみ処理関係 3　ごみ計画処理量 （4）　収集区分別のごみ処理状況【17 表】 Ⅳ　ごみ処理の委託状況 1　ごみ処理の委託状況【29 表】	21．資源化部門～資源化投入量～	廃棄物種類、実施主体毎の資源化投入量	＜直営の場合＞ 実態調査の 17 表の資源化等を行う施設の搬入量をツール「21．資源化部門～資源化投入量～」の直営に入力。 ＜委託の場合＞ 実態調査の 29 表の処理区分で飼料・堆肥、資源、燃料化を選択している場合は、ツール「17．最終処分部門～最終処分投入量～」の委託に処理量を入力。
＜施設整備状況調査＞ 資源化等を行う施設 ごみ燃料化施設	22．資源化部門～直営施設～	資源化ラインごとの対象施設、対象廃棄物種類、稼働時間、のべ稼働時間、年間投入量 ※個数換算可能廃棄物種類とそれ以外の廃棄物種類はラインを分けて入力	実態調査の資源化等を行う施設、ごみ燃料化施設の施設整備状況調査票から、処理量と対象廃棄物種類を抽出し、ツール「22．資源化部門～直営施設～」に入力。
＜処理状況調査票＞ Ⅳ　ごみ処理の委託状況 1　ごみ処理の委託状況【29 表】	24．資源化部門～委託～	委託区分毎の対象廃棄物種類、委託量等 ※個数換算可能廃棄物種類とそれ以外の廃棄物種類は委託区分を分けて入力	実態調査の 29 表の処理区分で飼料・堆肥、資源、燃料化を選択している場合は、ツール「24．資源化部門～委託～」に委託量を入力。 委託毎に委託量と委託料（組合負担金）を把握している場合には、委託毎の対象廃棄物種類、委託量、委託料（組合負担金）を入力し、委託毎に把握していない場合は、合計量、額を入力。
＜処理状況調査票＞ Ⅱ　ごみ処理関係 4　資源化の状況【20 表】	25．引渡量	廃棄物種類毎の引渡量（指定法人、家庭系/事業系毎）、支払額、売却額	実態調査の 20 表の引渡量をツール「25．引渡量」に入力。指定法人への引渡量、家庭系資源の引渡量、事業系資源の引渡量を把握している場合には、それぞれ入力し、把握していない場合には家庭系資源の民間・組合に合計量を入力。あわせて、廃棄物種類毎の引渡時の支払額、売却額を入力。廃棄物種類毎に把握していない場合には、物量で按分する。
＜処理状況調査票＞ Ⅱ　ごみ処理関係 2　ごみの手数料の状況【13 表】	31．有料化の実施状況	有料化の実施区分毎の対象廃棄物種類	実態調査の 13 表の生活系ごみもしくは事業系ごみの手数料において、有料、一部有料を選択している廃棄物種類をツール「31．有料化の実施状況」に入力（直接搬入ごみ分は除く）。 また、有料化区分毎の費用、収益を把握している場合には、区分毎に入力し、把握していない場合は合計量を入力。

実態調査	廃棄物会計ツール		
	シート	入力項目	入力内容
＜処理状況調査票＞ Ⅱ　ごみ処理関係 2　ごみの手数料の状況【13 表】	32. 直接搬入ごみの手数料収入	家庭系、事業系それぞれの手数料収入区分毎の対象廃棄物種類、手数料収入	実態調査の 13 表の生活系ごみの内、直接搬入ごみの手数料において、有料、一部有料を選択している廃棄物種類をツール「32. 直接搬入ごみの手数料収入」に入力。事業系ごみも同様。 また、手数料収入区分毎の手数料収入を把握している場合には、区分毎に入力し、把握していない場合は合計量を入力。
＜処理状況調査＞ 表紙	基礎情報	都道府県名、市区町村コード、市区町村名（一部事務組合名）、可住地面積、郵便番号、住所、担当部署、担当者名、担当者役職、電話番号、ファクシミリ番号、電子メールアドレス	実態調査の表紙記載の情報をツール「基礎情報」に入力。

実態調査の調査項目と会計基準における項目の対応表（費用関連）

実態調査				会計基準		追加で収集が必要な内容
調査項目			記入要領	シート	入力項目、内容	
処理状況調査票　歳入	特定財源	国庫支出金		2. 所有施設に係る事業費等	実態調査の歳入（32 表）の国庫支出金、都道府県支出金をツール「2. 所有施設に係る事業費等」に入力。 各施設について、種別毎（土地、施設、装置、重機、その他固定資産、建設仮勘定、追加投資）の支出金を把握している場合は、種別毎に入力。種別毎の把握が難しい場合は「施設」として入力。	想定耐用年数内の工事の情報（国庫支出金、都道府県支出金）を収集。
		都道府県支出金				
		地方債				
		使用料及び手数料	使用料はごみ焼却場にごみを搬入する場合等に徴収する使用料。 手数料は廃棄物の収集、運搬、処分のサービス対価として徴収する手数料。	31. 有料化の実施状況 32. 直接搬入ごみの手数料収入	実態調査の歳入（32 表）の使用料をツール「31. 有料化の実施状況」に入力し、実態調査の手数料（家庭系、事業系それぞれ）をツール「32. 直接搬入ごみの手数料収入」に入力。 有料化区分、手数料区分毎の使用量、手数料を把握している場合は、区分毎に入力。区分毎の把握が難しい場合は、合計値を入力。	
		その他	上記指定費目以外に廃棄物処理事業に係る特定財源がある場合。 許可申請・更新手数料含む。	33. 近隣市町村からの受託収入	実態調査の歳入（32 表）の特定財源「その他」に入力がある場合は、ツール「33. 近隣市町村からの受託収入」に入力（ただし、許可申請・更新手数料分は除く）。	
		小計				
	一般財源					
	合計					

実態調査					会計基準		追加で収集が必要な内容
調査項目				記入要領	シート	入力項目、内容	
処理状況調査票　歳出	建設・改良費			建設・改良費には一般廃棄物処理施設の整備（修繕費は含まない。災害復旧費、解体費を含む）に係る経費（工事雑費や事務費を含む）。			
		工事費	収集運搬施設	中継施設、管路収集設備等の費用。（収集車両は含まない）	2. 所有施設に係る事業費等	実態調査の歳出（33 表）の建設・改良費をツール「2. 所有施設に係る事業費等」に入力。 各施設の種別毎（土地、施設、装置、重機、その他固定資産、建設仮勘定、追加投資）の事業費等（取得年度、取得価額、想定耐用年数、減価償却費等）を把握している場合は、種別毎に入力。把握が難しい場合は「施設」として入力。	施設毎の過去の事業費等の情報を収集。
			中間処理施設				
			最終処分場				
			その他	清掃事務所の設備に係る経費			
		調査費		建設・改良工事又はアセスメントに係る調査費			
		組合分担金		事務組合への負担金 詳細は 34 表			
		小計					
	処理及び維持管理費						
		人件費	一般職	人件費とは給与費、手当、賃金、福利費、報酬、退職給与金、研修費、報償賞等職員に係る経費 他業務と兼務している場合は、業務時間割合で按分する。	26. 人件費	実態調査の歳出（33 表）の人件費をツール「26. 人件費」に入力。 一般職は管理部門として入力し、技能職は施設毎の人件費総額、退職金支給額、想定勤続年数、退職給付引当金繰入額を入力。	一般職、技能職（部門毎）の人員数、想定勤続年数、退職給付引当金繰入額の情報を収集。 ただし、中間処理部門については、会計基準での中間処理と資源化に分けて情報収集が必要。
			技能職 収集運搬				
			技能職 中間処理				
			技能職 最終処分				
		処理費	収集運搬費	収集運搬車の燃料費、修繕費、海上輸送等の収集運搬に係る人件費以外の経費。 粗大ごみ、大掃除、年末年始対策費も含む。	28. 車両に係る物件費	実態調査の歳出（33 表）の処理費の内、収集運搬費はツール「28. 車両に係る物件費」に入力。 部門、車種毎（収集運搬部門のみ）のリース・レンタル費用、委託料、燃料費、維持補修費を把握している場合は、部門、車種毎に入力。詳細情報の把握が難しい場合は部門を「収集運搬部門」、車種を「その他の車両」として一括して入力。	

実態調査					会計基準		追加で収集が必要な内容
調査項目				記入要領	シート	入力項目、内容	
処理状況調査票歳出			中間処理費	処理施設の燃料費、修繕費、光熱水費、薬剤費等の維持管理費用等人件費以外の中間処理に係る経費。	27. 施設に係る物件費 29. 共通的物件費、経費、管理部門に係る費用等	＜中間処理費＞ 実態調査の歳出（33 表）の処理費の内、中間処理費について、施設毎の把握が可能な場合はツール「27. 施設に係る物件費」に施設毎の物件費（維持補修費）、経費（公債利子）を入力。 施設毎の把握が難しい場合は、「29. 共通的物件費、経費、管理部門に係る費用等」の中間処理部門に合計値を入力。 ＜最終処分費＞ 実態調査の歳出（33 表）の処理費の内、最終処分費について、施設毎の把握が可能な場合はツール「27. 施設に係る物件費」に施設毎の物件費（維持補修費）、経費（公債利子）を入力。 施設毎の把握が難しい場合は、「29. 共通的物件費、経費、管理部門に係る費用等」の最終処分部門に合計値を入力。	
			最終処分費	埋立地の維持管理費等最終処分に係る人件費以外の経費。			
		車両等購入費		収取運搬車両等の購入経費。 施設内のみで使用する車両は当該項目に含まず、その購入経費は処理費に含める。	3. 車両	実態調査の歳出（33 表）の車両等購入費をツール「3. 車両」に入力。 部門、車種（パッカー車、平ボディ、プレス車、その他の車両）毎の事業費等（取得年度、取得価額、耐用年数、減価償却費等）を把握している場合は、部門、車種毎に入力。詳細な情報の把握が難しい場合は部門を「収集運搬部門」、車種を「その他の車両」として一括して入力。	想定耐用年数内（4 年程度）に購入した車両について、事業費や車種に関する情報を収集。
		委託費	収集運搬費	収集運搬に関して他市区町村、自市区町村が所属していない事務組合、民間業者に対して委託契約締結を行い、委託契約に基づいて支出した経費。	12. 収集運搬部門～委託～	実態調査の歳出（33 表）の委託費の内、収取運搬費をツール「12. 収集運搬部門～委託～」に入力。 委託区分毎の委託料を把握している場合は、委託区分毎に入力。	

実態調査					会計基準		追加で収集が必要な内容
調査項目				記入要領	シート	入力項目、内容	
処理状況調査票　歳出			中間処理費	中間処理（施設運転の委託等も含む）に関して他市区町村、自市区町村が所属していない事務組合、民間業者に対して委託契約締結を行い、委託契約に基づいて支出した経費。	16. 中間処理部門～委託～ 24. 資源化部門～委託～	＜中間処理部門＞ 実態調査の歳出（33 表）の委託費の中間処理費について、会計基準における「中間処理部門」に該当する処理費をツール「16. 中間処理部門～委託～」に入力。 委託区分毎の委託料を把握している場合は、委託区分毎に入力。 ＜資源化部門＞ 実態調査の歳出（33 表）の委託費の中間処理費について、会計基準における「資源化部門」に該当する処理費をツール「24. 資源化部門～委託～」に入力。 委託区分毎の委託料を把握している場合は、委託区分毎に入力。	
			最終処分費	最終処分（施設運転の委託等も含む）に関して他市区町村、自市区町村が所属していない事務組合、民間業者に対して委託契約締結を行い、委託契約に基づいて支出した経費。	20. 最終処分部門～委託～	実態調査の歳出（33 表）の委託費の内、最終処分費をツール「20. 最終処分部門～委託～」に入力。 委託区分毎の委託料を把握している場合は、委託区分毎に入力。	
			その他	収集運搬、中間処理及び最終処分に属さない廃棄物処理に関して他市区町村、自市区町村が所属していない事務組合、民間業者に対して委託契約締結を行い、委託契約に基づいて支出した経費。			
		組合分担金		事務組合への負担金合計 詳細は 34 表			
		調査研究費		廃棄物に関する調査研究費（建設・改良工事又はアセスメントに係る調査費を除く）			
		小計					
	その他			第三セクターへの拠出金等、他の項目に属さない経費。			
	合計						

<table>
<tr><th colspan="4">実態調査</th><th colspan="2">会計基準</th><th rowspan="2">追加で収集が
必要な内容</th></tr>
<tr><th colspan="3">調査項目</th><th>記入要領</th><th>シート</th><th>入力項目、内容</th></tr>
<tr><td rowspan="5">処理状況調査票　組合分担金内訳</td><td colspan="2">組合コード</td><td></td><td rowspan="5">12. 収集運搬部門～委託～
16. 中間処理部門～委託～
20. 最終処分部門～委託～
24. 資源化部門～委託～</td><td rowspan="5">実態調査の組合分担金内訳（34 表）について、会計基準における「収集運搬部門」に該当するものをツール「12. 収集運搬部門～委託～」、「中間処理部門」に該当するものを「16. 中間処理部門～委託～」、「最終処分部門」に該当するものを「20. 最終処分部門～委託～」、「資源化部門」に該当するものを「24. 資源化部門～委託～」に入力。複数の部門にまたがる場合は部門ごとに按分を行う。</td><td rowspan="5"></td></tr>
<tr><td colspan="2">一部事務組合・広域連合名</td><td></td></tr>
<tr><td rowspan="2">ごみ</td><td>建設・改良費</td><td>事務組合合計が 33 表 06 に該当</td></tr>
<tr><td>処理及び
維持管理費</td><td>事務組合合計が 33 表 20 に該当</td></tr>
</table>

【参考】新旧ツール対応表

旧ツール			新ツール		
ファイル名	シート名	入力内容	ファイル名	シート名	入力内容
1～4 原価計算.xls（基礎事項、取扱量など）	1.	貴市町村の概要	設定ファイル	基本設定	(2)基礎情報の設定
			入力ファイル	基礎情報	基礎情報～貴市町村の概要～
	2.	作業の実施主体	設定ファイル	基本設定	(3)各部門における作業の実施主体の設定
	3.	収集運搬量・直接搬入量・集団回収量及び資源化投入量	入力ファイル	4	4. 収集運搬部門～収集運搬量～
				5	5. 収集運搬部門～直接搬入量～
				13	13. 中間処理部門～中間処理投入量～
				17	17. 最終処分部門～最終処分投入量～
				21	21. 資源化部門～資源化投入量～
	4.	引渡量	入力ファイル	25	25. 引渡量
5. 原価計算.xls（収集運搬部門）	5.1	委託業者・一部事務組合が収集運搬を行う場合の物件費（委託料）～委託区分、作業内容、委託料～	入力ファイル	12	12. 収集運搬部門～委託～
	5.2	委託業者・一部事務組合が収集運搬を行う場合の物件費（委託料） ～ 委託量 ～	入力ファイル	12	12. 収集運搬部門～委託～
	5.3	直営で収集運搬している場合の費用 ～ 積載区分、積載量、利用車種 ～	入力ファイル	7	7. 収集運搬部門～直営車両の積載量等～
				11	11. 収集運搬部門～公設民営（所有車両）～
	5.4	直営で収集運搬している場合の費用 ～収集運搬車両の出動状況～	入力ファイル	7	7. 収集運搬部門～直営車両の積載量等～
				11	11. 収集運搬部門～公設民営（所有車両）～
	5.5	直営で収集運搬している場合の費用 物件費のうち特定の廃棄物種類に係る物件費（コンテナ等）～	入力ファイル	8	8. 収集運搬部門～コンテナ等に係る物件費～
	5.6	直営で収集運搬している場合の費用 ～コンテナ等の配布状況～	入力ファイル	9	9. 収集運搬部門～コンテナ等の配布状況～
	5.7	直営で収集運搬している場合の費用 ～ 参考情報 ～	－	－	－
	5.8	直営で収集運搬している場合の費用 ～ 車両に係る物件費①～	入力ファイル	3	3. 車両
				28	28. 車両に係る物件費

旧ツール			新ツール		
ファイル名	シート名	入力内容	ファイル名	シート名	入力内容
5. 原価計算.xls（収集運搬部門）	5.9	直営で収集運搬している場合の費用　～　車両に係る物件費②～	入力ファイル	28	28. 車両に係る物件費
	5.10	直営で収集運搬している場合の費用　～　人件費　～	入力ファイル	26	26. 人件費
	5.11	直営で収集運搬している場合の費用　～　施設に係る物件費（減価償却費等）、経費　～	入力ファイル	1	1. 施設
				2	2. 所有施設に係る事業費等
				10	10. 収集運搬部門～公設民営（所有施設）～
				27	27. 施設に係る物件費
	5.12	共通的物件費	入力ファイル	29	29. 共通的物件費、経費、管理部門に係る費用等
	5.13	一般廃棄物種類全般に係る経費	入力ファイル	29	29. 共通的物件費、経費、管理部門に係る費用等
6. 原価計算.xls（中間処理部門・最終処分部門）	6.1	委託業者・一部事務組合が中間処理・最終処分を行う場合の物件費（委託料）	入力ファイル	16	16. 中間処理部門～委託～
				20	20. 最終処分部門～委託～
	6.2	直営で中間処理・最終処分している場合の物件費～施設の概要～	入力ファイル	1	1. 施設
				14	14. 中間処理部門～直営施設～
				15	15. 中間処理部門～公設民営～
				18	18. 最終処分部門～直営施設～
				19	19. 最終処分部門～公設民営～
	6.3	直営で中間処理・最終処分している場合の物件費～施設に係る物件費（減価償却費等）、経費～	入力ファイル	1	1. 施設
				2	2. 所有施設に係る事業費等
				27	27. 施設に係る物件費
	6.4	直営で中間処理・最終処分している場合の人件費	入力ファイル	26	26. 人件費
	6.5	直営で中間処理・最終処分している場合の物件費～施設に係る物件費（追加投資等）～	入力ファイル	2	2. 所有施設に係る事業費等
	6.6	共通的物件費	入力ファイル	29	29. 共通的物件費、経費、管理部門に係る費用等
	6.7	一般廃棄物種類全般に係る経費	入力ファイル	29	29. 共通的物件費、経費、管理部門に係る費用等

旧ツール			新ツール		
ファイル名	シート名	入力内容	ファイル名	シート名	入力内容
7. 原価計算.xls（資源化部門）	7.1	委託業者・一部事務組合等が資源化を行う場合の物件費（委託料）	入力ファイル	24	24. 資源化部門～委託～
	7.2	直営で資源化している場合の費用　～施設の概要～	入力ファイル	1	1. 施設
				22	22. 資源化部門～直営施設～
				23	23. 資源化部門～公設民営～
	7.3	直営で資源化している場合の費用　～施設に係る物件費（減価償却費等）、経費～	入力ファイル	1	1. 施設
				2	2. 所有施設に係る事業費等
				27	27. 施設に係る物件費
	7.4	直営で資源化している場合の人件費	入力ファイル	26	26. 人件費
	7.5	直営で資源化している場合の物件費　～施設に係る物件費（追加投資等）～	入力ファイル	2	2. 所有施設に係る事業費等
	7.6	直営で資源化している場合の費用	入力ファイル	22	22. 資源化部門～直営施設～
				23	23. 資源化部門～公設民営～
	7.7	共通的物件費	入力ファイル	29	29. 共通的物件費、経費、管理部門に係る費用等
	7.8	一般廃棄物種類全般に係る経費	入力ファイル	29	29. 共通的物件費、経費、管理部門に係る費用等
8～11.原価計算.xls（管理部門など）	8.	管理部門	入力ファイル	1	1. 施設
				26	26. 人件費
				29	29. 共通的物件費、経費、管理部門に係る費用等
				33	33. 近隣市町村からの受託収入
	9.	集団回収に係る費用	入力ファイル	29	29. 共通的物件費、経費、管理部門に係る費用等
	10.	有料化の実施状況	入力ファイル	31	31. 有料化の実施状況
	11.1	家庭系直接搬入ごみの手数料収入	入力ファイル	32	32. 直接搬入ごみの手数料収入
	11.2	事業系直接搬入ごみの手数料収入	入力ファイル	32	32. 直接搬入ごみの手数料収入

旧ツール			新ツール		
ファイル名	シート名	入力内容	ファイル名	シート名	入力内容
行政コスト計算書.xls	12.	行政コストのうち「Ｘ.原価計算.xls」で把握されないもの	入力ファイル	29	29. 共通的物件費、経費、管理部門に係る費用等
資産・負債一覧.xls	13.1	資産・負債一覧のうち「Ｘ.原価計算.xls」や「行政コスト計算書.xls」及び、以下の 13.2、13.3 で把握されないもの	入力ファイル	30	30. 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債
	13.2	資産・負債一覧のうち事業用資産に関するもののうち、「Ｘ.原価計算.xls」や「行政コスト計算書.xls」及び、以下の 13.2、13.4 で把握されないもの	入力ファイル	1	1. 施設
				2	2. 所有施設に係る事業費等
				3	3. 車両
				30	30. 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債
	13.3	資産・負債一覧のうち負債に関するもののうち、「Ｘ.原価計算.xls」や「行政コスト計算書.xls」及び、以下の 13.2、13.5 で把握されないもの	入力ファイル	30	30. 一般廃棄物の処理に関する事業に係る資産・負債
―	―	―	入力ファイル	6	6. 収集運搬部門～直営施設～

【参考】マクロを使用しない場合の行追加

●行の追加方法（例：2.sheet で１行追加する場合）

※シートの保護を解除してから行ってください

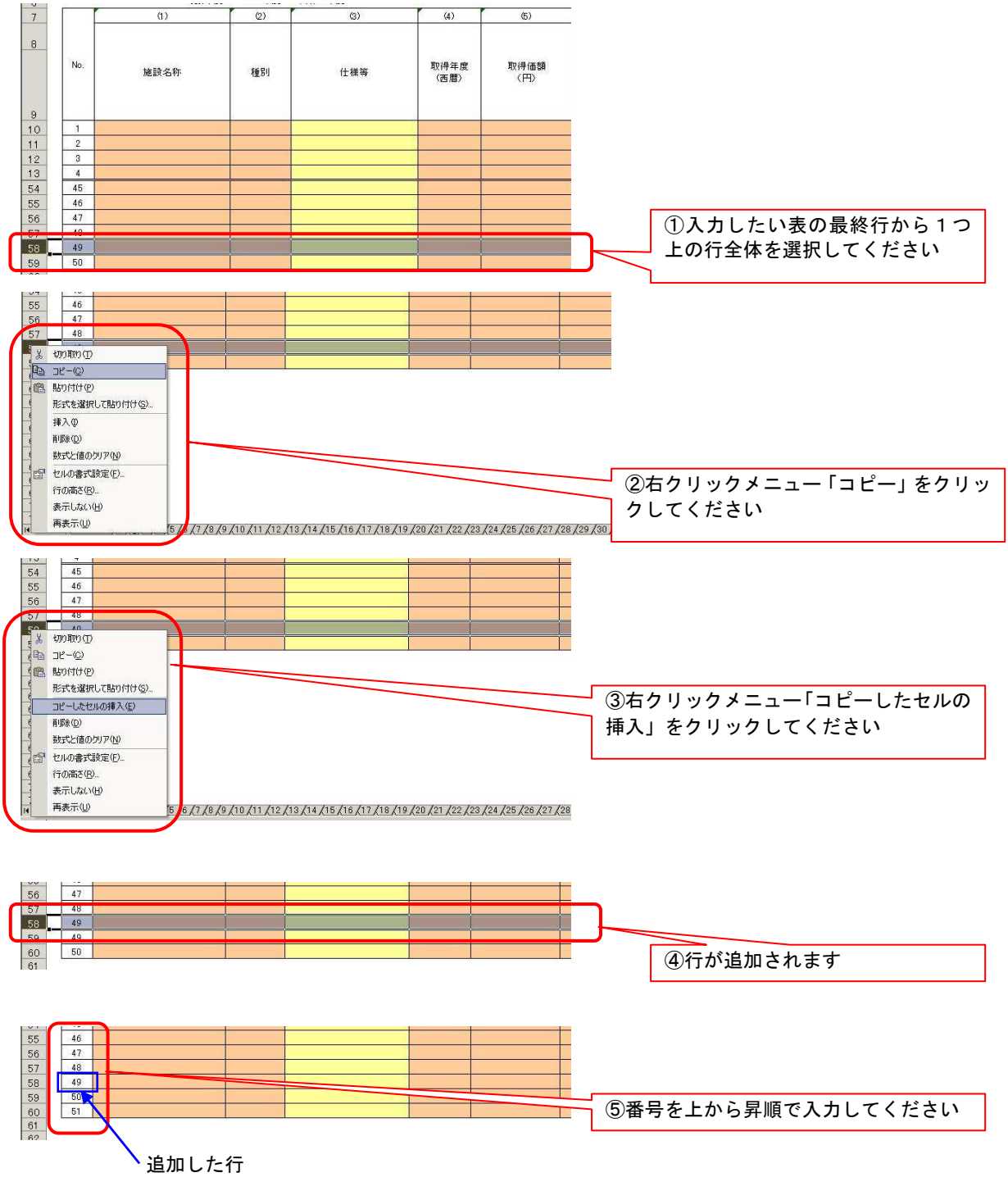

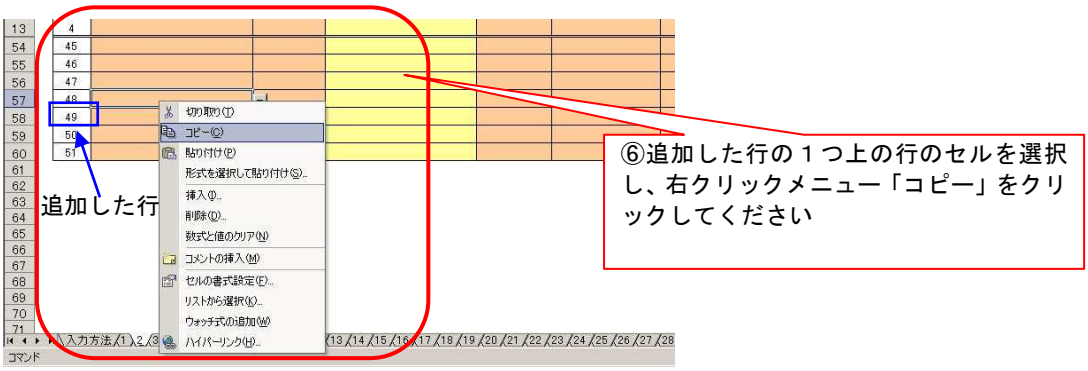

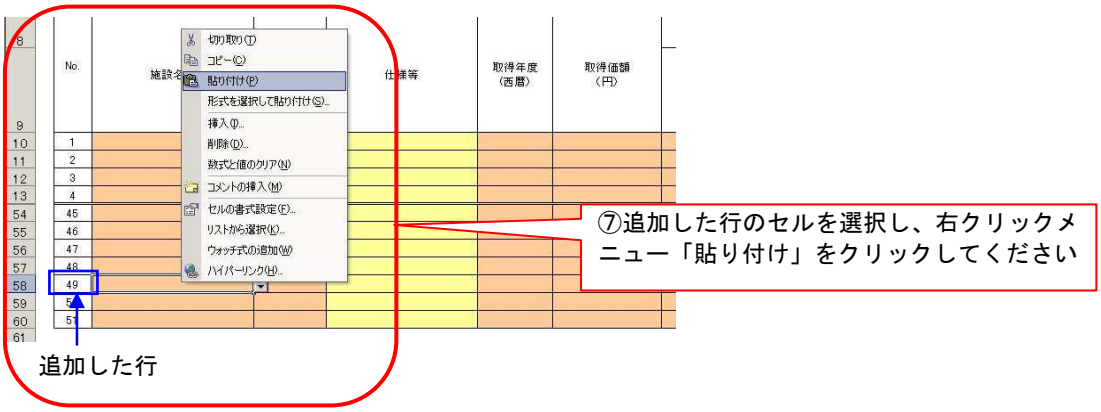

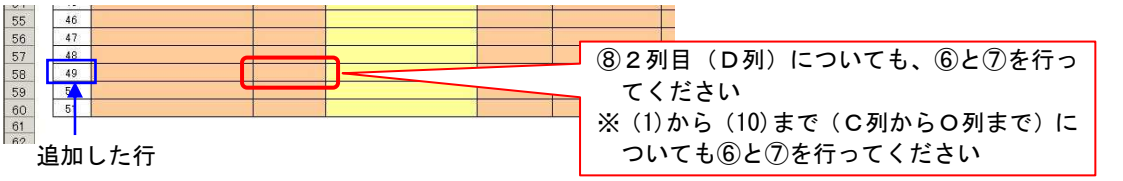

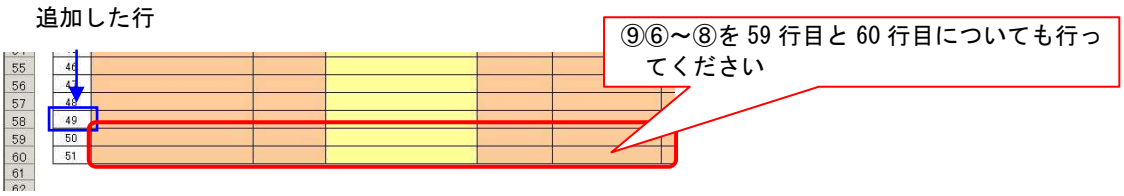

●「２．所有施設に係る事業費等(2.sheet)」の場合

「２．所有施設に係る事業費等(2.sheet)」について行の追加を行う場合には、以下の表に同じ行数を追加してください。

－入力ファイル「２．所有施設に係る事業費等(2.sheet)」

－算出ファイル「施・部の費用」

■表：施設１（データ出典：入力ファイル「２．所有施設に係る事業費等」）

－算出ファイル「資負別紙 1」

■表：資負施設１（データ出典：入力ファイル「２．所有施設に係る事業費等」）

■表：資負施設 5

－出力ファイル「資産・負債　別紙１－１」

●「３．車両（3.sheet)」の場合

「３．車両（3.sheet)」について行の追加を行う場合には、以下の表に同じ行数を追加してください。

－入力ファイル「３．車両（3.sheet)」

－算出ファイル「車・減」

■表：車両減価１（データ出典：入力ファイル「３．車両」）

■表：車両減価４

－出力ファイル「資産・負債　別紙１－２」

●留意事項

✓ 入力ファイル、算出ファイル、出力ファイルを開いた状態で行追加を行ってください。

✓ 一度追加した行は削除しないでください。

【参考】耐用年数表（減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和 40 年大蔵省令第 15 号 の一部）

－別表第１　機械および装置以外の有形減価償却資産の耐用年数表

種類	構造又は用途	細目	耐用年数（年）
建物	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	50
		住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	47
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	
		飲食店用又は貸席用のもので、延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積	34
		その他のもの	41
		旅館用又はホテル用のもの	
		延べ面積のうちに占める木造内装部分の面積が3割を超えるもの	31
		その他のもの	39
		店舗用のもの	39
		病院用のもの	39
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ス	38
		公衆浴場用のもの	31
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を	24
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及	31
		その他のもの	
		倉庫事業の倉庫用のもの	
		冷蔵倉庫用のもの	21
		その他のもの	31
		その他のもの	38
	れんが造、石造又はブロック造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	41
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	38
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	38
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	36
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ス	34
		公衆浴場用のもの	30
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を	22
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及	28
		その他のもの	
		倉庫事業の倉庫用のもの	
		冷蔵倉庫用のもの	20
		その他のもの	30
		その他のもの	34
	金属造のもの（骨格材の肉厚が4ミリメートルを超えるものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	38
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	34
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	31
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ス	31
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	29
		公衆浴場用のもの	27
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を	20
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及	25
		その他のもの	
		倉庫事業の倉庫用のもの	
		冷蔵倉庫用のもの	19
		その他のもの	26
		その他のもの	31
	金属造のもの（骨格材の肉厚が3ミリメートルを超え4ミリメートル以下のものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	30
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	27
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	25
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ス	25
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	24
		公衆浴場用のもの	19
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を	15
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及	19
		その他のもの	24
	金属造のもの（骨格材の肉厚が3ミリメートル以下のものに限る。）	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	22
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	19
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	19
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ス	19
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	17
		公衆浴場用のもの	15
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を	12
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及	14
		その他のもの	17
	木造又は合成樹脂造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	24
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	22
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	20
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ス	17
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	17

種類	構造又は用途	細目	耐用年数（年）
建物	木造又は合成樹脂造のもの	公衆浴場用のもの	12
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を	9
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及	11
		その他のもの	15
	木造モルタル造のもの	事務所用又は美術館用のもの及び左記以外のもの	22
		店舗用、住宅用、寄宿舎用、宿泊所用、学校用又は体育館用のもの	20
		飲食店用、貸席用、劇場用、演奏場用、映画館用又は舞踏場用のもの	19
		変電所用、発電所用、送受信所用、停車場用、車庫用、格納庫用、荷扱所用、映画製作ス	15
		旅館用、ホテル用又は病院用のもの	15
		公衆浴場用のもの	11
		工場（作業場を含む。）用又は倉庫用のもの	
		塩素、塩酸、硫酸、硝酸その他の著しい腐食性を有する液体又は気体の影響を	7
		塩、チリ硝石その他の著しい潮解性を有する固体を常時蔵置するためのもの及	10
		その他のもの	14
	簡易建物	木製主要柱が十センチメートル角以下のもので、土居ぶき、杉皮ぶき、ルーフイングぶき又	10
		掘立造のもの及び仮設のもの	7
建物附属設備	電気設備（照明設備を含む。）	蓄電池電源設備	6
		その他のもの	15
	給排水又は衛生設備及びガス設備		15
	冷房、暖房、通風又はボイラー設備	冷暖房設備（冷凍機の出力が2十2キロワット以下のもの）	13
		その他のもの	15
	昇降機設備	エレベーター	17
		エスカレーター	15
	消火、排煙又は災害報知設備及び格納式避難設備		8
	エヤーカーテン又はドアー自動開閉設備		12
	アーケード又は日よけ設備	主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	店用簡易装備		3
	可動間仕切り	簡易なもの	3
		その他のもの	15
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分に	主として金属製のもの	18
		その他のもの	10
構築物	鉄道業用又は軌道業用のもの	軌条及びその附属品	20
		まくら木	
		木製のもの	8
		コンクリート製のもの	20
		金属製のもの	20
		分岐器	15
		通信線、信号線及び電灯電力線	30
		信号機	30
		送配電線及びき電線	40
		電車線及び第3軌条	20
		帰線ボンド	5
		電線支持物（電柱及び腕木を除く。）	30
		木柱及び木塔（腕木を含む。）	
		架空索道用のもの	15
		その他のもの	25
		前掲以外のもの	
		線路設備	
		軌道設備	
		道床	60
		その他のもの	16
		土工設備	57
		橋りよう	
		鉄筋コンクリート造のもの	50
		鉄骨造のもの	40
		その他のもの	15
		トンネル	
		鉄筋コンクリート造のもの	60
		れんが造のもの	35
		その他のもの	30
		その他のもの	21
		停車場設備	32
		電路設備	
		鉄柱、鉄塔、コンクリート柱及びコンクリート塔	45
		踏切保安又は自動列車停止設備	12
		その他のもの	19
		その他のもの	40

種類	構造又は用途	細目			耐用年数（年）
構築物	その他の鉄道用又は軌道用のもの	軌条及びその附属品並びにまくら木			15
		道床			60
		土工設備			50
		橋りょう			
			鉄筋コンクリート造のもの		50
			鉄骨造のもの		40
			その他のもの		15
		トンネル			
			鉄筋コンクリート造のもの		60
			れんが造のもの		35
			その他のもの		30
		その他のもの			30
	発電用又は送配電用のもの	小水力発電用のもの（農山漁村電気導入促進法（昭和2十7年法律第3百5十8号）に基づき			30
		その他の水力発電用のもの（貯水池、調整池及び水路に限る。）			57
		汽力発電用のもの（岩壁、さん橋、堤防、防波堤、煙突、その他汽力発電用のものをいう。）			41
		送電用のもの			
			地中電線路		25
			塔、柱、がい子、送電線、地線及び添加電話線		36
		配電用のもの			
			鉄塔及び鉄柱		50
			鉄筋コンクリート柱		42
			木柱		15
			配電線		30
			引込線		20
			添架電話線		30
			地中電線路		25
	電気通信事業用のもの	通信ケーブル			
			光ファイバー製のもの		10
			その他のもの		13
		地中電線路			27
		その他の線路設備			21
	放送用又は無線通信用のもの	鉄塔及び鉄柱			
			円筒空中線式のもの		30
			その他のもの		40
		鉄筋コンクリート柱			42
		木塔及び木柱			10
		アンテナ			10
		接地線及び放送用配線			10
	広告用のもの	金属造のもの			20
		その他のもの			10
	競技場用、運動場用、遊園地用又は学校用のもの	スタンド			
			主として鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの		45
			主として鉄骨造のもの		30
			主として木造のもの		10
		競輪場用競走路			
			コンクリート敷のもの		15
			その他のもの		10
		ネット設備			15
		野球場、陸上競技場、ゴルフコースその他のスポーツ場の排水その他の土工施設			30
		水泳プール			30
		その他のもの			
			児童用のもの		
				すべり台、ぶらんこ、ジャングルジムその他の遊戯用のもの	10
				その他のもの	15
		その他のもの			
			主として木造のもの		15
			その他のもの		30
	緑化施設及び庭園	工場緑化施設			7
		その他の緑化施設及び庭園（工場緑化施設に含まれるものを除く。）			20
	舗装道路及び舗装路面	コンクリート敷、ブロック敷、れんが敷又は石敷のもの			15
		アスファルト敷又は木れんが敷のもの			10
		ビチューマルス敷のもの			3
	鉄骨鉄筋コンクリート造又は鉄筋コンクリート造のもの（前掲のものを除く。）	水道用ダム			80
		トンネル			75
		橋			60
		岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、塔、やぐら、上水道、水そう			50
		乾ドック			45
		サイロ			35
		下水道、煙突及び焼却炉			35
		高架道路、製塩用ちんでん池、飼育場及びへい			30
		爆発物用防壁及び防油堤			25
		造船台			24
		放射性同位元素の放射線を直接受けるもの			15
		その他のもの			60

種類	構造又は用途	細目	耐用年数（年）
構築物	コンクリート造又はコンクリートブロック造のもの（前掲のものを除く。）	やぐら及び用水池	40
		サイロ	34
		岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、トンネル、上水道及び水そう	30
		下水道、飼育場及びへい	15
		爆発物用防壁	13
		引湯管	10
		鉱業用廃石捨場	5
		その他のもの	40
	れんが造のもの（前掲のものを除く。）	防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及びトンネル	50
		煙突、煙道、焼却炉、へい及び爆発物用防壁	
		塩素、クロールスルホン酸その他の著しい腐食性を有する気体の影響を受ける	7
		その他のもの	25
		その他のもの	40
	石造のもの（前掲のものを除く。）	岸壁、さん橋、防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤、上水道及び用水池	50
		乾ドック	45
		下水道、へい及び爆発物用防壁	35
		その他のもの	50
	土造のもの（前掲のものを除く。）	防壁（爆発物用のものを除く。）、堤防、防波堤及び自動車道	40
		上水道及び用水池	30
		下水道	15
		へい	20
		爆発物用防壁及び防油堤	17
		その他のもの	40
	金属造のもの（前掲のものを除く。）	橋（はね上げ橋を除く。）	45
		はね上げ橋及び鋼矢板岸壁	25
		サイロ	22
		送配管	
		鋳鉄製のもの	30
		鋼鉄製のもの	15
		ガス貯そう	
		液化ガス用のもの	10
		その他のもの	20
		薬品貯そう	
		塩酸、ふつ酸、発煙硫酸、濃硝酸その他の発煙性を有する無機酸用のもの	8
		有機酸用又は硫酸、硝酸その他前掲のもの以外の無機酸用のもの	10
		アルカリ類用、塩水用、アルコール用その他のもの	15
		水そう及び油そう	
		鋳鉄製のもの	25
		鋼鉄製のもの	15
		浮きドック	20
		飼育場	15
		つり橋、煙突、焼却炉、打込み井戸、へい、街路灯及びガードレール	10
		その他のもの	45
	合成樹脂造のもの（前掲のものを除く。）		10
	木造のもの（前掲のものを除く。）	橋、塔、やぐら及びドック	15
		岸壁、さん橋、防壁、堤防、防波堤、トンネル、水そう、引湯管及びへい	10
		飼育場	7
		その他のもの	15
	前掲のもの以外のもの及び前掲の区分に	主として木造のもの	15
		その他のもの	50
船舶	船舶法（明治3十2年法律第4十6号）第4条から第十9条までの適用を受ける鋼船		
	漁船	総トン数が5百トン以上のもの	12
		総トン数が5百トン未満のもの	9
	油そう船	総トン数が2千トン以上のもの	13
	薬品そう船		10
	その他のもの	総トン数が2千トン以上のもの	15
		総トン数が2千トン未満のもの	
		しゆんせつ船及び砂利採取船	10
		カーフェリー	11
		その他のもの	14
	船舶法第4条から第十9条までの適用を受ける木船		
	漁船		6
	薬品そう船		8
	その他のもの		10
	船舶法第4条から第十9条までの適用を受ける軽合金船（他の項に掲げるものを		9

種類	構造又は用途	細目	耐用年数（年）
船舶	船舶法第4条から第十9条までの適用を受ける強化プラス		7
	船舶法第4条から第十9条までの適用を受ける水中翼船及びホバークラフト		8
	その他のもの		
	鋼船	しゆんせつ船及び砂利採取船	7
		発電船及びとう載漁船	8
		ひき船	10
		その他のもの	12
	木船	とう載漁船	4
		しゆんせつ船及び砂利採取船	5
		動力漁船及びひき船	6
		薬品そう船	7
		その他のもの	8
	その他のもの	モーターボート及びとう載漁船	4
		その他のもの	5
航空機	飛行機	主として金属製のもの	
		最大離陸重量が百3十トンを超えるもの	10
		最大離陸重量が百3十トン以下のもので、5・7トンを超えるもの	8
		最大離陸重量が5・7トン以下のもの	5
		その他のもの	5
	その他のもの	ヘリコプター及びグライダー	5
		その他のもの	5
車両及び運搬具	鉄道用又は軌道用車両（架空索道用搬器を含む。）	電気又は蒸気機関車	18
		電車	13
		内燃動車（制御車及び附随車を含む。）	11
		貨車	
		高圧ボンベ車及び高圧タンク車	10
		薬品タンク車及び冷凍車	12
		その他のタンク車及び特殊構造車	15
		その他のもの	20
		線路建設保守用工作車	10
		鋼索鉄道用車両	15
		架空索道用搬器	
		閉鎖式のもの	10
		その他のもの	5
		無軌条電車	8
		その他のもの	20
	特殊自動車（この項には、別表第2第3百3十4号の自走式作業用機械を含まない。）	消防車、救急車、レントゲン車、散水車、放送宣伝車、移動無線車及びチップ製造車	5
		モータースィーパー及び除雪車	4
		タンク車、じんかい車、し尿車、寝台車、霊きゆう車、トラックミキサー、レッカーその他特殊	
		小型車（じんかい車及びし尿車にあつては積載量が2トン以下、その他のものに	3
		その他のもの	4
	運送事業用、貸自動車業用又は自動車教習所用の車両及び運搬具（前掲のものを除く。）	自動車（2輪又は3輪自動車を含み、乗合自動車を除く。）	
		小型車（貨物自動車にあつては積載量が2トン以下、その他のものにあつては総	3
		その他のもの	
		大型乗用車（総排気量が3リットル以上のものをいう。）	5
		その他のもの	4
		乗合自動車	5
		自転車及びリヤカー	2
		被けん引車その他のもの	4
	前掲のもの以外のもの	自動車（2輪又は3輪自動車を除く。）	
		小型車（総排気量が0・66リットル以下のものをいう。）	4
		その他のもの	
		貨物自動車	
		ダンプ式のもの	4
		その他のもの	5
		報道通信用のもの	5
		その他のもの	6
		2輪又は3輪自動車	3
		自転車	2
		鉱山用人車、炭車、鉱車及び台車	
		金属製のもの	7
		その他のもの	4
		フォークリフト	4
		トロッコ	
		金属製のもの	5
		その他のもの	3
		その他のもの	
		自走能力を有するもの	7
		その他のもの	4

種類	構造又は用途	細目	耐用年数（年）
工具	測定工具及び検査工具（電気又は電子を利用するものを含		5
	治具及び取付工具		3
	ロール	金属圧延用のもの	4
		なつ染ロール、粉砕ロール、混練ロールその他のもの	3
	型（型枠を含む。）、鍛圧工具及び打抜工	プレスその他の金属加工用金型、合成樹脂、ゴム又はガラス成型用金型及び鋳造用型	2
		その他のもの	3
	切削工具		2
	金属製柱及びカッペ		3
	活字及び活字に常用される金属	購入活字（活字の形状のまま反復使用するものに限る。）	2
		自製活字及び活字に常用される金属	8
	前掲のもの以外のもの	白金ノズル	13
		その他のもの	3
	前掲の区分によらないもの	白金ノズル	13
		その他の主として金属製のもの	8
		その他のもの	4
器具及び備品	1　家具、電気機器、ガス機器及び家庭用品（他の項に掲げるものを除く。）	事務机、事務いす及びキャビネット	
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		応接セット	
		接客業用のもの	5
		その他のもの	8
		ベッド	8
		児童用机及びいす	5
		陳列だな及び陳列ケース	
		冷凍機付又は冷蔵機付のもの	6
		その他のもの	8
		その他の家具	
		接客業用のもの	5
		その他のもの	
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		ラジオ、テレビジョン、テープレコーダーその他の音響機器	5
		冷房用又は暖房用機器	6
		電気冷蔵庫、電気洗濯機その他これらに類する電気又はガス機器	6
		氷冷蔵庫及び冷蔵ストッカー（電気式のものを除く。）	4
		カーテン、座ぶとん、寝具、丹前その他これらに類する繊維製品	3
		じゆうたんその他の床用敷物	
		小売業用、接客業用、放送用、レコード吹込用又は劇場用のもの	3
		その他のもの	6
		室内装飾品	
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
		食事又はちゆう房用品	
		陶磁器製又はガラス製のもの	2
		その他のもの	5
		その他のもの	
		主として金属製のもの	15
		その他のもの	8
	2　事務機器及び通信機器	謄写機器及びタイプライター	
		孔版印刷又は印書業用のもの	3
		その他のもの	5
		電子計算機	
		パーソナルコンピューター（サーバー用のものを除く。）	4
		その他のもの	5
		複写機、計算機（電子計算機を除く。）、金銭登録機、タイムレコーダーその他これらに類す	5
		その他の事務機器	5
		テレタイプライター及びファクシミリ	5
		インターホーン及び放送用設備	6
		電話設備その他の通信機器	
		デジタル構内交換設備及びデジタルボタン電話設備	6
		その他のもの	10
	3　時計、試験機器及び測定機器	時計	10
		度量衡器	5
		試験又は測定機器	5
	4　光学機器及び写真製作機器	オペラグラス	2
		カメラ、映画撮影機、映写機及び望遠鏡	5
		引伸機、焼付機、乾燥機、顕微鏡その他の機器	8
	5　看板及び広告器具	看板、ネオンサイン及び気球	3
		マネキン人形及び模型	2
		その他のもの	
		主として金属製のもの	10
		その他のもの	5

種類	構造又は用途	細目	耐用年数（年）
器具及び備品	6　容器及び金庫	ボンベ	
		溶接製のもの	6
		鍛造製のもの	
		塩素用のもの	8
		その他のもの	10
		ドラムかん、コンテナーその他の容器	
		大型コンテナー（長さが6メートル以上のものに限る。）	7
		その他のもの	
		金属製のもの	3
		その他のもの	2
		金庫	
		手さげ金庫	5
		その他のもの	20
	7　理容又は美容機		5
	8　医療機器	消毒殺菌用機器	4
		手術機器	5
		血液透析又は血しょう交換用機器	7
		ハバードタンクその他の作動部分を有する機能回復訓練機器	6
		調剤機器	6
		歯科診療用ユニット	7
		光学検査機器	
		ファイバースコープ	6
		その他のもの	8
		その他のもの	
		レントゲンその他の電子装置を使用する機器	
		移動式のもの、救急医療用のもの及び自動血液分析器	4
		その他のもの	6
		その他のもの	
		陶磁器製又はガラス製のもの	3
		主として金属製のもの	10
		その他のもの	5
	9　娯楽又はスポーツ器具及び興行又は演劇用具	たまつき用具	8
		パチンコ器、ビンゴ器その他これらに類する球戯用具及び射的用具	2
		ご、しようぎ、まあじやん、その他の遊戯具	5
		スポーツ具	3
		劇場用観客いす	3
		どんちよう及び幕	5
		衣しよう、かつら、小道具及び大道具	2
		その他のもの	
		主として金属製のもの	10
		その他のもの	5
	10　生物	植物	
		貸付業用のもの	2
		その他のもの	15
		動物	
		魚類	2
		鳥類	4
		その他のもの	8
	11　前掲のもの以外のもの	映画フイルム（スライドを含む。）、磁気テープ及びレコード	2
		シート及びロープ	2
		漁具	3
		葬儀用具	3
		楽器	5
		自動販売機（手動のものを含む。）	5
		焼却炉	5
		その他のもの	
		主として金属製のもの	10
		その他のもの	5
	12　前掲する資産のうち、当該資産につ	主として金属製のもの	15
		その他のもの	8

－別表第２　機械および装置の耐用年数表

番号	設備の種類	細目	耐用年数（年）
1	食肉又は食鳥処理加工設備		9
2	鶏卵処理加工又はマヨネーズ製造設備		8
3	市乳処理設備及び発酵乳、乳酸菌飲料その他の乳製品製造設備（集乳設備を含		9
4	水産練製品、つくだ煮、寒天その他の水産食料品製造設備		8
5	つけ物製造設備		7
6	トマト加工品製造設備		8
7	その他の果実又はそ菜処理加工設備	むろ内用バナナ熟成装置	6
		その他の設備	9
8	かん詰又はびん詰製造設備		8
9	化学調味料製造設備		7
10	味そ又はしよう油（だしの素類を含む。）製造設備	コンクリート製仕込そう	25
		その他の設備	9
10の2	食酢又はソース製造設備		8
11	その他の調味料製造設備		9
12	精穀設備		10
13	小麦粉製造設備		13
14	豆腐類、こんにやく又は食ふ製造設備		8
15	その他の豆類処理加工設備		9
16	コーンスターチ製造設備		10
17	その他の農産物加工設備	粗製でん粉貯そう	25
		その他の設備	12
18	マカロニ類又は即席めん類製造設備		9
19	その他の乾めん、生めん又は強化米製造		10
20	砂糖製造設備		10
21	砂糖精製設備		13
22	水あめ、ぶどう糖又はカラメル製造設備		10
23	パン又は菓子類製造設備		9
24	荒茶製造設備		8
25	再製茶製造設備		10
26	清涼飲料製造設備		10
27	ビール又は発酵法による発ぽう酒製造設備		14
28	清酒、みりん又は果実酒製造設備		12
29	その他の酒類製造設備		10
30	その他の飲料製造設備		12
31	酵母、酵素、種菌、麦芽又はこうじ製造設備（医薬用のものを除く。）		9
32	動植物油脂製造又は精製設備（マーガリン又はリンター製造設備を含む。）		12
33	冷凍、製氷又は冷蔵業用設備	結氷かん及び凍結さら	3
		その他の設備	13
34	発酵飼料又は酵母飼料製造設備		9
35	その他の飼料製造設備		10
36	その他の食料品製造設備		16
36の2	たばこ製造設備		8
37	生糸製造設備	自動繰糸機	7
		その他の設備	10
38	繭乾燥業用設備		13
39	紡績設備		10
40	削除		
41	削除		
42	合成繊維かさ高加工糸製造設備		8
43	ねん糸業用又は糸（前号に掲げるものを除く。）製造業用設備		11

番号	設備の種類	細目	耐用年数（年）
44	織物設備		10
45	メリヤス生地、編み手袋又はくつ下製造設		10
46	染色整理又は仕上設備	圧縮用電極板	3
		その他の設備	7
47	削除		
48	洗毛、化炭、羊毛トップ、ラップペニー、反毛、製綿又は再生綿業用設備		10
49	整経又はサイジング業用設備		10
50	不織布製造設備		9
51	フエルト又はフエルト製品製造設備		10
52	綱、網又はひも製造設備		10
53	レース製造設備	ラッセルレース機	12
		その他の設備	14
54	塗装布製造設備		14
55	繊維製又は紙製衛生材料製造設備		9
56	縫製品製造業用設備		7
57	その他の繊維製品製造設備		15
58	可搬式造林、伐木又は搬出設備	動力伐採機	3
		その他の設備	6
59	製材業用設備	製材用自動送材装置	8
		その他の設備	12
60	チップ製造業用設備		8
61	単板又は合板製造設備		9
62	その他の木製品製造設備		10
63	木材防腐処理設備		13
64	パルプ製造設備		12
65	手すき和紙製造設備		7
66	丸網式又は短網式製紙設備		12
67	長網式製紙設備		14
68	ヴァルカナイズドファイバー又は加工紙製造設備		12
69	段ボール、段ボール箱又は板紙製容器製造設備		12
70	その他の紙製品製造設備		10
71	枚葉紙樹脂加工設備		9
72	セロファン製造設備		9
73	繊維板製造設備		13
74	日刊新聞紙印刷設備	モノタイプ、写真又は通信設備	5
		その他の設備	11
75	印刷設備		10
76	活字鋳造業用設備		11
77	金属板その他の特殊物印刷設備		11
78	製本設備		10
79	写真製版業用設備		7
80	複写業用設備		6
81	アンモニア製造設備		9
82	硫酸又は硝酸製造設備		8
83	溶成りん肥製造設備		8
84	その他の化学肥料製造設備		10
85	配合肥料その他の肥料製造設備		13
86	ソーダ灰、塩化アンモニウム、か性ソーダ又はか性カリ製造設備（塩素処理設備を含		7
87	硫化ソーダ、水硫化ソーダ、無水ぼう硝、青化ソーダ又は過酸化ソーダ製造設備		7

番号	設備の種類	細目	耐用年数（年）
88	その他のソーダ塩又はカリ塩（第97号（塩素酸塩を除く。）第98号及び第106号に掲げるものを除く。）製造設備		9
89	金属ソーダ製造設備		10
90	アンモニウム塩（硫酸アンモニウム及び塩化アンモニウムを除く。）製造設備		9
91	炭酸マグネシウム製造設備		7
92	苦汁製品又はその誘導体製造設備		8
93	軽質炭酸カルシウム製造設備		8
94	カーバイド製造設備（電極製造設備を除		9
95	硫酸鉄製造設備		7
96	その他の硫酸塩又は亜硫酸塩製造設備（他の号に掲げるものを除く。）		9
97	臭素、よう素又は塩素、臭素若しくはよう素化合物製造設備	よう素用坑井設備	3
		その他の設備	7
98	ふつ酸その他のふつ素化合物製造設備		6
99	塩化りん製造設備		5
100	りん酸又は硫化りん製造設備		7
101	りん又はりん化合物製造設備（他の号に掲げるものを除く。）		10
102	べんがら製造設備		6
103	鉛丹、リサージ又は亜鉛華製造設備		11
104	酸化チタン、リトポン又はバリウム塩製造設		9
105	無水クロム酸製造設備		7
106	その他のクロム化合物製造設備		9
107	2酸化マンガン製造設備		8
108	ほう酸その他のほう素化合物製造設備（他の号に掲げるものを除く。）		10
109	青酸製造設備		8
110	硝酸銀製造設備		7
111	2硫化炭素製造設備		8
112	過酸化水素製造設備		10
113	ヒドラジン製造設備		7
114	酸素、水素、2酸化炭素又は溶解アセチレン製造設備		10
115	加圧式又は真空式製塩設備		10
116	その他のかん水若しくは塩製造又は食塩加工設備	合成樹脂製濃縮盤及びイオン交換膜	3
		その他の設備	7
117	活性炭製造設備		6
118	その他の無機化学薬品製造設備		12
119	石炭ガス、オイルガス又は石油を原料とする芳香族その他の化合物分離精製設備		8
120	染料中間体製造設備		7
121	アルキルベンゾール又はアルキルフェノール製造設備		8
122	カプロラクタム、シクロヘキサノン又はテレフタル酸（テレフタル酸ジメチルを含む。）製造		7
123	イソシアネート類製造設備		7
124	炭化水素の塩化物、臭化物又はふつ化物製造設備		7
125	メタノール、エタノール又はその誘導体製造設備（他の号に掲げるものを除く。）		9
126	その他のアルコール又はケトン製造設備		8
127	アセトアルデヒド又は酢酸製造設備		7

番号	設備の種類	細目	耐用年数（年）
128	シクロヘキシルアミン製造設備		7
129	アミン又はメラミン製造設備		8
130	ぎ酸、しゆう酸、乳酸、酒石酸（酒石酸塩類を含む。）、こはく酸、くえん酸、タンニン酸又は没食子酸製造設備		8
131	石油又は天然ガスを原料とするエチレン、プロピレン、ブチレン、ブタジエン又はアセチレン製造設備		9
132	ビニールエーテル製造設備		8
133	アクリルニトリル又はアクリル酸エステル製造設備		7
134	エチレンオキサイド、エチレングリコール、プロピレンオキサイド、プロピレングリコール、ポリエチレングリコール又はポリプロピレングリコール製造設備		8
135	スチレンモノマー製造設備		9
136	その他のオレフィン系又はアセチレン系誘導体製造設備（他の号に掲げるものを除		8
137	アルギン酸塩製造設備		10
138	フルフラル製造設備		11
139	セルロイド又は硝化綿製造設備		10
140	酢酸繊維素製造設備		8
141	繊維素グリコール酸ソーダ製造設備		10
142	その他の有機薬品製造設備		12
143	塩化ビニリデン系樹脂、酢酸ビニール系樹脂、ナイロン樹脂、ポリエチレンテレフタレート系樹脂、ふつ素樹脂又はけい素樹脂製造		7
144	ポリエチレン、ポリプロピレン又はポリブテン製造設備		8
145	尿素系、メラミン系又は石炭酸系合成樹脂製造設備		9
146	その他の合成樹脂又は合成ゴム製造設備		8
147	レーヨン糸又はレーヨンステープル製造設		9
148	酢酸繊維製造設備		8
149	合成繊維製造設備		7
150	石けん製造設備		9
151	硬化油、脂肪酸又はグリセリン製造設備		9
152	合成洗剤又は界面活性剤製造設備		7
153	ビタミン剤製造設備		6
154	その他の医薬品製造設備（製剤又は小分包装設備を含む。）		7
155	殺菌剤、殺虫剤、殺そ剤、除草剤その他の動植物用製剤製造設備		8
156	産業用火薬類（花火を含む。）製造設備		7
157	その他の火薬類製造設備（弾薬装てん又は組立設備を含む。）		6
158	塗料又は印刷インキ製造設備		9
159	その他のインキ製造設備		13
160	染料又は顔料製造設備（他の号に掲げるものを除く。）		7
161	抜染剤又は漂白剤製造設備（他の号に掲げるものを除く。）		7
162	試薬製造設備		7
163	合成樹脂用可塑剤製造設備		8
164	合成樹脂用安定剤製造設備		7

番号	設備の種類	細目	耐用年数（年）
165	有機ゴム薬品、写真薬品又は人造香料製造設備		8
166	つや出し剤、研摩油剤又は乳化油剤製造		11
167	接着剤製造設備		9
168	トール油精製設備		7
169	りゆう脳又はしよう脳製造設備		9
170	化粧品製造設備		9
171	ゼラチン又はにかわ製造設備		6
172	写真フイルムその他の写真感光材料（銀塩を使用するものに限る。）製造設備		8
173	削除		
174	磁気テープ製造設備		6
175	化工でん粉製造設備		10
176	活性白土又はシリカゲル製造設備		10
177	選鉱剤製造設備		9
178	電気絶縁材料（マイカ系を含む。）製造設備		12
179	カーボンブラック製造設備		8
180	その他の化学工業製品製造設備		13
181	石油精製設備（廃油再生又はグリース類製造設備を含む。）		8
182	アスファルト乳剤その他のアスファルト製品製造設備		14
183	ピッチコークス製造設備		7
184	練炭、豆炭類、オガライト（オガタンを含む。）又は炭素粉末製造設備		8
185	その他の石油又は石炭製品製造設備		14
186	タイヤ又はチューブ製造設備		10
187	再生ゴム製造設備		10
188	フォームラバー製造設備		10
189	糸ゴム製造設備		9
190	その他のゴム製品製造設備		10
191	製革設備		9
192	機械ぐつ製造設備		8
193	その他の革製品製造設備		11
194	板ガラス製造設備（みがき設備を含む。）	溶解炉	14
		その他の設備	14
195	その他のガラス製品製造設備（光学ガラス製造設備を含む。）	るつぼ炉及びデータンク炉	3
		溶解炉	13
		その他の設備	9
196	陶磁器、粘土製品、耐火物、けいそう土製品、はい土又はうわ薬製造設備	倒炎がま	
		塩融式のもの	3
		その他のもの	5
		トンネルがま	7
		その他の炉	8
		その他の設備	12
197	炭素繊維製造設備	黒鉛化炉	4
		その他の設備	10
197の2	その他の炭素製品製造設備	黒鉛化炉	4
		その他の設備	12
198	人造研削材製造設備	溶融炉	5
		その他の設備	9
199	研削と石又は研摩布紙製造設備	加硫炉	8
		トンネルがま	7
		その他の焼成炉	5
		その他の設備	10

番号	設備の種類	細目	耐用年数（年）
200	セメント製造設備		13
201	生コンクリート製造設備		9
202	セメント製品（気ほうコンクリート製品を含む。）製造設備	移動式製造又は架設設備及び振動加圧式成形設備	7
		その他の設備	12
203	削除		
204	石灰又は苦石灰製造設備		8
205	石こうボード製造設備	焼成炉	5
		その他の設備	12
206	ほうろう鉄器製造設備	るつぼ炉	3
		その他の炉	7
		その他の設備	12
207	石綿又は石綿セメント製品製造設備		12
208	岩綿（鉱さい繊維を含む。）又は岩綿製品製造設備		12
209	石工品又は擬石製造設備		12
210	その他の窯業製品又は土石製品製造設備	トンネルがま	12
		その他の炉	10
		その他の設備	15
211	製銑設備		14
212	純鉄又は合金鉄製造設備		10
213	製鋼設備		14
214	連続式鋳造鋼片製造設備		12
215	鉄鋼熱間圧延設備		14
216	鉄鋼冷間圧延又は鉄鋼冷間成形設備		14
217	鋼管製造設備		14
218	鉄鋼伸線（引き抜きを含む。）設備及び鉄鋼卸売業用シャーリング設備並びに伸鉄又はシャーリング業用設備		11
218の2	鉄くず処理業用設備		7
219	鉄鋼鍛造業用設備		12
220	鋼鋳物又は銑鉄鋳物製造業用設備		10
221	金属熱処理業用設備		10
222	その他の鉄鋼業用設備		15
223	銅、鉛又は亜鉛製錬設備		9
224	アルミニウム製錬設備		12
225	ベリリウム銅母合金、マグネシウム、チタニウム、ジルコニウム、タンタル、クロム、マンガン、シリコン、ゲルマニウム又は希土類金属製錬設備		7
226	ニッケル、タングステン又はモリブデン製練設備		10
227	その他の非鉄金属製錬設備		12
228	チタニウム造塊設備		10
229	非鉄金属圧延、押出又は伸線設備		12
230	非鉄金属鋳物製造業用設備	ダイカスト設備	8
		その他の設備	10
231	電線又はケーブル製造設備		10
231の2	光ファイバー製造設備		8
232	金属粉末又ははく（圧延によるものを除く。）製造設備		8
233	粉末冶金製品製造設備		10
234	鋼索製造設備		13

番号	設備の種類	細目	耐用年数（年）
235	鎖製造設備		12
236	溶接棒製造設備		11
237	くぎ、リベット又はスプリング製造業用設備		12
237の2	ねじ製造業用設備		10
238	溶接金網製造設備		11
239	その他の金網又は針金製品製造設備		14
240	縫針又はミシン針製造設備		13
241	押出しチューブ又は自動組立方式による金属かん製造設備		11
242	その他の金属製容器製造設備		14
243	電気錫めつき鉄板製造設備		12
244	その他のめつき又はアルマイト加工設備		7
245	金属塗装設備	脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置	7
		その他の設備	9
245の2	合成樹脂被覆、彫刻又はアルミニウムはくの加工設備	脱脂又は洗浄設備及び水洗塗装装置	7
		その他の設備	11
246	手工具又はのこぎり刃その他の刃物類（他の号に掲げるものを除く。）製造設備		12
247	農業用機具製造設備		12
248	金属製洋食器又はかみそり刃製造設備		11
249	金属製家具若しくは建具又は建築金物製造設備	めつき又はアルマイト加工設	7
		溶接設備	10
		その他の設備	13
250	鋼製構造物製造設備		13
251	プレス、打抜き、しぼり出しその他の金属加工品製造業用設備	めつき又はアルマイト加工設	7
		その他の設備	12
251の2	核燃料物質加工設備		11
252	その他の金属製品製造設備		15
253	ボイラー製造設備		12
254	エンジン、タービン又は水車製造設備		11
255	農業用機械製造設備		12
256	建設機械、鉱山機械又は原動機付車両（他の号に掲げるものを除く。）製造設備		11
257	金属加工機械製造設備		10
258	鋳造用機械、合成樹脂加工機械又は木材加工用機械製造設備		12
259	機械工具、金型又は治具製造業用設備		10
260	繊維機械（ミシンを含む。）又は同部分品若しくは附属品製造設備		12
261	風水力機器、金属製弁又は遠心分離機製造設備		12
261の2	冷凍機製造設備		11
262	玉又はコロ軸受若しくは同部分品製造設備		10
263	歯車、油圧機器その他の動力伝達装置製造業用設備		10
263の2	産業用ロボット製造設備		11
264	その他の産業用機器又は部分品若しくは附属品製造設備		13
265	事務用機器製造設備		11

番号	設備の種類	細目	耐用年数（年）
266	食品用、暖ちゆう房用、家庭用又はサービス用機器（電気機器を除く。）製造設備		13
267	産業用又は民生用電気機器製造設備		11
268	電気計測器、電気通信用機器、電子応用機器又は同部分品（他の号に掲げるものを除く。）製造設備		10
268の2	光ディスク（追記型又は書換え型のものに限る。）製造設備		6
269	交通信号保安機器製造設備		12
270	電球、電子管又は放電灯製造設備		8
271	半導体集積回路（素子数が5百以上のものに限る。）製造設備		5
271の2	その他の半導体素子製造設備		7
272	抵抗器又は蓄電器製造設備		9
272の2	プリント配線基板製造設備		6
272の3	フェライト製品製造設備		9
273	電気機器部分品製造設備		12
274	乾電池製造設備		9
274の2	その他の電池製造設備		12
275	自動車製造設備		10
276	自動車車体製造又は架装設備		11
277	鉄道車両又は同部分品製造設備		12
278	車両用エンジン、同部分品又は車両用電装品製造設備（ミッション又はクラッチ製造設備を含む。）		10
279	車両用ブレーキ製造設備		11
280	その他の車両部分品又は附属品製造設備		12
281	自転車又は同部分品若しくは附属品製造設備	めつき設備	7
		その他の設備	12
282	鋼船製造又は修理設備		12
283	木船製造又は修理設備		13
284	舶用推進器、甲板機械又はハッチカバー製造設備	鋳造設備	10
		その他の設備	12
285	航空機若しくは同部分品（エンジン、機内空気加圧装置、回転機器、プロペラ、計器、降着装置又は油圧部品に限る。）製造又は修		10
286	その他の輸送用機器製造設備		13
287	試験機、測定器又は計量機製造設備		11
288	医療用機器製造設備		12
288の2	理化学用機器製造設備		11
289	レンズ又は光学機器若しくは同部分品製造設備		10
290	ウオッチ若しくは同部分品又は写真機用シャッター製造設備		10
291	クロック若しくは同部分品、オルゴールムーブメント又は写真フイルム用スプール製造		12
292	銃弾製造設備		10
293	銃砲、爆発物又は信管、薬きようその他の銃砲用品製造設備		12
294	自動車分解整備業用設備		13

番号	設備の種類	細目	耐用年数（年）
295	前掲以外の機械器具、部分品又は附属品製造設備		14
296	機械産業以外の設備に属する修理工場用又は工作工場用機械設備		14
297	楽器製造設備		11
298	レコード製造設備	吹込設備	8
		その他の設備	12
299	がん具製造設備	合成樹脂成形設備	9
		その他の設備	11
300	万年筆、シャープペンシル又はペン先製造設備		11
301	ボールペン製造設備		10
302	鉛筆製造設備		13
303	絵の具その他の絵画用具製造設備		11
304	身辺用細貨類、ブラシ又はシガレットライター製造設備	製鎖加工設備	8
		その他の設備	12
		前掲の区分によらないもの	11
305	ボタン製造設備		9
306	スライドファスナー製造設備	自動務歯成形又はスライダー製造機	7
		自動務歯植付機	5
		その他の設備	11
307	合成樹脂成形加工又は合成樹脂製品加工業用設備		8
308	発ぽうポリウレタン製造設備		8
309	繊維壁材製造設備		9
310	歯科材料製造設備		12
311	真空蒸着処理業用設備		8
312	マッチ製造設備		13
313	コルク又はコルク製品製造設備		14
314	つりざお又は附属品製造設備		13
315	墨汁製造設備		8
316	ろうそく製造設備		7
317	リノリウム、リノタイル又はアスファルトタイル製造設備		12
318	畳表製造設備	織機、い草選別機及びい割機	5
		その他の設備	14
319	畳製造設備		5
319の2	その他のわら工品製造設備		8
320	木ろう製造又は精製設備		12
321	松脂その他樹脂の製造又は精製設備		11
322	蚕種製造設備	人工ふ化設備	8
		その他の設備	10
323	真珠、貴石又は半貴石加工設備		7
324	水産物養殖設備	竹製のもの	2
		その他のもの	4
324の2	漁ろう用設備		7
325	前掲以外の製造設備		15
326	砂利採取又は岩石の採取若しくは砕石設		8
327	砂鉄鉱業設備		8
328	金属鉱業設備（架空索道設備を含む。）		9

番号	設備の種類	細目	耐用年数（年）
329	石炭鉱業設備（架空索道設備を含む。）	採掘機械及びコンベヤ	5
		その他の設備	9
		前掲の区分によらないもの	8
330	石油又は天然ガス鉱業設備	坑井設備	3
		掘さく設備	5
		その他の設備	12
331	天然ガス圧縮処理設備		10
332	硫黄鉱業設備（製錬又は架空索道設備を含む。）		6
333	その他の非金属鉱業設備（架空索道設備を含む。）		9
334	ブルドーザー、パワーショベルその他の自走式作業用機械設備		5
335	その他の建設工業設備	排砂管及び可搬式コンベヤ	3
		ジーゼルパイルハンマー	4
		アスファルトプラント及びバッチャープラント	6
		その他の設備	7
336	測量業用設備	カメラ	5
		その他の設備	7
337	鋼索鉄道又は架空索道設備	鋼索	3
		その他の設備	12
338	石油又は液化石油ガス卸売用設備（貯そうを除く。）		13
338の2	洗車業用設備		10
339	ガソリンスタンド設備		8
339の2	液化石油ガススタンド設備		8
339の3	機械式駐車設備		15
340	荷役又は倉庫業用設備及び卸売又は小売業の荷役又は倉庫用設備	移動式荷役設備	7
		くん蒸設備	10
		その他の設備	12
341	計量証明業用設備		9
342	船舶救難又はサルベージ設備		8
343	国内電気通信事業用設備	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	6
		アナログ交換設備	16
		その他の設備	9
343の2	国際電気通信事業用設備	デジタル交換設備及び電気通信処理設備	6
		アナログ交換設備	16
		その他の設備	7
344	ラジオ又はテレビジョン放送設備		6
345	その他の通信設備（給電用指令設備を含		9
346	電気事業用水力発電設備		22
347	その他の水力発電設備		20
348	汽力発電設備		15
349	内燃力又はガスタービン発電設備		15
350	送電又は電気事業用変電若しくは配電設備	需要者用計器	15
		柱上変圧器	18
		その他の設備	22
351	鉄道又は軌道事業用変電設備		20
351の2	列車遠隔又は列車集中制御設備		12

番号	設備の種類	細目	耐用年数（年）
352	蓄電池電源設備		6
353	フライアッシュ採取設備		13
354	石炭ガス、石油ガス又はコークス製造設備（ガス精製又はガス事業用特定ガス発生設備を含む。）		10
355	削除		
356	ガス事業用供給設備	ガス導管	
		鋳鉄製のもの	22
		その他のもの	13
		需要者用計量器	13
		その他の設備	15
357	上水道又は下水道業用設備		12
358	ホテル、旅館又は料理店業用設備及び給食用設備	引湯管	5
		その他の設備	9
359	クリーニング設備		7
360	公衆浴場設備	かま、温水器及び温かん	3
		その他の設備	8
360の2	故紙梱包設備		7
361	火葬設備		16
362	電光文字設備		10
363	映画製作設備（現像設備を除く。）	照明設備	3
		撮影又は録音設備	6
		その他の設備	8
364	天然色写真現像焼付設備		6
365	その他の写真現像焼付設備		8
366	映画又は演劇興行設備	照明設備	5
		その他の設備	7
367	遊園地用遊戯設備（原動機付のものに限		9
367の2	ボーリング場用設備	レーン	5
		その他の設備	10
368	種苗花き園芸設備		10
369	前掲の機械及び装置以外のもの並びに前掲の区分によらないもの	主として金属製のもの	17
		その他のもの	8

－別表第３　無形減価償却資産の耐用年数表

種類	細目	耐用年数（年）
漁業権		10
ダム使用権		55
水利権		20
特許権		8
実用新案権		5
意匠権		7
商標権		10
ソフトウエア	複写して販売するための原本	3
	その他のもの	5
育成者権	種苗法（平成十年法律第8十3号）第4条第2項に規定する品	10
	その他	8
営業権		5
専用側線利用権		30
鉄道軌道連絡通行施設利用		30
電気ガス供給施設利用権		15
熱供給施設利用権		15
水道施設利用権		15
工業用水道施設利用権		15
電気通信施設利用権		20

－別表第４　生物の耐用年数表（省略）

－別表第５　汚水処理用減価償却資産の耐用年数表

種類	細目		耐用年数（年）
構築物	槽、塔、水路、貯水池その他のもの		
		鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は石造のもの	30
		れんが造のもの	20
		コンクリート造、金属造又は土造のもの	15
		木造又は合成樹脂造のもの	10
機械及び装置			7

－別表第６　ばい煙処理用減価償却資産の耐用年数表

種類	細目		耐用年数（年）
構築物	槽、塔、水路及び貯水池		
		鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造又は石造のもの	30
		れんが造のもの	20
		コンクリート造又は金属造のもの	15
	煙突（高さが7十メートル以上のものに限る。）		
		鉄筋コンクリート造のもの	30
		金属造のもの	10
機械及び装置（金属製のもので、機械及び装置と1体と認められる排気管及び放出筒を含			7

－別表第７　農林業用減価償却資産の耐用年数表（省略）

－別表第８　開発研究用減価償却資産の耐用年数表（省略）